

第6回  
震災問題研究交流会  
研究報告書

2021年1月

震災問題研究ネットワーク  
日本社会学会震災問題情報連絡会

## はじめに

2020年3月20～21日に行われた震災問題研究交流会は、はじめての試みとして2日間の企画とし、初日はこれまで通りの報告者を募集しての自由報告を行い、2日目は現在進行中の科研費のプロジェクトを中心にした報告会形式の研究交流会として早稲田大学の会議室を利用して行った。

すでに、2月の大学の入試を終えたころには、新型コロナ・ウィルス感染症の蔓延が進んでおり、早稲田大学でも大きなイベントに関する自粛要請が出されたため、規模を縮小することと徹底的な換気や感染症対策を入念に行った厳戒態勢を敷いての研究交流会の開催であった。当時の開催者側の気持ちとしては、まさに感染症を含めた広範な災害対応の社会的影響や課題を考える研究交流会として、どのようにこの事態を捉えたらよいか、ただ人びととの接触や移動の停止だけで本当に良いのか、という思いが強かったことを記憶している。恐らく一旦、人びととの接触や移動そのものを停止する事態に入ったら、その状態を解除することが極めて難しくなることは、これまでの災害体験から十分わかっていたし（例えば東日本大震災の原発事故とその後の対応を見よ）、そうしたロックダウンはその環境下での社会的機能を維持するしくみが学習されていない当時の状況では実質的に社会機能を止めることになり、その結果極めて陰しく殺伐とした人間環境を創っていくことは目に見えていた。こうした危機的状況のなかでの合議と意思決定を、人々の知恵と情報をどのように交換させて率直な意思疎通を行いながら、組み立てていくか、まさにそうした実践の場であるという認識であった。リモート会議の経験は、それ以前に1年間程使っていてある程度までのコミュニケーションが取れることは実践的に諒解していたが、定型ではない率直な意見交換のツールとしてどこまで使えるかは全く未知数であった。実際に、当時は、政治家による学校一斉休校や都市封鎖がごく少数の人による決断で決められ、比較的多くの衆知を集めた対策協議や熟議などが軽視され、ばらばらな個人化された憶測だけが潜伏し、流言がSNSを通じて飛び交うといった社会環境であった。

研究交流会1日目のランチョン・セッションで、急遽、新型コロナ・ウィルス感染症の問題を扱ったのは、まさにそうした状況下であった。当時、たいへん幅が広く落差の大きい言説空間が出現しており、その中で対策という点でもロックダウンや移動の強制的な排除が、中国はもちろん、その後欧米各国でも競って行われるようになってきていた。それだけに、こうした危機感、大変緊迫したリアリティをもっていたのである。このときの率直な問題意識は、震災問題研究ネットワーク (<https://greatearthquakeresearchnet.jimdofree.com/>)のサイトにある「新型コロナ・ウィルス感染症」のコーナーを参照願いたい。また、それまでの経緯についても浅野幸子氏に概況を報告してもらい、関連情報を整理したものを上記コーナーに掲載している。これらを本報告書に所収することも考えたが、既にサイトで見られる状態にしてあること、今後も状況が流動的なため情報更新が常に可能なサイトに集約しておく方が総観するうえで利便性が高いと思われることなどから、この研究交流会報告書とは切り離れたかたちで扱うことにした。したがって、これらも研究交流会の記録として併読していただければ幸いである。

また、2日目の科研費プロジェクトの研究報告についても、既に早稲田大学地域社会と危機管理研究所のサイト(<http://www.waseda.jp/prj-sustain/>)の<2019-科研費 A-project>の項に掲載してあるので、本報告書からは割愛した。興味のある方は是非併読してほしい。また、この科研費プロジェクトの研究報告については、英文版を用意しており、近日中に上記研究所の英文サイトに掲載される予定である。一方、2日目のランチョン・セッションとして行った書評セッションは、清水睦美他『震災と学校のエスノグラフィー：近代教育の慣性と摩擦』（勁草書房、2月28日刊行）を対象にした書評セッションであるが、それについてはこの報告書の書評セッションの項に収録してある。

さて、この研究交流会報告書のもとになる2020年3月下旬に行われた震災問題研究交流会では、1日目に4つのセッション（「災害ボランティアと地域防災の担い手、及びその育成」「ランチョン・セッション／新型コロナ・ウィルスの感染拡大に直面して」「原子力災害と避難生活／復興への課題をめぐって」「復興支援と被災地住民の生活選択」）が行われ、2日目にはランチョン・セッションとして行われた上記の書評セッションを挟んで、3つの科研調査セッションセッション（「災害過程の各段階における達成指標／復興指標に関して（指標Gの成果と討議）」「現地調査を踏まえた災害過程／復興過程に関して（現地調査Gの成果と討議）」「復興政策及び科研調査全般に関して（復興政策Gの問題提起及び全体討議）」）が行われている。

そのうち、この報告書では、1日目の3つのセッションを中心に、それに2日目の書評セッションを加えて、そこで行われた研究報告を中心にして編集がされている。この報告書で、交流会におけるすべての報告内容を網羅できたわけではないが、関連するサイトを併読していただくことで交流会での議論の内容を振り返ることができる内容となっていると思う。報告書の最後に、記録として研究交流会のプログラムを付し、報告されたすべての報告タイトルを掲載しているので、参照願いたい。

とくに、この一年は新型コロナ・ウィルスとの共存に向けた試行に明け暮れた月日であった。交流会の開催、及び報告書の編集にあたっては、多方面にわたる多くの方々の協力を得た。深く感謝の意を表したい。一日も早く安定した日々が戻ってくることを期待し、皆様の健康を祈りたいと思う。是非引き続き、震災問題研究ネットワークの活動を支援していただければ幸いである。

浦野正樹（早稲田大学）

# 第6回 震災問題研究交流会報告書 目次

はじめに 浦野正樹（早稲田大学） .....	i
第1部 災害ボランティアと地域防災の担い手、及びその育成.....	1
1-1 宮本淳子（常葉大学）・長谷川由美（近畿大学） 災害時におけるコミュニティ放送局の外国人に対する取り組み ——日本語による文字情報発信を行う「FMうるま」の事例をもとに—— Efforts of Community Broadcasters for Foreigners in the Event of a Disaster: Based on the Case of “FM Uruma”, which Sends Textual Information in Japanese .....	2
1-2 津田壮章（京都大学） 自衛隊退職者団体の防災協力事業と民間防衛 Disaster Preparedness Project and Civil Defense of Japan Self-Defense Forces Veterans Association.....	9
1-3 池田恵子（静岡大学） 地域防災における「女性の参加」の意味——担い手間の認識のズレをめぐって—— ‘Women's Participation’ in Community-Based Disaster Management: on Varying Connotations among Stakeholders .....	15
1-4 三隅一人（九州大学） 「クロスロード」を活用した社会学教材の開発 Sociological Educational Material by Utilizing ‘Crossroad’.....	21
第2部 原子力災害と避難生活／復興への課題をめぐって.....	27
2-1 水田恵三（尚絅学院大学） 復興政策が原発避難者に及ぼした影響——福島県浪江町の場合—— Reconstruction Policy Impact on Evacuees in Fukushima: Namie town .....	28
2-2 原口弥生（茨城大学）・武田直樹（筑波学院大学） 原発避難の長期化と支援——茨城の支援体制を中心に—— Prolonged Evacuation and Supports after the Fukushima Nuclear Accidents: a Case of Building Support Network in Ibaraki.....	34
2-3 浅野富美枝（宮城学院女子大学）・天童睦子（宮城学院女子大学） 東日本大震災による広域避難者を核とした女性たちの交流会活動——9年間の変遷—— The Women’s Exchange Meeting for the Evacuees of the Great East Japan Earthquake: the Changes for Nine Years .....	40

2-4 吉田耕平（東京都立大学） なぜ災害研究は職業生活を論じないのか ——生活構造と職場集団における「仕事」の意味を考える—— Why Do Not Disaster Research Study Occupational Lives?: Dissolved Structure of Living, Changing Work Group, and the Reconstruction of the Meaning of "Work".....	46
2-5 横山智樹（東京都立大学） 政府のいう「復興」とは何か——原発事故後の政府文書の批判的分析から—— What is "Reconstruction" Planned by the Government?: Analysis of Government Documents after the Nuclear Disaster .....	52
第3部 復興支援と被災地住民の生活選択 .....	58
3-1 妹尾涉（国立教育政策研究所）・松田洋介（大東文化大学） 被災地の進路選択——東日本大震災後の東北沿岸部の高等教育進学率の動向に焦点をあてて—— Career Choice of High School Students in the Disaster Area: Focusing on Trends in Higher Education Advancement Rate in Coastal Region of Tohoku area in Japan after the Great East Japan Earthquake.....	59
研究活動報告 .....	65
遠藤崇広（放送大学） 現地調査と被災・避難者へのインタビューから検証する——福島第一原発事故被災地・福島県双葉郡の住民帰還を妨げるもの—— Inspection from a Field Work and the Interview to a Damage, a Refugee: The Fukushima Daiichi Nuclear Disaster Stricken Area Disturbs the Inhabitants Return of Futaba-gun, Fukushima .....	66
書評セッション報告 .....	68
清水睦美（日本女子大学）・妹尾涉（国立教育政策研究所）・日下田岳史（大正大学）・ 堀健志（上越教育大学）・松田洋介（大東文化大学）・山本宏樹（東京電機大学） 書評セッション報告『震災と学校のエスノグラフィー——近代教育システムの慣性と摩擦——』 [Book Review Session] Ethnography on School after the Great East Japan Earthquake Disaster: Inertia and Frictions that the Modern Educational System Generates .....	69
付録 第6回震災問題研究交流会（旧東日本大震災研究交流会）プログラム.....	73

**第 1 部 災害ボランティアと地域防災の担い手、  
及びその育成**

# 災害時におけるコミュニティ放送局の外国人に対する取り組み ——日本語による文字情報発信を行う「FM うるま」の事例をもとに——

宮本淳子<sup>1</sup>・長谷川由美<sup>2</sup>

キーワード：コミュニティ放送・外国人・災害時の情報保障

## 1 はじめに——問題の所在

日本における在留・訪日外国人数がともに過去最高となる中、災害時の外国人に対する情報保障は急務の課題となっている。一般財団法人消防防災科学センター（2018）によると、在留外国人数が500人以上の市区町村256団体のうち、外国人を対象とした防災知識の普及については、約7割が「取り組んでいる」と回答しているものの、外国人を対象とした災害時の情報伝達に関して「取り組んでいる」と回答した団体は、25.4%であった。

外国人への災害時の情報保障については、これまで多言語放送を行うコミュニティ放送局の役割が注目されてきた（臼田ほか 2009；金 2012；稲垣 2012）。実際に、多言語放送は過去の災害時に効果を発揮しており、今後も体制の強化が望まれる。一方で、近年は翻訳ソフト・アプリ、翻訳機能を有する電子端末が一般的に普及している。つまり、情報の受信者側となる外国人が、それらのツールを用いることを前提とし、日本語文字情報発信を計画的に行うことも、外国人に対する情報保障の一助<sup>3</sup>となるのではないだろうか。

そこで本研究では、コミュニティ放送局を対象に、通常時と災害時におけるソーシャルメディアの利用状況を調査したうえで、災害時における外国人への情報伝達の工夫としてソーシャルメディアで文字情報を発信している放送局を抽出し、インタビュー調査を実施した。本稿を通じ、ソーシャルメディア時代のコミュニティ放送局が担い得る新たな役割について考える契機としたい。

## 2 先行研究

### 2.1 災害時にコミュニティ放送局が文字情報発信を行う意義

コミュニティ放送局とは、市区町村の一部の区域において、地域に密着した情報を提供するため1992年1月に制度化されたFM放送局である。災害時におけるコミュニティ放送は、地域メディアとして、地域の被災者に必要とされるきめ細かな情報をリアルタイムで提供できる（北郷 2013）。この点が、阪神淡路大震災をはじめ、それ以降の国内の地震・豪雨・竜巻などの自然災害において高く評価されている<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 常葉大学短期大学部 (j-miyamoto@tokoha-jc.ac.jp)

<sup>2</sup> 近畿大学 (hasegawa@waka.kindai.ac.jp)

<sup>3</sup> 本稿で想定している外国人への日本語による文字情報発信は、これまでの施策の代替案ではなく、あくまで補助的な取り組みとしての位置づけから、「一助」としている。

<sup>4</sup> 詳細はJCBA10年史編纂委員編（2004）に詳しい。

さらに、外国人への情報伝達という点では、阪神淡路大震災で外国人を対象に情報提供を行った FM ヨボセヨや FM ユーメン（2つの局が基盤となり、後に FM わいわいが設立される<sup>5)</sup>）が大きな役割を果たした（臼田ほか 2009; 金 2012; 稲垣 2012）。その結果、災害時の外国人への情報保障の一つの手段としてコミュニティ放送が注目されることとなった。

本来、コミュニティ放送局は音声情報を発信するメディアであるため、特に災害時において文字情報を発信することは、主とする業務内容から逸脱しているとの指摘もあるだろう。ただ、現在は、音声・文字・画像・映像を発信することが、特定のメディアに限られた時代ではなくなっている。また、東日本大震災を契機に行われた災害時におけるソーシャルメディアの活用についての研究では、災害時のソーシャルメディア活用のための対策として「ソーシャルメディアの日常的な活用」と「適切なアカウントのフォロー」が挙げられている（柳田 2012）。コミュニティ放送局は、日々の放送を通じてリスナーとの信頼を構築できる環境にある。これに加えて通常時からソーシャルメディアを活用することができれば、前述の条件を満たすことができる。さらに、少子高齢化が進む日本の地区防災では、これまで災害弱者と捉えがちだった外国人を「共助」の担い手と位置付け、通常時から外国人を交えた地域交流が重要であると指摘されている（片岡 2016; 仙台市文化観光局交流企画課など）。前述のように、国内におけるこれまでの災害において、コミュニティ放送が外国人への情報伝達に有効であったことから、通常時においても地域の国際交流協会などと連携し、外国人を意識した番組を制作している局は多くある。そのような局は、通常時から外国人と接点のあるメディアであるといえる。

一方で、災害時には自治体がソーシャルメディアを活用すればよいとも考えられる。しかし、これまでの災害時における自治体の情報発信については、詳細・迅速に伝達する体制がとられにくいことが指摘されている（日本コミュニティ放送協会 2004）。これは、災害情報の中には、その後の災害補償に係るものが多く、行政の情報発信には、特に慎重さが要求されるという理由からである

以上の理由から、コミュニティ放送局が災害時においてソーシャルメディアを活用し、文字情報を発信することに、意義があると捉えることができる。これを踏まえ、通常時・災害時におけるソーシャルメディアの使用状況と災害時の外国人への情報伝達の工夫について、全国のコミュニティ放送局を対象に調査を行った。その結果について次章でまとめる。

### 3 アンケート結果と考察

ここでは、通常時と災害時におけるソーシャルメディアの使用状況と災害時の外国人への情報伝達の工夫を明らかにすることを目的として実施したアンケートの結果をまとめる。調査期間は、2018年3月から11月で、全国238局<sup>6)</sup>のコミュニティ放送局に郵送による書面でのアンケートを行った。このうち、169局より有効回答を得ることができた<sup>7)</sup>（有効回答率71%）。アンケート内容のうち、本調査で対象とする項目は以下の3つである。

<sup>5)</sup> 経緯については、山中（2011）に詳しい。

<sup>6)</sup> 一般社団法人日本コミュニティ放送協会の公式HP内「加盟社一覧」で確認できた（2019年3月1日時点）全放送局。

<sup>7)</sup> 局の希望などにより、ごく少数の放送局にはメールによるインターネットアンケートを実施した。内容は書面によるものと同じである。

- ①通常時のソーシャルメディアの利用の状況
- ②災害時のソーシャルメディアの利用の状況
- ③災害時の外国人に対する情報発信の工夫

### 3.1 通常時のソーシャルメディアの利用状況

「現在、通常時においてソーシャルメディアを利用し、情報発信を行っていますか」という質問に対しては、「はい」が 146 局 (86%)、「いいえ」が 23 局 (14%) であった。ソーシャルメディアの種類は (複数回答可)、Facebook が 119 局、Twitter が 115 局、LINE が 12 局であった。

### 3.2 災害時におけるソーシャルメディアの活用

「災害時においてソーシャルメディアを活用しますか」という質問に対して、「はい」が 107 局 (63%)、「いいえ」が 59 局 (35%)、無回答が 3 局 (2%) であった。通常時と災害時では異なる対応をとる (あるいはその予定) 局が 39 局あることが分かる。これは、コミュニティ放送局としては、音声情報発信が本業であるという認識ゆえの結果であると推測できる。それを裏付けるように、「はい」のうち 1 局は「理想としては、はい、ですが現実放送が主となるため SNS へ手が回るかが課題」と余白に記述している。

### 3.3 外国人に対する情報伝達の工夫

「災害時に、日本語理解が難しい在日外国人に対する情報発信として、特別に意識して取り組む情報提供の工夫を考えていますか」という質問に対しては、「はい」が 51 局 (30%)、「いいえ」が 115 局 (68%)、無回答が 3 局 (2%) であった。この結果から、災害時においてソーシャルメディアを活用するとしながらも、それが外国人への情報提供の工夫であるとの認識から実施している局は、ほとんどないことが分かる。しかし、「はい」と回答した局に自由記述方式で工夫内容を質問したところ、1 局 (FM うるま) からは「ラジオ放送を聞ける公式アプリでは文字情報が発信できるため、在日外国人は、その文字情報を翻訳すれば理解可能」との回答を得た。これは、外国人への情報保障の一助となる取り組みについて、筆者らの視座と一致する内容であった (FM うるまの取り組みについては次章に譲る)。また、ソーシャルメディアを活用し英語による文字情報を発信するとしている局が 1 局あった。ここでも視覚情報での発信が意識されている点に注目したい。

一方、最も多い工夫は「外国語の利用」であり、自由記述からは、大部分が地域の国際交流協会などと連携を想定していた。基本的なコメントを録音し対応する局や AI による多言語対応を考えている局もあった。さらに、「やさしい日本語<sup>8</sup>」という回答が 6 局あった。「いいえ」と回答した局の中には、「対応したい所はありますが、イレギュラー内容を即対応できる話し手 (外国語) が不在であるので」「必要ではあるが、人に限界がある」と書き添えている局もあった。ここからは、限られた人員でも実行できる手段が求められていることが分かる。

---

<sup>8</sup> 大災害発生時、日本に住む外国人が適切な行動をとれるよう、弘前大学・佐藤和之教授が発案し、多くの自治体等で活用されている。

## 4 災害時の文字情報発信実践についての手がかり——FM うるまの事例をもとに

ここでは、日本語による文字情報発信が外国人への情報伝達の工夫であると回答した唯一の局である FM うるまの会長・伊波良和氏に行ったインタビューの結果をまとめる。これが、他のコミュニティ放送局での実践にあたり、手がかりとなることを期待する。

インタビューは FM うるま（沖縄県うるま市）のスタジオで実施した（2019年8月21日：2時間50分）。インタビューは筆者らである。インタビューは、基本的には非構造化インタビューの形式を採用し、FM うるまの開局に至るまでの伊波氏のライフストーリーを含め、開局までの経緯や開局後に文字情報発信を行った経緯、災害情報に対する意識などについて、できるだけ時系列で自由に振り返ってもらった。その中で、外国人に対する情報発信に関連している部分については、より詳細な説明を求め、質問した。インタビューは録音し、全てトランスクリプトに起こした。

インタビューデータを含んだ結果と考察については、後日、伊波氏にフィードバックし、事実や本来の意図と異なる点がないことを確認し、局名・氏名も含め、公開について同意を得た。

### 4.1 FM うるまの概要

株式会社 FM うるま（本拠地：沖縄県うるま市/周波数 86.8MHz）は、2009年9月9日に設立され、同年12月23日に開局したコミュニティ放送局で、愛称は「ゆいまーるラジオ FM うるま」である。「正正拡伝<sup>9</sup>」を経営理念に掲げ、完全自社制作番組で24時間放送が行われている。従業員は5人（2019年8月現在）である。

### 4.2 開局の経緯

2008年に当時の市長が災害時におけるコミュニティ放送局の重要性を訴え、運営者を募集した。周囲からの依頼もあり、伊波氏が名乗りを上げ、運営者に選ばれた。しかし、実際の運営が始まる前に市長が交代し、アンテナとスタジオ以外の機材・設備・人件費などについては、市からの公的支援が受けられない状態に陥った。しかし、伊波氏は運営者を辞退することなく、開局準備のために私財を投じた。ここには、伊波氏の地域防災に対する危機感があった。伊波氏は以下のように述べている。紙幅の都合上、言い淀み（フィラー）は割愛した。また、理解に必要な部分は括弧内に補足した。

まずは防災ですね。実はこれ（局）作ったときに、もう本当は、コミュニティ放送じゃなくて、ネットラジオやろうと（思っていた）。もともとパソコン強いし。-中略-ところが、先輩方に言わせると「年寄りにはラジオしか聞かないよ」と。「じゃ、あんた、取捨選択できるのか」と。もうこれが（心に）刺さってしまって「ラジオしか聞かない人たちは助ける気ないんだね」みたいな言われ方したんで。でも、そう取られても仕方ないなっというのが分かったんで、じゃあ、（コミュニティ放送局の運営者を）募集してるんだったら（自分が）やろうかと。

<sup>9</sup> 「正しい情報を正しく広く（漢字では「拡」と書くようにしている）伝える」という想いを込めた伊波氏の造語。

伊波氏の想いに賛同した地元の仲間ら<sup>10</sup>が株主に名を連ね、FM うるまが設立された。開局に際しての初期投資をできるだけ抑えようと、放送用機材は専門業者に頼むのではなく、伊波氏自らが中心となり、展示会などに足を運び、選定・購入した。もともと、趣味であった音楽活動から音響機材に詳しく、長年のパソコン通信で得た通信機器に関する知識が功を奏し、最小限のコストで放送用機材を揃えることができた。また、伊波氏が中心となり機材を選んだ理由としては、災害時に機材トラブルが生じて、外部業者に依頼することなく、自分たちで復旧作業ができるという災害対策の観点もあった。

### 4.3 文字情報発信の経緯

FM うるまは、開局当初からサイマルラジオに参加し、インターネット放送を行っていた。そして初期段階から、インターネットアプリ FM 聴（ティ）<sup>11</sup>も活用しており、そこでは文字情報も発信していた。ただし、ホームページでの文字情報発信は、入力作業が複雑だったため、台風情報が迅速に更新できないことがあった。伊波氏は、速報性を確保したいという思いから、誰でも簡単に入力可能なブログに切り替えた。これにより、従業員 5 名全員が投稿できる体制となり、災害情報を文字情報としても迅速に伝達することが可能になった。現在は Facebook と Twitter も活用し、積極的に発信する体制を整えている。これについて、伊波氏は次のように述べている。

ラジオでしか情報が入らないような人たちを見捨てるのかって話があったように、ラジオを聞かない世代もいて、携帯（電話）しか持たない人たちもまた（いる）。じゃあ、この人たちにはこれ（ソーシャルメディア）で伝えようと。

伊波氏は、ラジオ局＝音声情報発信という概念にとらわれず、情報を必要としている住民全てに情報を届けることを意識していた。そのため、外国語対応の必要性についても考えていた。そして、日本語による文字情報発信を行えば、外国人も翻訳アプリなどを使用して、自分の言語で情報を入手できると考えた。この着想の原点について、伊波氏は次のように述べている。

ラジオにゲストでいらっしゃる方が、日本語、全く喋れなくて、英語だけでいらっしゃるんです。なので、私たちも日本語と英語を交えながら喋るんですけど、基本はもう翻訳（アプリ）に向かって喋って、向こうで英語で聞いてっている形がよく（あります）。

FM うるまの番組には、うるま市にあるアメリカ海兵隊の駐屯地であるキャンプ・コートニーからの情報を伝えるコーナーがある。そこでは、ゲストとして外国人が出演することがあり、言葉の壁に対して翻訳アプリが解決策となり得ることを経験的に把握していたのである。文字による情報発信については、最低限英語で出せないかという話もあったが、他の言語を放送している間に逃げ遅れてしまう危険性もあることから、現状では日本語による情報発信のみという判断に至った。自局専用アプリではプッシュ機能で緊急時の情報が届く設定があり、市の広報誌などで周知に力を入れている。

<sup>10</sup> 伊波氏が 10 代の頃からの知り合いで、地元のバンド仲間。

<sup>11</sup> 全国にあるコミュニティ FM から加盟局の放送を 24 時間、リアルタイムで聴くことができる専用アプリ。

#### 4.4 日本語による文字情報発信の手法

FM うるまでは、災害時の情報に関して、各警察署、消防本部、海上保安庁などと協定を締結している。通常時から番組やコーナーに出演してもらい、関係構築や災害時の対応訓練を意識している。また、電力をはじめとした生活インフラ関連については、災害時の情報に関し、メール送付を依頼している。これにより、メールの内容を複製・貼り付けする手法で、簡単に情報発信することが可能となる。災害時の文字情報発信では、「正々拡伝」の理念に基づき、気象庁の情報を基に、効率的に正確な情報を提供することに注力している。

さらに、迅速かつ効率的に入力・発信できるよう全社員で統一した内容構成手法を用いている。これは、入力する人物により文章に差が出ないようにするという受け手への配慮でもある。その手法とは、公式ブログに詳細情報を掲載し、見出しとなる文章を Facebook に、特に注目して欲しいトピックを Twitter に掲載し、Facebook と Twitter は、いずれもブログにリンクさせ、どの窓口からもブログに容易に辿り着くようにするというものである。

#### 4.5 実践の手がかりとなる FM うるまの特徴

調査の結果、実践の手がかりとして以下の 5 つの特徴が挙げられる。①スタッフ間の防災意識の共有②局内における機材・インターネットに精通した人材の確保③発信スタイルのフォーマット化と共有④通常時からのソーシャルメディア活用⑤自社アプリによる緊急時のプッシュ通知。これらは、今後、災害時の外国人に対する情報保障の一助としてソーシャルメディアによる日本語文字情報発信に取り組もうとする局の指針となり得るであろう。

### 5 まとめ

本稿では、コミュニティ放送局のソーシャルメディアを用いた日本語による文字情報発信が、災害時の外国人に対する情報保障の一助となり得るのではないかと視座から、全国のコミュニティ放送局を対象にアンケートを行い、そこで抽出された FM うるまによる取り組みを調査した。

現時点においても、既に日本語による文字情報発信を外国人への情報伝達の工夫の一つとして認識し、実践している局が存在していたことから、筆者らの視座は現場の感覚とかけ離れたものではなかったといえる。むしろ、本調査により少人数で運営されているコミュニティ放送局であっても、実践可能な取り組みであることが分かった。これにより、放送局への啓発を行うことで、実践の広がりが期待できる。本事例をモデルとし、様々な理由により災害時における多言語放送が難しいと思われる局でもソーシャルメディアを使用した外国人への情報提供の工夫の実施について検討する価値はあると考えられる。そして、FM うるまが実践しているように、災害時だけでなく、通常時からソーシャルメディアを積極的且つ効率的に活用することで、地域メディアとしてのコミュニティ放送局の役割は、ますます高まるのではないだろうか。今回は、情報発信者側のみでの調査であるため、情報の受信者側を対象とした調査については、今後の課題としたい。

#### 【謝辞】

調査に協力して頂いたコミュニティ放送局の皆様とインタビュー調査を快諾して下さった FM うるまの伊波良和氏に心より感謝申し上げます。また、本研究は、平成 28 年度近畿大学生

物理工学部戦略的研究、平成 29 年度公益信託高橋信三記念放送文化振興基金、平成 30 年度公益財団法人放送文化基金より助成をいただきました。心より感謝申し上げます。

## 【文献】

- 稲垣暁, 2012, 「災害時の情報伝達とコミュニティ FM の可能性——沖縄での災害時メディアのあり方を考える」『地域研究』(10): 73-90.
- 一般財団法人消防防災科学センター, 2018, 『地域防災データ総覧——外国人を対象とした防災対策に関する実務資料集編』[https://www.isad.or.jp/information\\_provision/information\\_provision/h29/](https://www.isad.or.jp/information_provision/information_provision/h29/) (2020 年 3 月 1 日最終閲覧).
- 片岡博美, 2016, 「地域防災の中の「外国人」——エスニシティ研究から「地域コミュニティ」を問い直すための一考察」『地理空間』9(3): 285-99.
- 金千秋, 2012, 「阪神・淡路大震災から東日本大震災へ多文化共生の経験をつなぐ——地域における多言語放送が多文化共生社会構築に果たせる可能性」『GEMC journal 2012』(7): 36-47.
- 北郷裕美, 2013, 「災害時メディアとしてラジオが果たす役割 試論——コミュニティ放送の事例を中心に」『札幌大谷大学社会学部論集』(1): 231-60.
- Long Daniel, 2012, 「緊急時における外国人住民のコミュニケーション問題——東日本大震災と阪神大震災から学べること」『日本保健科学学会誌』14(4): 183-90.
- 日本コミュニティ放送協会 JCBA10 年史編纂委員編, 2004, 「第三章 防災とコミュニティ放送」『日本コミュニティ放送協会 10 年史——未来に広がる地域の情報ステーション = JCBA's first decade (1994-2004)』36-40.
- 日本政府観光局 HP [https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor\\_trends/index.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html)(2020 年 3 月 1 日最終閲覧) .
- 仙台市文化観光局交流企画課, 2017, 「東日本大震災前後における外国人住民を対象とした防災への取組」『消防防災の科学』130 (秋号): 28-32.
- 総務省, 2017 「多文化共生事例集——多文化共生推進プランから 10 年 共に拓く地域の未来」, [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000476646.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000476646.pdf) (2020 年 1 月 3 日最終閲覧).
- 臼田裕一郎・長坂俊成・安倍祥・小田 淳一, 2009, 「コミュニティ FM による災害放送の実態と今後の課題」『主要災害調査』: 69-103.
- 山中速人, 2011, 「多文化社会状況とコミュニティラジオ——多言語放送局 FM わいわい(神戸市長田区)の経験と課題」『マス・コミュニケーション研究』79(0): 85-108.
- 柳田義継, 2012 「災害時におけるソーシャルメディアの活用」『日本情報経雑誌』32(2): 58-67.

# 自衛隊退職者団体の防災協力事業と民間防衛

津田壮章<sup>1</sup>

キーワード：自衛隊・隊友会・民軍関係・防災協力事業・民間防衛

## 1 はじめに

本稿は、自衛隊退職者団体隊友会<sup>2</sup>の防災協力事業を、隊友会機関紙『隊友』及び、隊友会が自治体と締結してきた防災を含む有事協力に関する協定書の内容から分析し、その需要と供給の実情を論じるものである。

自衛隊の災害派遣に対する期待は、雲仙普賢岳噴火や阪神・淡路大震災に伴う災害派遣を契機として全国的に高まり、現在に至るまでその傾向が続いている。しかし、自衛隊の主たる任務が武力攻撃に対する防衛出動であることは忘れられがちである。有事対応に関しては、2004年に制定された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、国民保護法とする）に基づき2005年に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」で、「自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するもの」（内閣官房 2017: 6）と定められているように、自衛隊に災害派遣のような活動を求めることは困難である。

有事の際に地域住民の救助等を自衛隊に頼れない場合、地域社会の有事体制形成状況が、その結果に大きく影響する。戦後日本の有事体制に関する研究は、(樋口 1998; 河木 2010) といったものがある。自衛隊に準ずる組織を新たに設置し、民兵や民間防衛(civil defence)という形で有事体制を形成する動きはあったが、アジア・太平洋戦争期の総力戦体制を想起するものとして、長い間、有事体制の形成は拒まれてきた。国内における民間防衛の法制化である国民保護法制定まで、半世紀以上、法制度が無かったことになる。

近年、「軍隊と軍隊を設置する市民社会」（上杉 2012: 243）との関係を扱う研究が増えている。その中でも、自衛隊と自治体の関係を防災という視点で調査したものとして、自治体防災関係部局に再就職した自衛隊退職者 372 名と再就職先である 295 自治体の防災関係部局長宛に質問紙調査をおこなった中林啓修、辻岡綾の研究が特筆できる。中林、辻岡は、「自衛隊との連携や災害発生時の対応能力の向上という面では、自治体側は思ったほど退職自衛官の採用効果を実感できて」（中林・辻岡 2017: 268）いないことや、「幕僚勤務の経験に依拠し、職場の緊急対応体制の強化を志向する退職自衛官と、人柄や災害対応の経験や能力を重視し、組織文化の差に敏感な自治体とでは、組織の改善に対する認識の差異が著しい」（中林・辻岡 2017: 269）等の課題があるとしている。自衛隊の災害派遣への期待が高まる中、自衛隊の組織文化や活動内容と、自治体側の期待や実際の自治体業務としての防災にギャップがあることを明らかにした研究であるが、ここでは再就職した元自衛官と自治体の関係が検討の中心であり、地域における有事体制の形成過程については検討されていない。

<sup>1</sup> 京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程 tsuda.takeaki.42c@st.kyoto-u.ac.jp

<sup>2</sup> 1959年発足。1960年に社団法人化し、2011年から公益社団法人。

本稿で分析対象とする隊友会は、「軍隊と軍隊を設置する市民社会」の中間に位置し、双方に関わっているという特徴を有している。国民保護法制定直後の「16 年度事業計画」(『隊友』2004. 6. 15, 1 面) から、隊友会内部で国民保護法への関与方法が検討され始めており、地域に住む自衛隊退職者という特性を活かした事業として、民間防衛への関与が目指されてきた。こうした活動が地域社会の有事体制形成に与えてきた影響を考察することは、自治体における民間防衛の浸透過程を可視化することにも繋がる。

## 2 調査方法

隊友会と自治体が締結した協定書及び、隊友会より提供を受けた機関紙『隊友』(1959-2019)、公益社団法人化後の協定書一覧表「自治体との協定締結状況」を主要資料とする。2019 年 11 月時点で上記の資料から確認できた 31 都道府県 153 市町村の合計 184 自治体との協定内容を分析対象とした。

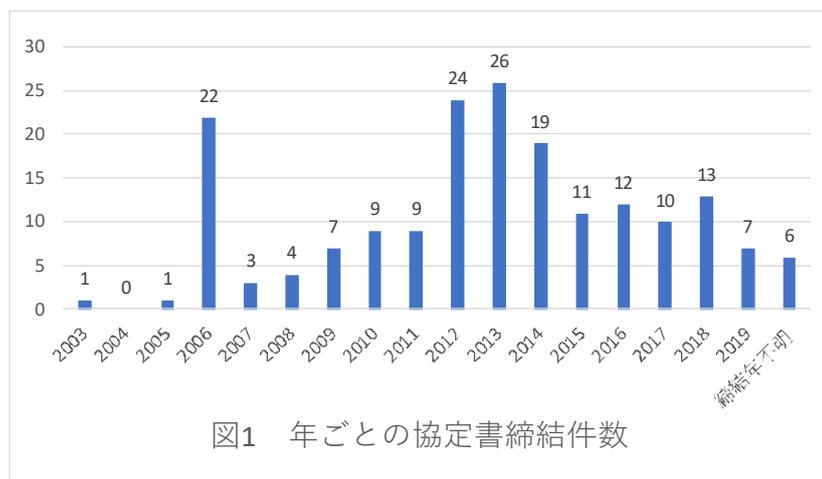
協定書の入手方法は、各自治体の WEB サイトに掲載された『地域防災計画』内の協定書及び、協定締結に関する告知、プレスリリース等から、隊友会に関するものを抽出した。WEB での公開状況は表 1 の通りで、協定書原本の公開は全体の約 3 分の 1 であった。

分類	自治体WEBサイトにおける公開状況詳細	自治体数
協定書原本	協定書原本がWEB上に掲載	66
要旨	協定書原本は公開されていないが、締結した内容要旨がWEB上に掲載	64
名称のみ	協定を締結したことや名称のみがWEB上に掲載	29
無し	自治体WEBサイト上に隊友会との協定に関する情報が無い場合	25

## 3 調査結果

### 3.1 協定書締結年

協定書締結年ごとの締結数は図 1 の通りである。隊友会が国民保護法への関与方法を検討し始めた 2004 年前後から徐々に締結数が増加<sup>3</sup>していき、急増するのは東日本大震災以降 3 年間であり、その後の新規締結は減少傾向にある。

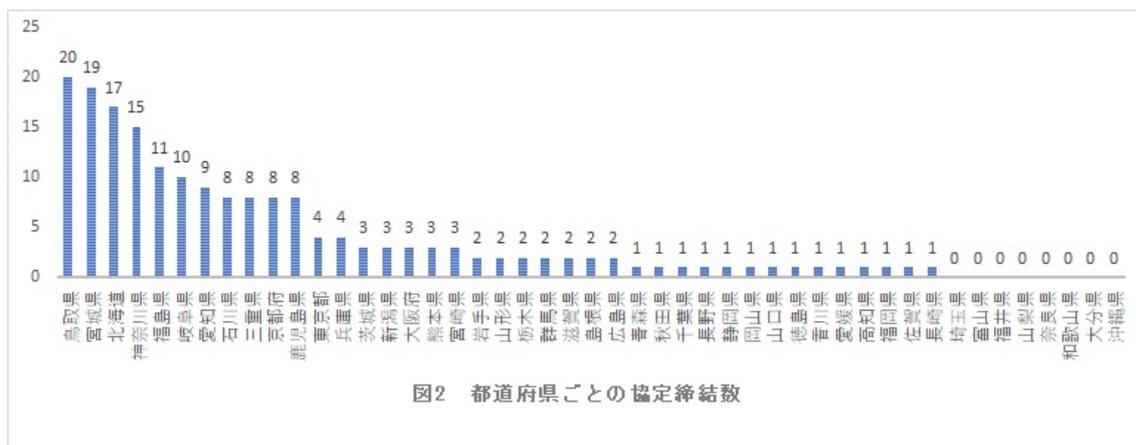


<sup>3</sup> 2006 年は鳥取県及び県内全市町村の合計 20 自治体が一括で協定書を締結したため、22 件となっている。

### 3.2 都道府県別締結状況

都道府県ごとの協定書締結数は図2の通りである。県内全市町村が協定書を締結したのは鳥取県のみで、締結0が8県ある等、都道府県により締結状況に著しい差があった。自治体が作成する国民保護計画について佐道明広が、「計画作成が法的に決められたために取り組んだという熱意のない自治体が多い」（佐道 2015: 200）と指摘するように、民間防衛の浸透には地域差があった。2018年10月以降の国内全市町村数1,724（総務省 2018: 7）に対して協定書締結数は153市町村と、10分の1に達していないことから、こうした地域差が隊友会の協定書締結状況にも反映されているといえよう。

東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県内の協定書締結数は19自治体と他府県に比べて多いが、震災以前の締結は7自治体、以後が12自治体である。協定書締結に至る地域差の主な要因として、震災の経験だけでなく、元々隊友会の活動が活発な地域であったという隊友会の内部要因や、自衛官出身者である村井嘉浩が2005年から知事に就任した政治的要因も考慮する必要がある。



保護法を想定した名称となっている自治体は30にとどまった。また、「災害時等」、「大規模災害時等」として含みをもたせた名称となっている自治体が33ある。「災害時」という名称であっても、内容面で国民保護法を想定した協定書もある。そうした場合に用いられるのは、「武力攻撃災害」という概念である。国民保護法第二条4で、「この法律において『武力攻撃災害』とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう」と定義され、災害の一種と扱われている。

表3 協定名称の分類	
災害時、災害発生時	95
緊急事態	30
災害時等	18
大規模災害時等	15
大規模災害時、大規模災害発生時	11
協定名称不明	10
大規模震災時等	3
南海トラフ地震等	1
事態を明記しないもの	1

### 3.5 協力内容の分類

協定書に記載された具体的な協力内容は表4の通りである。包括的な表現は全ての協定書に記載されており、包括的な表現と平時の訓練参加を記載しただけの自治体も23あった。詳細な活動内容を明記した協定書には、被災情報の収集・提供や、物資の整理・運送・配付、避難所開設・運営といった活動が多い。地域で日常的に防災活動に参加し、災害発生時には避難所やボランティア活動の中心として活動できる地域住民と位置付けられているといえる。

平時の訓練参加	62
包括的な表現（例：「国民保護法に基づき要請する業務」、「ボランティア活動への参加」、「その他、必要と認める業務」等）	43
情報収集・提供	39
物資の整理・運送・配付	24
避難所開設・運営	23
包括的な表現のみ（平時の訓練参加を含む）	23
炊出し・給水	16
瓦礫の撤去・清掃・防疫	13
要援護者の介護・避難誘導	9
自主防災活動への参加	9
自衛隊や災害対策本部との連絡調整・案内・誘導	5
災害対策本部への助言・業務補助	5
負傷者の救出	2
初期消火	1
防犯パトロール	1
重機の取り扱い業務	1
自治体の運営する防災関連WEBサイトへの投稿	1
（注）要旨では正確な内容が把握できないため、分析対象を協定書原本のある66自治体とした。	

### 3.6 根拠法としての災害対策基本法と国民保護法

協定書に記載された根拠法は、表5のように分類できる。「災害対策基本法及び国民保護法を記載」が33件、「災害対策基本法のみ記載」と「法律名を記載していないが、災害対策基本法のみを想定していると考えられるもの」の合計が32件と拮抗しているが、国民保護法のみを対象とした協定書は無かった。

分析対象とした全ての協定書に防災協力事業があるのに対し、国民保護法の浸透は地域差が大きく、根拠法に記載されていない場合も多い。隊友会は、2012年の記事「防災・国民保護等に関する隊友会と自治体との協定締結状況（24、6、1 現在）」内で、協定書締結の留意点として、「各種の会同や行事の機会を捉え、隊友会から積極的に説明。この際、自治体勤務の自衛隊OBに協力を依頼」、「防災に関する協定締結を優先。防災であれば、双方の概念が共有でき理解が容易」（『隊友』2012.6.15、1面）を挙げ、国民保護法より防災を優先する方針を掲載する。自治体との合意形成過程において、国民保護法は自治体側の「理解が容易」ではない場合があることが理由として示された。また、「各種の会同や行事」で説明が可能な程度に自治体との交流があり、隊友会活動が活発な地域に限られることも想定できる。

災害対策基本法及び国民保護法を記載	33
法律名を記載していないが、災害対策基本法のみを想定していると考えられるもの	21
災害対策基本法のみ記載	11
航空機事故または列車事故等の集団救急救助事案が記載されているもの	2
災害対策基本法及び国民保護法、原子力災害対策特別措置法を記載	1
国民保護法のみ記載	0
法律名を記載していないが、国民保護法のみを想定していると考えられるもの	0
(注1) 要旨では正確な内容が把握できないため、分析対象を協定書原本のある66自治体とした。	
(注2) 根拠法が記載されていない場合は、協定書内の災害対策本部、武力攻撃事態対策本部といった対策本部の名称で判断した。	

隊友会は当初、国民保護法への関与方法として自治体と協定書を結んできたが、実際には防災協力を中心とした協定締結が進められているのに対し、「ボランティアで住民の避難・救援に当たる事も一案とされているが、私は防災時のボランティアと同じように考えることに危惧の念を持っている。武力攻撃時と災害発生時とでは緊迫度・危険度・範囲等が異なる。はたして自主的なボランティアで、武力攻撃時の国民の避難・救援等が有効に出来るのか疑問である」（長谷川 2005）といった意見が協定締結初期から見られた。常務執行役の久納雄二は、2人の元自衛隊員が有事の際、主に自治体が担う自衛隊の後方支援活動に参加する意思を持つものの、その場がないという事例を紹介したうえで、「元自衛隊員の『受け皿（活動の場）』が必要である。それにより、彼らが自発的に参集し、与えられた役割に応じて自らの経験や資格を活性化させ、有事に呼応する準備ができる（中略）隊友会が、この『受け皿』の役割を担える最も近い存在である」（久納 2016）と述べている。これらは、元自衛隊員を組織した隊友会が有事体制に関与できるよう制度を整えるべきと指摘するものであり、世論の理解を前提として、防災協力の先に理想像としての民間防衛を目指すものといえる。

#### 4 結論

現在の隊友会は、一部自治体にとって地域の有力な防災協力団体としての位置づけといえる。国民保護法に積極的な自治体に対しては、国民保護法への関与を明記した協定書を結んでいるが、その数は多くない。具体的な協力内容は、平時の訓練参加に加え、災害発生時の情報収集や伝達、要救護者対応、避難所運営、物資の整理・配付等が多く、一定の緊急対応や自治体の

防災業務の補助対応が可能な立場とみなされているといえよう。一方で、災害発生直後の負傷者救助のように二次災害のリスクが高く専門技術の必要な活動や、通常の災害ボランティア活動で想像されやすい瓦礫の撤去は比較的少ない。

協定書締結市町村の半数以上は自衛隊施設が立地している。これには、自治体と自衛隊の物理的・心理的な近さに加え、隊友会の組織が自衛隊立地市町村や大都市に多いことも要因と考えられる。

国民保護法への対応から始まった協定書締結だが、国民保護法の実質的な浸透は自治体により差が大きく、2012年以降、隊友会は防災協定の締結を優先する方針をとっている。2012年から協定書締結数が急増するものの、防災のみの協定や、協定名称を「災害時」、「災害時等」とする自治体が多く、国民保護法の実質的な浸透には自治体側や世論の理解が容易でない場合が想定できる。しかし、有事体制である民間防衛を目指してきた隊友会にとって、国防と防災は表裏一体の関係であった。隊友会内には防災だけでなく民間防衛を重視すべきという声もあり、国民保護法を明記しない協定書も、今後、自治体側の理解が得られれば、民間防衛の性質を付与していく可能性がある。

#### 【課題】

分析対象である協定書原本が66自治体に留まっている。今後、隊友会が自治体と締結している全協定書を入手し、分析の精度を向上させる。

#### 【謝辞】

公益社団法人隊友会から貴重な資料を提供頂いた。厚く御礼申し上げます。

#### 【文献】

- 長谷川登, 「国民保護法と隊友会の役割」『隊友』2005. 8. 15, 4面.
- 樋口恒晴, 1998, 「〃郷土防衛隊、構想の消長」『政教研紀要』22: 113-133.
- 河木邦夫, 2010, 「民間防衛の史的変遷について」『防衛大学校紀要社会科学分冊』100: 57-80.
- 久納雄二, 「発煙筒 元自衛隊員の自問と願い」『隊友』2016. 8. 15, 1面.
- 内閣官房, 2017, 「国民の保護に関する基本指針 最終変更平成29年12月」.
- 中林啓修・辻岡綾, 2017, 「退職自衛官の自治体防災関係部局への在職状況と課題——本人および自治体防災関係部局への郵送質問紙調査の分析を通して」『地域安全学会論文集』31: 261-270.
- 佐道明広, 2015, 『自衛隊史論——政・官・軍・民の六〇年』吉川弘文館.
- 総務省, 2018, 「市町村数の推移表（詳細版）」.
- 上杉妙子, 2012, 「第Ⅱ部への序. 軍隊がつくる社会, 社会がつくる軍隊——トランスナショナルとナショナル, ローカルの接合と再定義」田中雅一・上杉妙子編『軍隊がつくる社会/社会がつくる軍隊』(1)』平成20-23年度科学研究費補助金（基盤研究B）：アジアの軍隊にみるトランスナショナルな性格に関する歴史・人類学的研究報告書, 242-247.

# 地域防災における「女性の参加」の意味

## ——担い手間の認識のズレをめぐって——

池田恵子\*

キーワード：自主防災組織・ジェンダー・政策実施ギャップ

### 1 問題提起

東日本大震災（2011年）を契機に、男女共同参画（もしくは女性）の視点による防災・災害対応の施策は一定の進展をみた。地方自治体による取組（防災会議の女性委員比率の増加、危機管理担当部署への女性職員の配置、地域防災計画や避難所運営指針の改定、備蓄体制など）は大幅に改善している。しかし、自主防災組織を中心とした地域コミュニティの取組の進捗は格段に遅い。2017年には、役員に女性がいない自主防災組織（結成率は73.0%）は、回答した市区町村の42.0%を占め、39.2%の市区町村は無回答だった。自主防災組織の役員に女性を増やす施策がある市区町村は、100（8.5%）に過ぎなかった（大沢編 2019）。

それどころか、地域防災力強化の施策で一旦は掲げた「女性役員がいない自主防災会をゼロにする」目標を削除する自治体も出てきた（静岡県 2020）。「無理に女性防災リーダーを出すのは大変で反発も考えられる。なかなか女性が出てこない」、「地域防災役員役員にこだわらず、避難所運営に協力する女性がいればいい」、「やる気のある男性が、女性に配慮したことを提案・実行すればいい」という意見が行政の危機管理担当者から聞かれている<sup>1)</sup>。

実際には、地域で防災活動を行いたい女性は多く存在し、増え続けてもいる。各地の男女共同参画センターなどが開く女性防災講座も一向に下火になる気配がない。女性グループによる防災活動の実践報告も着実に増えている（池田 2019、Team 防災ジャパン・ウェブサイトなど）。すなわち、防災活動を行う意思と学びを備えた女性たちは実際にはいるのだが、自主防災組織と協働できないか、または、あえて距離をおいているのが実態である。

本稿は、かかるミスマッチが起こる一因として、地域防災における「男女共同参画または女性の視点とは何を指すか」、「なぜ女性の参加は必要なのか」について関係者の間で理解にズレが生じていることに注目する。

政策が決定した後で、実施に関わる人々の裁量行為や恣意的解釈によって政策目的から逸脱したり、複数の組織が実施を担う場合に組織同士の交渉過程で政策内容が修正されたりし、意図された目的が達成されないことを行政学的研究では「政策実施ギャップ」と呼ぶ（藤井 2016）。危機管理を担う行政組織も、自主防災組織の母体となる自治会・町内会もそれぞれにジェンダー化された組織である。実施過程で重層的なジェンダーのフィルターを経て、地域コミュニティの防災体制に導入される「男女共同参画／女性の視点」の視点は変質する可能性がある。

---

\* 静岡大学教育学部・静岡大学防災総合センター ikeda.keiko@shizuoka.ac.jp

## 2 計画・指針における記載

まず、「防災基本計画」や「男女共同参画基本計画」において、自主防災組織を中心とした地域コミュニティの防災体制における「男女共同参画／女性の視点」がどう記載されているか確認しておこう（紙幅の都合から、行政のみで行う施策と復興以降の施策は割愛する）。

「防災基本計画」の総則は、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため…防災に関わる政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立する」（2012年9月修正）と明記しており、現在に至っている。この基本方針は、「第四次男女共同参画計画（第11分野）」でも共有されている。

これを実現するために、「防災基本計画」（2020年5月修正）は、自主防災組織の育成、避難所の運営、応急仮設住宅の運営管理など地域住民や被災者による自主組織が形成され得る場面では「女性の参画を促進」し、防災知識の普及・訓練、避難所の運営、帰宅困難者対応や生活必需品の調達確保などにおいて「男女のニーズの違い等男女双方の視点などに配慮する」と記載している。

「第四次男女共同参画計画（第11分野）」では、「防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進」し、「女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援などを実施」し、「地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人災育成を行うとともに、…女性リーダーが地域防災の現場で活躍できる仕組みを検討」するなど、より幅広い観点からの記載がみられる。「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（2013年）を改訂した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（男女共同参画局 2020）は、さらに詳細に考慮すべきポイントを示している。災害時には日常で見られている男女の役割分担に基づくニーズに対応しつつも、役職者や組織の責任者の役割を性別によって固定しないことによって、従来の性別役割分担にこだわらない柔軟な対応ができる体制づくりが求められている。

つまり、地域コミュニティの防災体制における「男女共同参画／女性の視点」というとき、①意思決定に参画し防災を担う主体として、②独自の被災者ニーズを持つ支援対象としての両方の意味で、女性は位置づけられている。そして多様な視点を反映できる防災体制をつくることが、地域の防災力の向上につながるとされている。

## 3 「地域防災における女性の参加」に関する地域防災の担い手への調査

### 3.1 調査方法と調査協力者

筆者は、2018年7月～10月に、X町内会（静岡県Y市）と近隣に住む女性たちの防災グループの活動を観察するなかで、地域コミュニティの防災活動にかかわる人々に「地域防災活動と女性」というテーマでインタビューを行った。調査協力者を、政策実施上の立場によって以下のように区分する。A:防災活動を主導している女性、B:Y市の行政職員（X町の住民ではない）、C:X町内会（自主防災組織）の役員、D:一般住民。インタビュー協力者は表1に示した10名である。

インタビューでは、調査協力者の属性のほか、地域防災活動への参加状況、地域の防災体制に関する知識、地域防災の課題、防災活動の性別役割分担の状況、女性による防災活動への参加、性別による被害の違い、防災以外の地域課題などの質問項目を用意した。そして各協力者に対し1時間前後かけて半構造化インタビューを行った。

本稿では、インタビュー記録の中から、女性が防災活動に参加することに関する意見、自主防災組織の役職者の女性防災リーダーに対する意識に関する語りを中心に焦点をあてた。そして、政策実施上の立場（上記のA～D）ごとに特徴のある語りを抽出した。

X町は静岡県Y市の都市部にある。X町内会には約650世帯が加入している。女性防災グループは2016年頃に活動を開始し、災害時の調理やトイレ、子育て世帯の備えなどをテーマにした地域女性向け防災講座を実施するほか、特に性別の視点にこだわらない幅広い防災活動を行っている。町内会の婦人部の役員が始めた活動であるが、他町内会の女性も多く参加していることから、活動している女性たちは「町内会の活動ではない」と主張する。もっとも、主要メンバー（表1のA1とA2）は町内会の活動に熱心に参加しているため、女性防災グループが活動を行う際には町内会婦人部だけでなく、町内会の役職者（表1のC1とC2）も協力している。

表1 調査協力者の属性

	性別・年代	立 場
A1	女性 60 歳代	女性防災グループの主要メンバー、町内会副会長
A2	女性 60 歳代	女性防災グループの主要メンバー
B1	女性 50 歳代	行政職員 管理職（地域自治、男女共同参画）
B2	男性 40 歳代	行政職員 危機管理担当
C1	男性 70 歳代	町内会防災担当
C2	女性 60 歳代	町内会副会長
D1	女性 40 歳代	地域住民（町内会の防災講座参加者）
D2	女性 40 歳代	〃
D3	男性 80 歳代	〃
D4	女性 70 歳代	〃

出典：筆者作成

## 3.2 調査結果

### 3.2.1 なぜ女性が地域の防災活動を行うのか

調査協力者たちは、以下の通り、女性が防災活動に参加する理由を多様に理解している。「」中は調査協力者の語りの抜粋で、（ ）は筆者が言葉を補った部分である。

Y市の行政職員であるB1は、地域自治担当や男女共同参画担当の経験から、「自治会に女性が入っていくことの難しさ」を実感し、「入ってくるには絶対、防災だ」と考えていた。「地域の人たちを巻き込む力は、女性の方が特性を持っていると思うんですね。だから、…防災訓練にしても、最初の企画運営から女性が入って、地域を巻き込む原動力になって欲しい」、「最終的には、地域コミュニティのいろんな事業に女性たちが自分の意見を言って活動できる、参加できるっていうふうにしてほしい」と希望し、A1とA2が防災活動を開始するにあたってX町と隣の町内会長に集まってもらい、「この女性たちが防災活動をするのでよろしくお願いま

す」と依頼したという。B1 はまた、女性防災リーダー養成講座の企画にあたり、「男女共同参画センターと一緒にやった方が男女共同参画の視点も必ず入れられてやれるから、その方がいい」と、明確に防災と男女共同参画と結び付けた認識を持っていた。

行政の危機管理担当である B2 は、「女性配慮の防災」、「女性目線の避難所のレイアウト」などに多く言及し、また「当然、昼間地震がきたら、自宅にいる女性の方が多いことは、自治会長さんたちも知ってはいるんです」と、女性の参画が必要な理由を指摘している。また「(女性に) 会議と一緒に参加してもらって、地域の方も (女性の) 意見を求めてやってるんですけども、なかなか、参画は少ない現状ではありますね」と、女性が自主防災組織の意思決定に参加する困難さに触れている。

一方、X 町内会の役員である C1 と C2 からは、女性が地域の防災活動を行うことについてやや異なる見解が聞かれている。「女性の観点でね、ご意見とか、活動してもらったり。…きめ細かいことに気づいてくれる。…男ならここしかやらないっていうところでも、女性は色々家事とか普段やってるってことで」(C1)、「女性が言いにくいことを、男性に言いにくいことを、(女性が) 聞き取る。役員の中に女性がいることで、より言いやすくなる」(C2)。つまり、女性が参加し意見を言う意義を、男性だけでは気づかない部分を「女性ならではの視点で」補い、救い上げるという点に見出している。その一方で、「(地域の防災活動は、) 今まで前と同じこと繰り返すだけで我々も歯痒い点が多いんですけど、A1 さんたちが入ってきたおかげで、防災食とか、避難訓練はこうしたらいいだとか、避難場所の問題だとか、女性から気づく点が指摘されて。…男性も女性も含めて、魅力ある町内会、人づくり、そういった意味で、我々も努力していかないと、いざ災害が起きた場合に防災組織が機能してかない」(C1) と、地域離れが進み、硬直化した防災組織に新風を吹き込む期待を寄せてもいる。

一般住民の女性防災グループに対する評価は高い。とりわけ女性住民からは、一般的な防災講座では聞くことができない女性向けの情報を知らせてくれるとして評価されている。「女性のほう (課題) もやってくれてるので、少しずつ (防災講座に) 出るようになって。聞いたんびに『やっぱ出たほうがいいな』って。全然知らないことが多いので」(D1)。「A1 さんたちがやってくれる防災講座は、女性の目線からって感じなので。食事や避難所での過ごし方みたいな。女性が気を付けなきゃいけないことがいっぱいあるっていうことも聞きました。だからやっぱ男と女では全然 (違う)。…女の人しかできないこともいっぱいあるんだなって」(D2)。

一方、女性防災グループを立ち上げた A1 は、「女性の防災ってことを (町内会で) 意識してもらいたい」気持ちから活動をスタートし、A2 らとともに災害時の食事やトイレなど、女性の関心事を前面に押し出して活動を行ってきた。しかし、実際には、より広い地域防災の課題に関心を持って活動している。地域に防災倉庫がなかったことから、1 年以上かけて設置場所を探した。しかし「避難所のマニュアルも全然一向に (進まず)。女性はどうかっていう、そういう話し合いとかじゃなく (それ以前の問題)」(D1)。「(安否確認の) 黄色いタオルを出しましょう、うちは大丈夫ですよ。で、…ほんとは (タオルが) 出ていないお宅へ、チームつくって行くなりしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ」(D2) と指摘する。これらの課題を町内会に提起してはいるが、女性に特化した課題を扱う防災講座のように、主体性を発揮できる状況にはないようである。

これらの語りから、「なぜ女性が地域の防災活動を行うのか」について、認識のズレがみられる。男女共同参画担当の経験がある行政職員は、主に①意思決定に参画し防災を担う主体として、女性の防災活動への参加をとらえている。当の防災活動を行う女性たちは、①意思決定に

参画し防災を担う主体、②女性特有の被災者ニーズに対応する主体の両方から自らを捉えている。しかし、行政の危機管理担当職員、地域の自主防災組織の役職や一般住民は、もっぱら②女性特有の被災者ニーズに対応する主体、もしくは女性ならではの気づきの力を発揮する存在として女性による防災活動への参加を理解している。①意思決定に参画し防災を担う主体として認められるのは、②に関連する内容について意見を言う場合においてのみである。

### 3.2.2 自主防災組織役員の意識の変化について

行政の危機管理担当である B2 は、「女性の視点、参加については、(自治会関係者である男性の) 理解が以前よりは増えた」と主張する。「災害時の避難所とか、備えとか、女性たちが一緒に訓練、指導してる」、「避難所のリーダー研修で、じゃあ、避難所のレイアウトどうするかって言った時に、男性のほうから、まずその話が出るんですね。更衣室が1個でいいわけないだろうと」などの近年の変化を指摘し、「(地域の男性防災リーダーが、) 女性の目線に劇的に変わってきている」と述べる。

一方、A1 は、各町内会長が集まる会議に X 町内会長の代理で一度だけ出席した際の経験を次のように語った。「町内会長たちは) みーんな、女性女性って言うですよ。言葉では随分変わってきて。『女性がね、困るからトイレもこうで』みたいなことは、すごく聞くようになって。『女性に配慮しなきゃいけないな』とかね。男性にはわからない面があるからっていうことが理由になって。『下着にしても生理用品にしても、女性が関わってやってもらわなきゃいけない』みたいなことを最初の挨拶で」。しかし、その会議では、「もう、(私が) 意見なんかとてもとても言える雰囲気なしです。全員男性で」という状況で、A1 は発言できなかったのであった。「女性が入った方がいいとか、女性の関わりが必要だってことを会長さんたちが自覚してくれるっていうか。…男性の会長さんたちを集めて、そういう話をしてもらいたい。女性がいくらそうだってわかって、入っていけないですよ。だから、受け入れてくれる側の上の方たちがわかってくれれば、女性も言いやすいんじゃないかな」(D2)。

ここで女性防災リーダーから表明されているのは、「男女共同参画／女性の視点」が生理的・身体的ニーズの充足に矮小化され、女性が男性による配慮の対象とされ、そして肝心な意思決定の場では女性が実質的に参加することが承認されない状態が続いていることへの戸惑いである。

## 4 結論

本稿では、地域防災における「男女共同参画または女性の視点とは何を指すか」、「なぜ女性の参加は必要なのか」について関係者の間で理解にズレが生じていることを事例から示した。地域コミュニティの防災体制に「男女共同参画／女性の視点」を導入する政策は、①意思決定に参画し防災を担う主体、②独自の被災者ニーズを持つ支援対象の両方の意味合いから女性を位置づけることで、多様な視点を反映できる防災体制をつくり、地域の防災力の向上を図ることが目的であった。

女性防災グループは増え続けている。地域コミュニティの防災体制に「男女共同参画／女性の視点」が普及するためには、防災に関心を持つ女性が共助の要とされる自主防災組織としてつなげる必要があると考えられてきた。しかし、「男女共同参画／女性の視点」とは何か、なぜ女性の参画が地域防災に必要とされるのかをめぐって、政策の意図と、地域コミュニティの防災の担い手の理解が乖離している。その結果、地域コミュニティの防災活動の要である自

主防災組織の役職者にとって、①意思決定に参画し防災を担う主体としての女性像は、ほとんど認知されていない。

その乖離を埋めようとするなら、女性防災リーダーが自主防災組織を担う男性たちと協働できる環境整備が必要であり、そのためには行政の危機管理担当と男女共同参画担当の連携による取組が欠かせないだろう。あるいは、あえて乖離を埋める必要はなく、女性たちが独自に活動したほうがより活発な活動ができるのだろうか。地域コミュニティにおける「男女共同参画／女性の視点」が、政策実施過程で蒸発して消えてしまわないように、育成された女性防災リーダーと従来からの自主防災組織の関係を再検討する必要がある。

### 【注】

1) A県議会議員B氏との私信（2020年8月4日）。

### 【付記】

本稿は、科学研究費補助金基盤研究（C）（平成29-31年度）「女性の参画で巨大地震に備える—静岡県地域防災体制へのジェンダー視点の定着」（池田恵子、17K02075）の成果の一部である。

### 【文献】

池田恵子，2019，「防災を担う女性たち——地域コミュニティの防災体制における位置づけ——」，第5回震災問題研究交流会研究報告書，9-14頁。

<https://greatearthquakeresearchnet.jimdofree.com/%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8/>  
（2020/08/30閲覧）。

大沢真理編，2019，『防災・減災と男女共同参画：「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」報告』（東京大学社会科学研究所研究シリーズNo.66）。

静岡県，2020，『静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013』（平成25年11月，令和2年3月改定）  
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/documents/actionprogram.pdf>（2020/08/30閲覧）。

男女共同参画局，2015，「第4次男女共同参画基本計画 第11分野」（平成27年12月25日決定）  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/4th/pdf/2-11.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/2-11.pdf)（2020/08/30閲覧）。

男女共同参画局，2020，「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」，<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>（2020/08/30閲覧）。

Team 防災ジャパン ウェブサイト，<https://bosaijapan.jp/>（2020/08/30閲覧）。

中央防災会議，2020，「防災基本計画」（令和2年5月改正），  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon\\_basicplan.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf)（2020/08/30閲覧）。

藤井禎介，2016，「政策過程の諸段階」，村上弘・佐藤満編著，『よくわかる行政学（第2版）』ミネルヴァ書房，192-206頁。

# 「クロスロード」を活用した社会学教材の開発

三隅一人<sup>1</sup>

キーワード：クロスロード・社会学教育・災害社会学

## 1 はじめに

報告者はこれまで、カードゲーム型防災支援ツールとしての「クロスロード」(矢守他 2005)が、防災教育の実践的な意義にとどまらず、社会学的研究対象としての意義をもつことに着目してきた(三隅 2019a, 2019b)。その議論をふまえて本報告では、クロスロードの、災害に焦点をおいた社会学教材としての可能性を論じる。さらに、PBL(Problem Based Learning)型授業による領域横断教材の展開可能性について論じる。

クロスロードでは、さまざまな二者択一の状況が示され、それに対して参加者は各自 YES か NO の決断を行う。状況設定は実際の震災体験にもとづいており、研究者が聴取して作成したり、現地の人たちが自らの体験にもとづいて作成したりする<sup>2</sup>。基本的には正解のない(少なくとも正解を問わない、悶々とした)板挟みの状況が用いられる。ゲームの進め方は以下のようなものである。5~7人のグループごとに、一問ずつ YES か NO かの決断を行い、一斉に開陳する。多数派が勝者となり、勝者に配られる「座布団」をもっとも多く集めた人の勝ちである。ただし1人だけ違う決断をした場合は、得点が高い「金座布団」を獲得できる。決断開陳後に、なぜその決断をしたのか、何に迷ったか、どんな情報があれば決断しやすかったか、あるいは決断が変わったか、等を全員が述べ合う時間が、一問ごとに設定されている。こうして、ゲームをきっかけとして、また、正解がないことと相まって、災害に関わる多角的で活発なコミュニケーションが促される仕様となっている。

本来、クロスロードは実体験にもとづくものだが、コミュニケーション・ツールとして汎用性をもっている。そこで、三隅(2019a, 2019b)で示唆したような、災害社会学の論点や社会学理論との関係を明示できる理論型のクロスロード問題を考案し、それを軸にした社会学教材を構築した。



図1 クロスロード熊本編  
※報告者もメンバーである「くまもとクロスロード研究会」作成。

<sup>1</sup> 九州大学大学院比較社会文化研究院・地球社会統合科学府、kmisumi@scs.kyushu-u.ac.jp

<sup>2</sup> 感染症や食の安全等のバージョンも作成されている。なお、作成した状況設定を「クロスロード」として使用するためには、「クロスロード」の商標管理を行うチームクロスロード(慶応大学内)の認が必要である。

## 2 授業の概要

報告者が大学院教育を行っている九州大学大学院地球社会統合科学府の1科目において、2019年度に週2回、90分×4コマの枠組みを使って、クロスロードを組み込んだ授業を試行した。本学府は文理にまたがり多様な分野の学生を抱えており、そのなかで本科目は全員必須の入門科目である。このように、ほとんどの受講生は社会学が専門ではないこと、なおかつ留学生が7割方を占めることを考慮し、専門レベルは学部高学年に合わせている。

授業枠組みの標準設計は以下のようなものである。

●授業の軸となるクロスロードの問題は、2問で組む。それらを問題A、Bとする。(2つの問題を並行して行うので、相互に関連する問題である方がよい。)

●学生を5人のグループに分ける。それらをホームグループとよぶ。(人数は決まったものではないが、クロスロードはYESかNOかの数が多い方を勝ちとするルールなので、奇数がよい。また、グループ内での報告や議論を考慮すると7人ではやや大きすぎる。)

●教員は、担当するクロスロード問題に関わる観点を2つ設定し、それぞれの観点から文献や資料を準備する。2問で4種類の文献が準備されることになる。

●学生は4種類の文献のどれか1つを担当する。文献購読フェーズでは学生グループを文献の種類ごとに再編する。それらをエキスパートグループとよぶ。

●授業の流れ：

第1コマ】ホームグループで、問題2問のクロスロードゲームを実施する。

第2コマ】学生はエキスパートグループに分かれて、時間中に文献を読む。その上で、文献の内容やクロスロード問題との関係について議論する。この議論をふまえて、翌週までに、各自が文献レポートを準備する。

第3コマ】学生はホームグループに戻り、まず問題Aについて、担当文献の内容と議論内容を報告しあう。その上で、問題A担当の教員が、問題の学術的背景や観点的意図について解説講義を行う。最後にもう一度、問題Aのクロスロードゲームを実施し、グループとしてのYESかNOの見解、およびそこで残る問題への対策等をまとめる。

第4コマ】問題Bについて、第3コマと同様のことを行う。

●学生は、個人ワークシートに自分の考えや意見を記録する。また、ホームグループではグループ・ワークシートに、グループとしての争点やYES/NOの見解等を記録する。



図2 授業の様子

### 3 教材としてのクロスロード問題

#### 3.1 理論型クロスロード問題

実際に用いたクロスロード問題Aを以下に示す。この問題は「クロスロード熊本編」(図1参照)の第13問にもとづきつつ、状況を災害に一般化し、プライバシーの観点を明示する等、授業趣旨に合わせて文面を変更したものである。したがって、理論型の問題ではあるが、災害の実体験にもとづくクロスロード本来の趣旨を汲みとっている。

##### 【クロスロード問題A】

- 日本で大きな災害が起きました。あなたは被災者として避難所の運営を行っています。
- 被災から数日、皆が助け合って何とか避難所運営をしています。ある支援団体から、パーティション(仕切り)の提供の申し出がありました。避難者からも何人か、プライバシーを確保してほしいという要望があります。
- あなたはパーティションの申し出を受けられますか。【YES or NO】

この問題において二者択一の選択肢は明らかであるが、その背後の社会的な文脈で何と何のジレンマが問われ、それがどういう学問的観点と関係するかについては明白でなく、また、必ずしも一義的ではない。通常クロスロードゲームにおいても、回答後の意見交換の中で、問題の背後に何と何のジレンマが問われているのかが話題になることはしばしばある。けれども本来クロスロードは、そうした議論の深まりを目的としていないし、ましてや、ある学問的観点からジレンマを解決するための対策を考えるようなところには入り込まない。一方、教材としてクロスロードを活用する際には、専門知識の獲得とコミュニケーションによって、そうした議論の深まりと解決法の模索を促すような仕掛け作りが、より重要性をもつ。

上記の問題Aの担当教員として報告者が着目した背後のジレンマは、社会学の古典的主題である個人の自由と共同性のジレンマである。今回はそれを示唆する文言を、問題文に盛り込んだ。個人の自由は、かなり直接的に「プライバシー保護」がこれを示唆する。今やプライバシー保護の重要さは自明なので、学生にとっては、それを犠牲にしてまで考えなければならないことの方が思いつきにくい。そこにおいて共同性を示唆するのが、「皆が助け合って」という文言である。この一言により、パーティション設置によって皆の協力が得られにくくなり、うまくいっている避難所運営が難しくなるかもしれない、という気づきが促されることを企図している。もう少し言えば、パーティション導入はそれだけのことではなく避難所の運営全体に関わること、そして避難所は1つの社会であることを考えれば、それは社会の運営の問題に他ならないこと、この点への気づきである<sup>3</sup>。

「理論型」とは以上のように、クロスロード問題文にあえて架空の状況設定を盛り込んででも、学問的な意義をもつ背後のジレンマを明示的にすることをいう。

<sup>3</sup> 一般に、こうした示唆をどこまで直接的に文言に盛り込むかは、対象学生の分野等の構成や教育レベルに応じて設定するのがよいと思われる。

### 3.2 観点と文献

個人の自由と共同性のジレンマという主題を深めるために報告者が設定した2つの「観点」は、近代化と社会的ジレンマである。以下にそのポイントを説明する。なお、こうした観点の説明が、授業の最終コマに行う教員による解説講義の内容になる。

近代化の観点に関わる文献は、友枝敏雄ほか『社会学のエッセンス―世の中のしくみを見ぬく』（有斐閣、1996）第12章「共同体」（竹沢尚一郎）を使わせていただいた。文献の選定は、事前の模擬授業でいくつか試した上の選択である。大学院とはいえ、入学したばかりのいろいろな専門の留学生がその場で30分程度で読みこなせるものとなると、文献は平易な学部向けテキストがよいと思われた。

観点のポイントは、共同性からみた近代化の意味である。テキストの内容をふまえて、ゲマインシャフトに対するゲゼルシャフトの優勢、個人化と国家化の同時進行、その過程における中間集団（地域社会）の解体、さらに、経営体としての家族から恋愛規範につながり定められた近代家族へ、といった論点がある。解説講義では、それらを通して、近代化は共同性の基盤を弱体化させる社会変容だと総括した。それとともに、「災害ユートピア」の例を引きつつ、災害は共同性回復への重要な契機であること、また、避難所運営はそこで終わる話ではなく、復興後の地域社会のあり方につながることに言及し、とりわけ災害とともに歩まざるを得ない人間社会という観点から、共同性の重要性を論じた。

その一方で、できるだけ共同性に頼らずに、個人の自由を最大限に尊重しながら、利害のぶつかり合いを合理的に調整し合うような社会もあり得る。市民社会は理想的にはその方向性を目指しているわけだが、そこにはまた別の問題がある。ここではそれを社会的ジレンマという第2の観点からみていく。この観点に関わる文献は、山岸俊男『社会的ジレンマのしくみ―「自分一人ぐらいの心理」の招くもの』（サイエンス社、1990）1章「社会的ジレンマ」を使わせていただいた。

観点のポイントは、コモンズとしての避難所である。避難所の望ましい環境（清潔さ、静かさ、過ごし良さ等）は、コモンズ（広義には公共財）として考えることができるので、フリーライダー問題が不可避である。個人の自由を最大限に尊重する社会が依拠するのは、共同性ではなく、個人の合理性である。けれどもフリーライダーを含む社会的ジレンマの諸問題は、個人の合理的行為を頼りに最適な社会状態を導くことの難しさを示している。悩ましいのは、避難所の環境やライフラインの条件が良くなるほど、自分のために他者と協力する誘因が小さくなることである。パーティション導入は空間を区画化する方向での環境改善であるから、皆の関心が内向きになって協働清掃のような協力の負担感が増し、フリーライダーが助長され、共同性の面での良環境条件が崩れてしまう可能性がある。

このように考えると、近代化とともに共同性の基盤が弱くなっているところに、さらにまた、その弱体化を進めた私化にそくしてパーティションによる区画化を持ち込むのは得策ではない、という判断は十分にあり得るだろう。地域リーダー的視点から、避難所で芽生えた共同性の芽を復興後の地域社会に生かすことを考慮すれば、なおさらである。こうして2つの観点から、問題AにあえてNOという判断を下すことの社会学的意味を掘り下げて考えることがねらいである。

#### 4 教材の意義に関する議論

報告者が2016年熊本地震に際して実施した調査では、避難住民による自主運営をうまく行っていた複数の避難所で、実際にパーティションや簡易ベッドの導入に慎重な声が聞かれた。もちろん、対応は二者択一とは限らない。パーティションは導入するけれども、カーテンを閉じて区画化するのは夜だけで、昼間は居ても居なくてもカーテンを開けておき、皆で掃除しあう。こうしたやり方で共同性を維持した例もあった。授業においても学生たちの間から、これに類した対処法のアイデアが示された。また、背後のジレンマも、個人の自由と共同性の問題だけとは限らない。簡易ベッドの導入を断ったケースでは、一定期間で閉鎖しなければならない難しい使命を考えて、あえて居心地よくすることを避ける判断も示唆された。確かに閉鎖の局面を見越して考えると、共同性がそれを難しくするような問題にも気づかされる。授業における学生たちからは、むしろ支援-受援の問題として、パーティションを他の支援物資よりも優先すべきかが問題となるジレンマ局面もあり得ることが、議論された。

社会的ジレンマの観点をおくことで、単純に共同性のためのプライバシーの犠牲ということではない問題側面もみえてくる。数土(2001)が示唆するように、社会的ジレンマを解決する鍵は遠い関係の他者に対する無条件の浅い信頼(一般的信頼)である。共同性はむしろ近い関係の特定他者との厚い信頼にもとづくので、こうした一般的信頼の態度は共同性では培われぬ。報告者は近年(Misumi 2019)、フリーライダーを温存して必要なときに動員できるような社会的仕組みを考えているが、一般的信頼はそうした仕組みにおいても基盤条件になるだろう。こうした論点から、個人の自由と共同性の両立を考えることは意義深い。社会的ジレンマの解決法は他にもいろいろある。それぞれ一長一短だが、分厚い学術研究をふまえて対策を検討できる強みがある。

上記のように現実問題と学問をつなぐ論点も含めつつ、ここで紹介した教材の意義を整理しよう。

「クロスロード」は、災害における問題の多面性や複合性をコンパクトに課題化しやすい。そこには、社会学1つとっても異なる理論や概念が複合的に関わる。それらを「観点」として洗い出す作業は、災害の多角的な理論分析を促すであろう。「クロスロード」のこうした意味での災害社会学の事例研究として可能性は、三隅(2019a, 2019b)でも論じたところである。教育面でも、学生にとって、習得したばらばらの知識をつなげるよい機会となる。我々の授業で試みたように、本来相性のよいPBL・TBL型授業形式と組み合わせることで、学生相互のコミュニケーションを通して、学生が自ら知識の再整理や現実問題への応用を考え進めていくことがしやすくなる。

教材の軸となるクロスロード問題は、単一的な社会的問いに限らず、多面的な問いを組み立てたり、さらに、異なる専門からの問いを組み合わせたりすることもできる。そもそも災害は一つの専門を越える問題であるから、異なる専門による学際的な問題作りはとりわけ意義深い。実は、ここで紹介した教材におけるクロスロード2問のうち、1問は政治学からのもので、震災に際してのNPO援助をめぐる状況設定であった。他にも多くの多様な専門分野の同僚と、実際に「クロスロード」体験を重ねながら、問題作りを行ってきた。「クロスロード」は学生間のみならず、教員間であっても、分野を越えたコミュニケー

ションの障害を低めてくれる。この点を考慮すれば、災害の現場に関わる多様な分野の研究者が、異分野コミュニケーションを行うための研修教材としても可能性をもっている。

### 【文献】

三隅一人, 2019a, 「クロスロード比較分析の意義」『第5回震災問題研究交流会研究報告書』42-46.

三隅一人, 2019b, 「『クロスロード』の社会学的分析枠組みの構築」日本社会学会第92回大会（東京女子大学）ポスター報告資料.

Misumi, Kazuto, 2019, “Functioning of Free Rider for Community Resilience: A Social Capital Theory of Disaster,” *Bulletin of the Graduate School of Integrated Sciences for Global Society, Kyushu University* 25(1): 1-9.

数土直紀, 2001, 『理解できない他者と理解されない自己』勁草書房.

矢守克也・吉川肇子・綱代剛, 2005, 『防災ゲームで学ぶリスク・コミュニケーション：クロスロードへの招待』ナカニシヤ出版.

## 第2部 原子力災害と避難生活／復興への課題をめぐって

# 復興政策が原発避難者に及ぼした影響

## ——福島県浪江町の場合——

水田恵三<sup>1</sup>

キーワード：原発災害・浪江町・復興政策

### 1 目的

2011年に生じた東日本大震災後の津波の被害で福島県浪江町では180人が死亡した(行方不明者含む)。東日本大震災当時の浪江町の人口は、約21,500人であったが現在(2020年3月)の住民登録数は約17,200人である。浪江町内には約1,200人が居住している。その他の町民は、現在も町外での避難生活を続けている。避難先は福島県内が約7割、県外が約3割(45都道府県)で、福島県内の仮設・借上げ住宅には、現在も約1,200人が居住している。

福島県における被災者の原発災害後の行動は「原発避難」から他地への「移住」もしくは「帰還」に分かれるが、住民は種々の政策によって、様々な選択を迫られてきた。その選択を必要とする場面は、原発災害直後の強制避難に始まり、避難所もしくは自力の避難確保、そして仮設住宅、自主避難、さらに帰還か移住である。このような行動は本来被害者である地元住民の主体的選択であるべきだが、実際は国の政策によって翻弄されてきた。具体的には2013年4月1日の避難区域再編と2017年3月末の帰還困難区域を除く地域の避難指示解除である。避難区域再編では浪江町の場合は帰還困難区域と帰還準備区域と避難指示解除区域の3つに分かれたため、分断された意識が強くなった。さらに、2017年の避難指示解除では、浪江町の3分の2が帰還困難区域で隣接しているのという分断意識が生じた。

このような分断された意識は、山本(2018)によって以下のようにまとめられている。(1)家庭内での意識の相違とその背景 (2)雇用・就業(職業・産業)をめぐる問題 (3)「分かってもらえない」という苦しみ。そして山本(2018)は原発事故によって避難者たちが失ったものは、物質的なもので賠償金によって代替が可能ないように見えて、実は時間経過の中で積み上げてきた人生の営み、作り上げられてきた社会関係など代替可能なものではない、と述べている。加えて、被災者が口々に言う「故郷は人格の一部」、さらには故郷の原風景を含めると、とてもその代償は金銭に還元できるものではない。

また、2017年の避難指示解除の条件が①空間線量年間 20mmシーベルト以下②インフラ、医療、郵便などのサービスがおおむね復旧、こどもの生活環境を中心とする除染作業が十分進捗、③県、市町村、住民との十分な協議あったにも関わらず、それが不十分なまま解除が强行されたことは、住民に負担を強いることになった。とりわけ、「態度を保留する」選択肢がなかったことは帰還者、自主避難継続者の間に深い溝を生じさせることとなった。

そこで本研究では、原発災害政策に伴って変遷していく感情を経時的に捉えようと考えた。筆者は2013年から現地を訪れて、特定の方々のお話は伺っているが、数的には十分なものではない。そこで町民に毎月配信される「広報なみえ」の中にある、各地に点在している被災者の

<sup>1</sup> 尚綱学院大学総合人間科学部

様子を伝える「こころ通信」<sup>2</sup>に登場する人々の心情を経時的に分析することによって、原発復興政策が住民に及ぼした影響について調べていく。

## 2 方法

こころ通信に登場する人々を分析対象に ①3 地区設定までの 2011 年 3 月から 2013 年 7 月まで 344 名（実際のインタビュー日が 2013 年 4 月以前であったため）、②設定解除前 2017 年 2 月まで 138 名（これは 3 月以前に解除の話は広まっていたため）③解除後 2017 年 3 月から 2019 年 12 月まで 51 名、計 533 名に関して取材月日、旧住所、現住所、現在の住居形態、現在の心境、将来の見通し、子どもの有無、団体活動について調べた。分析は KH-coder によって行った。

## 3 結果

表 1 3 時期 それぞれの頻出語

設定前	解除前		解除後	
浪江	80 浪江	51	浪江	13
帰る	41 帰る	23	帰る	8
いつか	22 帰れる	12	人	6
人	18 戻る	11	家	3
戻る	16 活動	9	交流	3
帰れる	12 復興	9	住む	3
生活	10 住宅	8	戻る	3
福島	10 福島	7	いつか	2
再開	9 住む	6		
情報	9 人	6		

3 時期とも浪江という言葉は頻出しているが、解除前は帰れる、帰るというのが多いが、解除後はいつか帰れるに変化している。

<sup>2</sup> このこころ通信は選ばれた人たちによる声なので町民を代表する声ではない。また、発信することによる歪曲も考慮する必要がある。

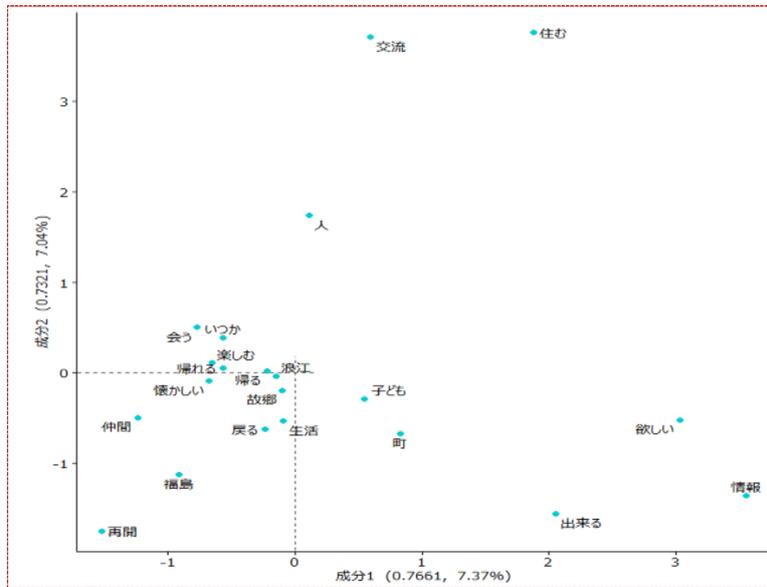


図1 設定前の対応分析

設定前の現在の心境と将来の見通しの記述（以下同じ）を対応分析したものが、図1である。いつか浪江に帰ることが出来ることを楽しみにしている。一方、情報が欲しいというまとまりもある。

設定前の記述を共起分析した結果が図2である。

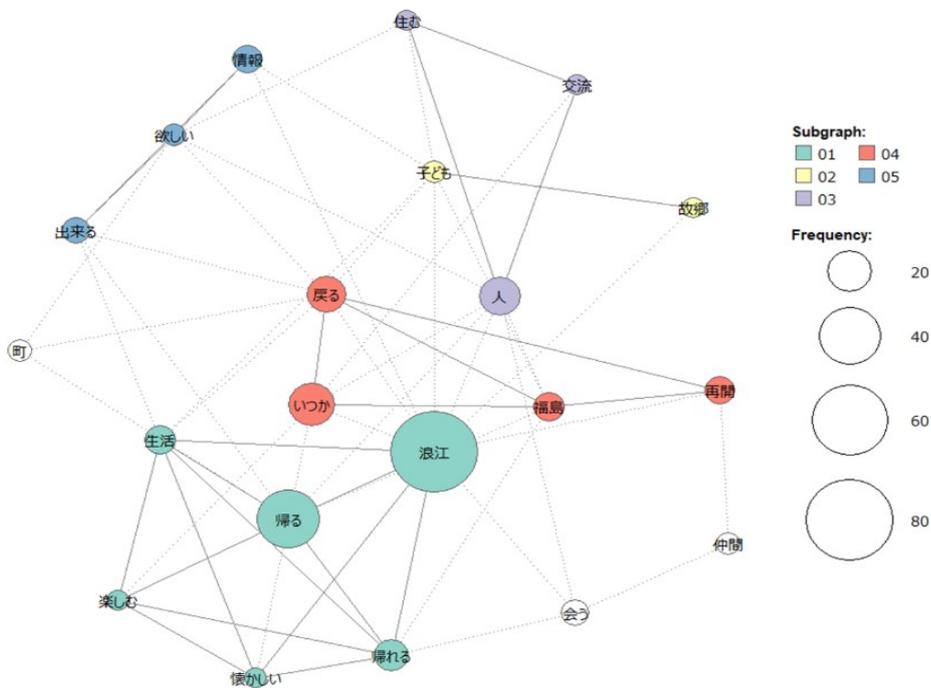


図2 設定前の共起分析

浪江に帰れる、戻れるという記述が多い。

設定後、解除前の対応分析が図3である。

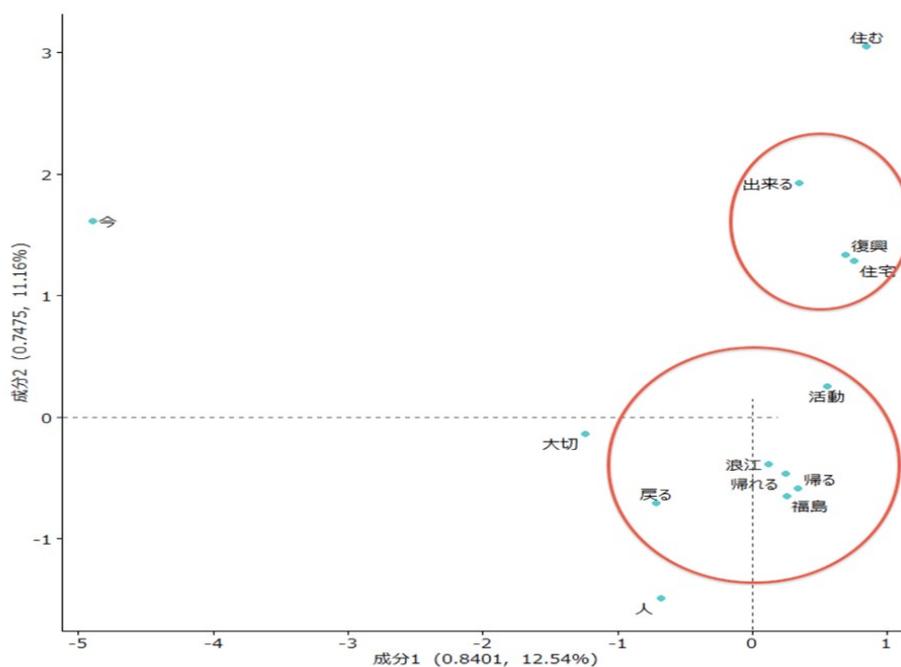


図3 設定後解除前の対応分析

浪江に帰れることの記述が多い。その一方で復興住宅での活動など現在の生活も重視している。設定後解除前の共起分析を示したのが図4である。

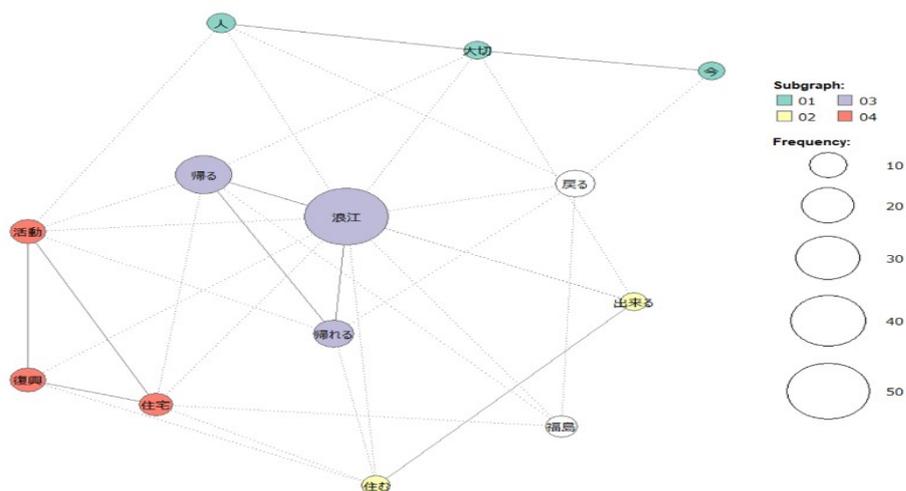


図4 解除前の共起分析

浪江に帰れる、帰るという記述が多い。将来への不安が多い中、今を大切にする気持ちもある。復興住宅での活動も重視している。

次に解除後の記述を共起分析したものが図5である。対応分析は一所に集中してしまい分析不能であった。

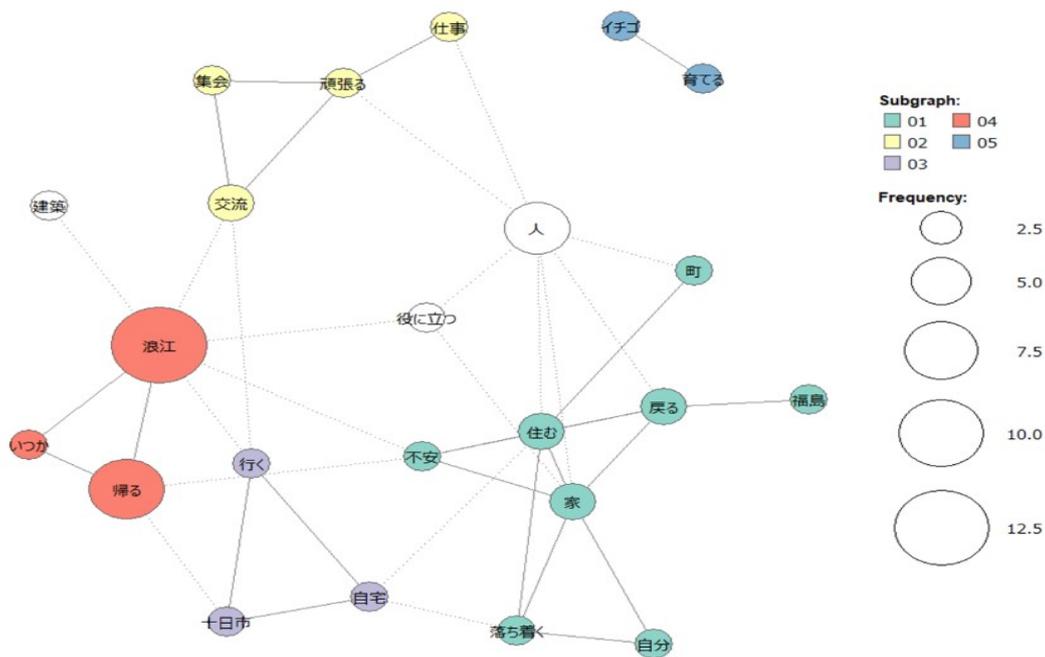


図5 解除後の記述の共起分析

浪江にはいつか帰る、在の仕事や交流を頑張るといった記述に変わっている。解除後、それまでの記述に見られた、浪江に帰るといった気持ちは少なくなっている。

#### 4 考察

原発災害後帰還政策が被災者に与えた影響を調べるため、浪江こころ通信を元に原発災害後設定まで、避難解除まで、その後、の3つの時期に現在の心境と将来の見通しの記述を分析した。

その結果、当初6年後の避難解除を目指して帰るといった気運が高まったが、同じ町にも帰還困難区域が8割（人口としては1割）あるということや廃炉終了が30年後になるらしい、線量が思ったよりも下がらなかったことやまた、ホットスポットの報道などにより戻ろうとする機運が低下したと思われる。また、避難解除は解除の条件が満たされずに強制的に解除となったこと浪江に戻っている人に有利な条件があったという不平等感なども帰ろうとする機運を低下させたと思われる。避難解除という選択肢は住民の選択の自由を脅かした（しばらく待つという選択肢がなかった）ことによってリアクタンス（心理的反発）が生じたと考えられる。<sup>3</sup>

山本（2018）も示しているように、帰還か移住かという強制的選択肢ではなく、長期的プランで考えることも必要であると思われる。

#### 【謝辞】

本研究は科学研究費「原発災害後故郷を離れた高齢者のウェルビーイング」（平成29年度から令和2年度、研究代表者：水田恵三）に基づく。

<sup>3</sup> こころ通信は東北圏地域づくりコンソーシアムさんの協力でデータを得ました。

**【文献】**

山本薫子, 2018 「原発をめぐる問題の諸相と課題」 長谷川公一・山本薫子編『原発震災と避難』, pp60-92, 有斐閣.

# 原発避難の長期化と支援

## ——茨城の支援体制を中心に——

原口弥生<sup>1</sup>・武田直樹<sup>2</sup>

キーワード：原発避難・広域避難・避難の長期化・支援活動・避難先自治体

### 1 はじめに——問題の所在

東日本大震災から9年が経過し、長期化する広域避難をめぐる状況は非常に多様化している。生活再建という点では安定している避難者も多い中、避難指示区域の解除、住宅支援の終了という状況で、新たな課題も生じている。

本稿では、長期化し多様化する原発避難の状況に対し、どのような課題が新たに発生しており、その課題に対して避難先の自治体や民間の支援団体が対応しているのか、さらに復興期間終了後の支援体制や制度についての政策提言を目指すものである。特に、本稿は茨城県内の避難者の動向や支援活動を中心に分析を進める。すでに新潟県や埼玉県の支援についてはまとまった研究成果が出されており（高橋・田口・松井 2016；西城戸・原田 2019）、各地域で多様な支援体制と取り組みが実施されており、それは受け入れ先の地域社会の市民社会の成熟度や、民間と行政との官民連携の関係性などにも依存する。本稿では、茨城県内の支援体制全般を触れることはできないが、「避難の長期化」に焦点をあて分析を進める。

なお本稿は、以下の研究方法によって得られたデータを総合的に分析したものであり、とくに報告者が関係する支援活動において得られた情報を多く活用している。①支援活動を通じた情報収集：茨城県内においては避難当事者や当事者グループ、福島県復興支援員、浪江町復興支援員、福島県避難者支援課茨城駐在などと連携した活動を展開しており、支援活動を通じて他都道府県の支援団体との情報共有で得られたデータを活用している。②支援団体への聞き取り調査：茨城県内の当事者グループや、主に西日本を中心に避難者支援団体への聞き取りを進めている。③茨城大学人文社会科学部市民協創教育研究センター主催による茨城県内への避難当事者へのアンケート調査により、茨城県内の避難者の傾向を把握している（過去4回実施）。④茨城県防災危機管理課の協力を得て、茨城県内市町村の広域避難担当へのアンケート実施により、市町村の広域避難者担当の実態や課題について概要の把握に努めている（過去7回実施）。

#### 1.1 茨城県の広域避難者の特徴

全国的に福島県からの県外への広域避難者数は減少傾向にある。2020年2月10日時点で、全国で30,914人の県外避難者が把握されており、表1の通り、東京都、茨城県、埼玉県と続いた。福島県からの県外避難者が多いのは、関東から東北地方にかけてである。

最近の2020年7月9日時点では全国の県外避難者数は初めて3万人を切り、29,706人とな

<sup>1</sup> 茨城大学人文社会科学部・教授、一般社団法人ふうあいねっと・代表理事

<sup>2</sup> 特定非営利活動法人フュージョン社会力創造パートナーズ・理事長

表1 全国の避難者数  
(2020年2月10日時点)

1 東京都	3,465
2 茨城県	3,200
3 埼玉県	2,918
4 栃木県	2,765
5 宮城県	2,726
6 新潟県	2,319
7 千葉県	2,138
8 神奈川県	1,913
9 山形県	1,571
10 北海道	898

った<sup>3</sup>。2020年2月時点で3465人いた東京も年度をまたいだ7月には3058人となり、5ヶ月間で400人の減少をみた。同じ期間に、埼玉県も2918人から2734人と約200人の減少となった。ともに、年度変わりで減少が確認できる。茨城県も、減少傾向は続いているが、この5カ月での減少は100人未満であり、2020年7月統計にて初めて全国最多の受入れ県となった<sup>4</sup>。

広域避難者数の把握については、これまでも埼玉県や大阪府において話題になっているが、もっとも正確に把握されているのは、文部科学省による「東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況調査」である。2019年5月1日現在の数値では、全国に5,872人が「東日本大震災により被災し、被害が甚大な3県（岩手県、宮城県、福島県）から受け入れた児童生徒」として把握されており、うち福島県からは4,963人である。福島県からの受入れ児童生徒が最も多いのは新潟県の607人、2番目に多いのは山形県（530人）、3番目が茨城県（474人）、4番目は宮城県（414人）、5番目が埼玉県（401人）となっている<sup>5</sup>。新潟県や山形県が児童生徒の受入れが多いのは、自主避難世帯の多さと関係すると言える。

福島県からの広域避難者数が多く、また減少幅も少ないという特徴と関連して、茨城県内の避難者の特徴は、避難指示区域の住民が約8割を占めること、そのため住民票を現在生活する避難先自治体に異動していない避難者が約8割であることをまず挙げることができる<sup>6</sup>。

住民票を移していない避難者が大半である状況は、たとえ「原発避難者特例法」によって、住民票を異動せずとも避難先にて、医療・福祉・教育に関する特例事務においては行政サービスが受けられることになっているが、生活全般をカバーするものでもなく、医療・福祉などのあらゆる分野がカバーされているわけでもなく、住民にとっては手間もかかる制度である。

## 1.2 9年目の県外避難者を取りまく現状・課題

### 1.2.1 行政・制度面における課題

原発避難をめぐる課題は、さまざまあるが、避難の長期化によって、より深刻化しているあるいは懸念が増している課題について、ここでは全国ならびに茨城の状況を中心に指摘したい。

まず、上記でも触れたが、避難者数の実態に即した把握である。総務省の「全国避難者情報システム」が運営されているが、長期化すればするほど、自治体担当者にとってはその意義を

<sup>3</sup> 福島県内の避難者数は2020年7月31日時点で7580人。平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1767報）を参照。[https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/504569\\_1317527\\_misc.pdf](https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/504569_1317527_misc.pdf)（閲覧日2020年8月15日）

<sup>4</sup> 福島県避難者支援課「県外への避難者数の状況」を参照。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-kengai-hinansyasu.html>（閲覧日2020年8月15日）

<sup>5</sup> 文部科学省「東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況について」（令和元年5月1日現在）[https://www.mext.go.jp/content/12191225-mxt\\_syoto02-000003492\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/12191225-mxt_syoto02-000003492_2.pdf)（閲覧日2020年8月15日）

<sup>6</sup> 茨城大学人文社会科学部市民協創教育研究センター（研究代表者：原口弥生）『第4回 茨城県広域避難者アンケート調査結果（速報）』<http://shimin.hum.ibaraki.ac.jp/files/genshiryokuchosa20190305.pdf>（閲覧日2020年8月15日）

十分に理解せずに運用していたり、避難者自身が居住先を移転する場合にあらためて「全国避難者情報システム」への登録を行わないということもある。全国で生活する避難者数を、現在の全国避難者情報システムによって、どの程度まで正確に把握できているのかは大きな疑問である。この点について、後で茨城県内の取り組みを紹介したい。

他の制度面での課題としては、2019年度末に帰還困難区域（双葉町・大熊町除く）を含め、応急仮設提供の終了されたことであった。セーフティネット期間終了後も居住継続する国家公務員宿舎世帯への福島県による家賃2倍請求・提訴の動きもある。特に東京などでは、国家公務員宿舎や公営住宅が応急仮設として提供されており、家賃が全国平均に比べて顕著に高い地域において、住宅支援が終了した場合の住居の確保は容易ではない。たとえ他地域で住居の確保が可能だとしても、その選択が現在の生活を支える生計確保の手段を断念せざるを得ないなど、別の課題を生じさせるケースもあることは留意すべきであり、住居の問題のみ単独でとらえることは適切ではなく、生活再建全体をどう進めていくかをサポートしていく必要がある。

茨城県の家賃や土地の相場は、震災後、高騰した福島県いわき市などと比べても高いとは言えず、むしろ住居や住宅確保においては有利である地域がほとんどである。2019年度末の2020年3月には、茨城県内で応急仮設住宅の提供終了となっていた世帯は全て応急仮設を退室したか、契約主体を本人への切り替えを行った。応急仮設住宅に住んでいた浪江町民をサポートした浪江町復興支援員は、2020年7月の茨城県の支援団体が集まる定例会において「おかげさまで、茨城県内の浪江町民はどうか住宅確保においては、全世帯が自らが住居を確保することができました」と報告した<sup>7</sup>。当然、経済的に無理をした被災者もいたと思われるが、東京や神奈川、埼玉などと比較すると、比較的、住居を確保することの経済的ハードルは低いことは、茨城の特徴でもある。

ただし、自身で住宅を確保することは、自立的な生活への一歩ではあるがすべてではない。住宅支援の終了により、経済負担は増しており、避難指示区域からの住民であっても、精神的賠償以外の損害賠償については大きなばらつきがあることには留意しなければならない（除本・渡辺 2016）。震災当時、賃貸アパートなどに住んでいた場合は、土地・建物・家財などの財物賠償はほぼ無い。そうした中、ここに来て突然の解雇を告げられたケースもあり、一人一人の生活の実態に目を向ける必要があることは言うまでもない。

ただし、東京都などと比べると、茨城県においては、住居を確保した後の近隣関係についての悩みが課題として浮上している。個々レベルにおいては、当然多様であるが、傾向としては避難先によって課題が異なることは明らかであり、地域ごとの特徴に則した支援が求められている。

### 1.2.2 避難者の個人レベルでの課題

茨城県内においては、むしろ課題として浮上しているのは、住宅確保後の近隣との人間関係である。東京など都市圏では、近隣との関係はそもそも希薄であり、どのように近所づきあいをするかということは悩む必要がないのが一般的である。近隣住民に原発避難の経験を話題にするか等も悩むこともないだろう。地方都市あるいは農村コミュニティでは、それに比べると濃

<sup>7</sup> 茨城県内の避難者支援に関わる団体や復興支援員が集まり定期的に情報共有等を行っている。2020年7月28日、茨城県社会福祉協議会にて開催。参加は福島県避難者支援課茨城駐在、福島県復興支援員、浪江町復興支援員、日本精神科看護協会茨城支部、一般社団法人ふうあいねっと、NPO法人フュージョン社会力パートナーズ。

い人間関係が展開されており、さらに戸建て住宅を構える場合は、そこから長年、その地域で暮らしていくわけであるので、地域社会の一員としての生活が始まる。

茨城県の広域避難者を対象としたアンケートでは、2014年までは「住まいについての困りごと・不安」に関する問に対して、最も多い回答（複数回答）は「住居が狭い」であった。2014年の時点では、多くが民間賃貸住宅などの応急仮設住宅で生活しており、そのハード面が課題として挙げられていた。ところが、2016年、2018年で最も回答が多かったのは「近隣との人間関係」である。

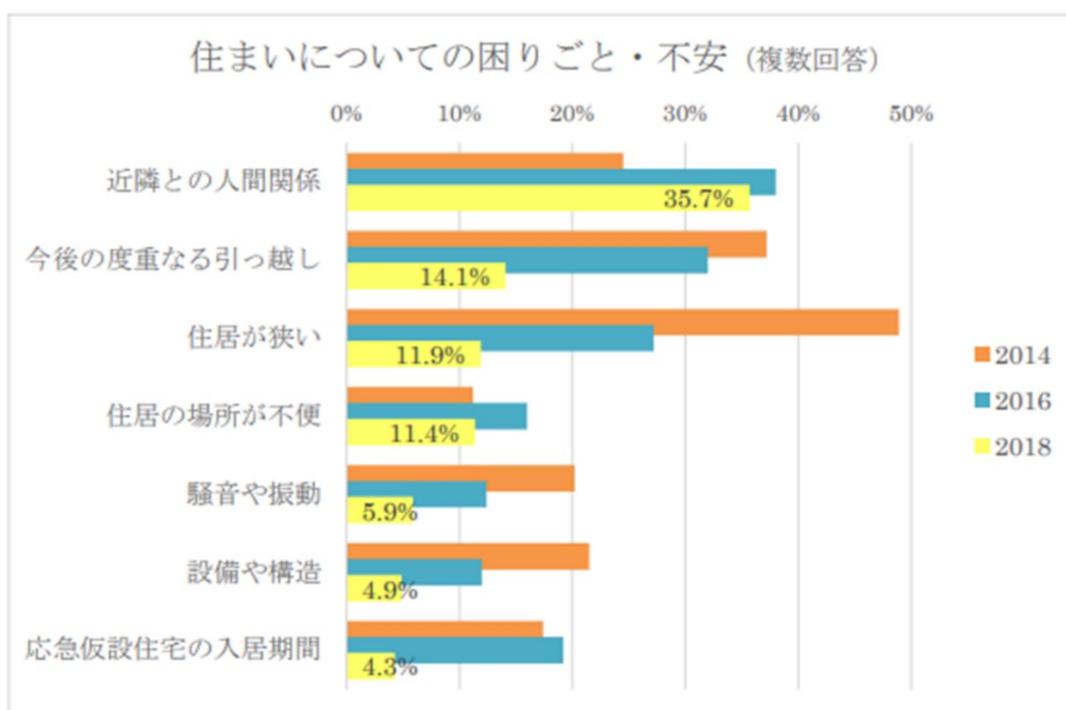


図1 住まいについての困りごと・不安について<sup>8</sup>

また、2018年調査においては、「近隣との人間関係」は35.7%であったが、他の間については多くが顕著に数値が低下していることも指摘しておきたい。2014年調査から同じ選択肢を用いており、選択肢の再検討が必要なのかもしれないが、上記の選択肢のなかでは、以前は住まいに関して困りごとや課題として認識されていた点が解消されていったことが示唆される。

上記の調査結果からも、避難者を避難先でどのように受け入れるのか、は長期的にみても非常に重要な課題である。下記では、茨城県内の避難者支援体制と事業内容についてその概要と課題について指摘する。

<sup>8</sup> 茨城大学人文社会科学部市民協創教育研究センター実施（研究代表：原口弥生）第4回茨城県内の広域避難者アンケート（2018年10～11月）回収率：14.9%（発送数1243票、回収数185）

## 2 茨城県における避難者支援体制

### 2.1 避難者支援体制

茨城県内においては、茨城県側は防災危機管理課が広域避難者支援の主担当をしており、市町村レベルでは、避難者名簿担当、避難者の窓口担当、応急仮設住宅担当と、別の部署がそれぞれに担当している自治体や、また一つの部署がすべてを担当している自治体もある。自治体レベルの避難者支援体制も多様である。

福島県からは避難者支援課から茨城駐在職員が配置されており、この避難者支援課茨城駐在のもとで福島県復興支援員が活動している。避難元つながりでは浪江町復興支援員や富岡町復興支援員が、茨城県内で訪問活動を行っている。

民間レベルでは、福島県の生活再建拠点事業が2016年度から実施されており、その受託団体（一般社団法人 ふうあいねっと）を中心に当事者グループや支援団体、また上記の復興支援員が連携関係を構築している。

### 2.2 市町村連絡会議と事前アンケート

避難の長期化に伴って生じる課題があることを、上記では指摘した。一般的に、東日本大震災や福島原発事故にたいする関心も低くなっている状況において、適切に広域避難者がかかえる課題に対応するためには、茨城県の広域避難者にはどのような傾向があり、課題はどこにあるのか、広域避難者支援のために公的機関そして民間団体がどのように動いているのかを、情報共有することは重要である。しかし、実態としては、行政の業務のなかでも広域避難者の受入れ業務は特殊であり、この9年で広域避難の担当者が何回か代わる市町村がほとんどであった。

そうした中で、茨城県では茨城県防災危機管理課と民間団体である一般社団法人ふうあいねっとが主催となり、福島県避難者支援課が共催団体として、県内の市町村を対象に市町村連絡会議を開催し、市町村と民間支援団体との情報や課題共有の場を年1回、設けている。

この市町村連絡会議の開催においては、市町村の担当者が一堂に会し、福島県や支援団体と疑問や課題、さらには先進的な取り組みを共有する場として貴重であるが、さらに毎年、市町村に対して「事前アンケート」を実施し、各市町村の広域避難者支援の取り組みについての実態把握を行っている。この事前アンケートは、民間の支援団体が実施しているが、茨城県防災危機管理課から市町村に発出され、回収も茨城県であるので、回収率は100%である。

### 2.3 避難者数の把握

この事前アンケートでは、避難者名簿の取り扱いについては毎年確認を行っている。復興庁は、避難者の定義について、住民票の異動ではなく「帰還の意思があること」として対応するよう自治体には通達を出している（平成26年8月4日）。この定義に従うと、他市町村への異動のケースを除いては、避難当事者に名簿から外すことを確認した上で名簿から外すことになるが、この通達の内容が全国の担当者レベルで認識されているか否かについては不明である。そのため、これらの避難者数の減少は、実際に避難者の異動に伴う減少であり実態を反映しているのか、居住形態や住民票の異動などにより、行政の判断により避難者名簿から外されている可能性もある。

茨城県での市町村への事前アンケートの回答を見ると、全市町村が「貴自治体への住民票移転の有無に関わらず、本人またはその家族からの申し出（新居の確保、避難者名簿から外す依頼等）がない限りは、継続して「避難者名簿」に掲載している」と回答した（2019年、2020年実績）。すなわち、市町村への事前アンケート結果からは、茨城県内市町村においては、避難先市町村に住民票が異動された場合においても、つまり当該自治体の住民になった場合でも、避難者名簿に登録を継続するという方針をとっていることが確認された。

### 3 最後に——避難の長期化と支援

避難の長期化を見据えた場合、誰にどう支援していくのかを把握することがより重要となってくるが、その際に人数の把握がまず基本となる。住民票を移し、避難先の住民になったとしても原発事故の被災による様々な課題が解決したわけではなく、その意味でも、避難者名簿への登録を継続することが重要であることを支援団体から行政への訴えが続けられてきた。その成果として、茨城県内においては避難者数のより実態に即した把握をする方針が県レベルで確認されている。長期避難をいかに支援するか、まだ十分な検討も取り組みもなされていない。官民連携により多様なレベルでの検討が早急に求められている。

#### 【謝辞】

本稿は、JSPS 科研費・基盤C（JP19K02096）「広域大規模災害における災害レジリエンスと官民支援ネットワーク」（研究代表者：原口弥生）の研究成果の一部である。

#### 【文献】

関谷雄一・高倉浩樹，2019，『震災復興の公共人類学—福島原発事故被災者と津波被災者との協働』東京大学出版会。

関礼子編，2018，『被災と避難の社会学』東信堂。

高橋若菜・田口卓臣・松井克浩，2016，『原発避難と創発的支援 活かされた中越の災害対応経験』新泉社。

西城戸誠・原田峻，2019，『避難と支援—埼玉県における広域避難者支援のローカルガバナンス』新泉社。

山本薫子，2017，『「原発避難」をめぐる問題の諸相と課題』，長谷川公一・山本薫子編『原発震災と避難—原子力政策の転換は可能か』有斐閣。

除本理史・渡辺淑彦，2015，『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』ミネルヴァ書房。

# 東日本大震災による広域避難者を核とした女性たちの交流会活動

## —9年間の変遷—

浅野富美枝<sup>1</sup>・天童睦子<sup>2</sup>

キーワード：広域避難者・交流会活動・人間の復興・エンパワメント

### 1 はじめに——問題の所在

東日本大震災・福島第一原発事故による広域・長期避難は、発災から9年が経過した今も続いている。復興庁の発表によると2020年4月9日現在、県外避難者は33,758人、避難者総数(44,346人)の76.1%である。これに同一県内の他の市町村への避難者を含めた広域避難者数は当然それ以上となる。広域避難者が抱えている諸問題と現状・課題に関しては、2019年度の研究交流会で浅野が報告したとおりである<sup>3</sup>。国や被災自治体による復興政策は、主に被災自治体を対象としているが、広域避難への対応策は当然ながら被災自治体を超えてなされなければならない。

災害が大規模化している今日、広域避難者の発生は必至である。広域避難対策は、被災自治体にとどまらず全国的な課題であり、災害研究の不可欠のテーマである<sup>4</sup>。埼玉県内の広域避難者支援に関しては、西城戸・原田(2019)などのすぐれた研究があるが、女性視点での支援に関しては十分とは言えない<sup>5</sup>。本報告では、東日本大震災と福島第一原発事故による広域かつ長期避難者支援をめぐる女性たちの交流会活動は災害からの復興のなかでどのような位置を占めるものであるのか、そもそも交流会活動とは何かを、前回の報告後の研究成果を中心に、さいたま・さいがいつながりカフェをケースに考察する。

### 2 交流会活動に参加する女性たち

埼玉県では2020年3月1日現在、3,188人の県外避難者が避難生活を送っており、約30の交流会が活動している。その半数は女性たちがつくりあげたもので、「自主避難のママたちの会」、「放射能から避難したままネット」、「ぼろろん」、「ここカフェ」、「さいたま・さいがいつながりカフェ」など、共通の困難やテーマを抱えた避難女性と避難先の女性とが一緒になって地域を超えて活動してきた。

報告者が参加しているさいたま・さいがいつながりカフェ(以下、つながりカフェ)はその一つで、埼玉県男女共同参画推進センター・With You さいたま(以下、With You さいたま)の和室を会場に、2011年9月から継続して開催されている。月2回の定例カフェのほか、年に1回

<sup>1</sup> 宮城学院女子大学生生活環境科学研究所 CYF05465@nifty.ne.jp

<sup>2</sup> 宮城学院女子大学一般教育部 tendo@mgu.ac.jp

<sup>3</sup> 浅野富美枝(2019)参照。

<sup>4</sup> 広域避難者研究としては、阪神淡路大震災時の県外避難者を対象とした研究に、田並尚恵(2010, 2012)がある。

<sup>5</sup> 原田峻(2012)、原田峻・西城戸誠(2013)、西城戸誠・原田峻(2019)参照。

の With You さいたまフェスティバルへの参加や「あれから〇年、そしてこれから」と題した語りあいのイベントの開催、地元へ戻った元参加者との交流のための交流紙の発行などが主な活動内容である。

2020年までのおよそ9年間にわたる交流会活動は、そこに集う女性たちに少なからず変化をもたらした。当初、カフェに集う避難者たちは、気心の知れたカフェ内部では率直に思いを語っても、外部へ向けて発言することはほとんどなかった。しかし年月を重ねるなかで、語り部となって被災と避難について語る女性が現れた。埼玉県春日部市で避難生活をしているMさん(60歳代)である。

## 2.1 福島を離れて——あれから9年の思いを聞く

Mさんの自宅は福島県双葉郡大熊町にあった。自宅は大工だった夫が建てたもので、春になると裏の竹やぶでタケノコがいくらでも採れ、埼玉に来てタケノコが1000円近くで売られているのを見て嘖然としたそう。

Mさんは発災当日、自分の母親と夫の母親を連れて、大熊町のスポーツセンターに避難したが、翌朝、西へ逃げろと指示を受け、三春で一泊した後、関東に住む娘や義理の姉に連絡をとり、大渋滞のなか、福島を離れた。足腰の悪い高齢の親を伴い、神奈川、東京、埼玉と転々と避難し、2年後に春日部に家を購入し、いまはそこで暮らしている。

家のあったところは、福島第一原発事故による除染に伴い発生した土壌や廃棄物等の中間貯蔵施設になり、広大な更地に変わった。30年間国に土地を貸すか売るか迫られ、悩んだ末に、きっぱりと忘れようと売却した。しかしMさんは、大熊に行くたびに、自宅があった付近を撮影し、故郷の変化を記録している。

避難後、Mさんは入院と手術を繰り返すなかで折り紙を覚え、退院後はつながりカフェなどで折り紙を教えている。また、大熊からの避難者の会に参加したり、同郷の夕陽を観る会で大熊を訪問したり、語り部として全国で体験を語るなど、今は忙しい毎日を送っている。

避難生活が8年を経過した頃から、Mさんが参加している交流会参加者で、それまで多くを語らなかつた避難者たちが口を開き始めた。それは目を見張るほどの変化だった。きっかけはJビレッジ(檜葉町、広野町にあるスポーツトレーニングセンター、東京オリンピック聖火リレーの発着予定地だった)と中間貯蔵施設に代表される福島の変貌だった。彼女たちは、ロ々にこう語った。「Jビレッジにあった山のようなフレコンバックはなくなったが、それは中間貯蔵施設に運ばれただけ。オリンピックの聖火リレーが通るところだけきれいにして、福島が復興の宣伝に利用されることは耐えられない。」「私たちが求めていたのは前の生活に戻してほしいということだけだったのに、今福島で進んでいるのは私たちの願いとはまったく異なる。」「復興が進んだという名目で、東電や国・県からの賠償・支援はどんどんなくなっている。赤十字からもらった家電製品は老朽化し、故障して粗大ごみになった。無料だったNHKの受信料も免除がなくなった。こうして私たちは忘れられていくのかと思うと悔しい。」

そして、こうも語る。「埼玉での生活も地に足がついて、こうして元気に生きている。これが私なんだと、前を向いて生きている自分を認めて生きていきたい。」彼女たちの多くは、Mさんと同様、複数の交流会や集まりに参加している。彼女たちが声をあげる力を獲得したのは、このことと無関係ではない。

### 3 交流会活動と当事者であること

#### 3.1 交流会活動とはなにか

つながりカフェには広域避難者のほかに、その避難者を受け入れ、避難者と共にカフェに集う女性たちがいる。彼女たちは埼玉や東京在住であるが、被災地出身であったり、阪神淡路大震災の体験者であったり、あるいは自らも女性であるがゆえの苦痛や苦悩をこれまで体験していて、避難生活の中で同じ体験で苦しんでいるかもしれない女性たちを放っておけない女性たちである。

交流会を立ち上げた当初、主催者側の女性たちは、明らかに避難者を支援する立場にあった。しかし、しばらくすると彼女たちは、交流会での自分たちの立ち位置は支援者というだけではないと認識するようになった。

浅野は2016年から3年間に及ぶつながりカフェでのアクションリサーチから、支援に当たる女性たちが抱く「支援者と呼ばれることへの違和感」を見出している。

その女性たちはこう語る。「私はカウンセラーの資格を持っているので、最初は何かできるのではないかと思ってカフェに来たけれど、来てみて、あ、ぜんぜんお呼びではないなと思った。カウンセラーなんて恥ずかしくて、口にも出せなかった。」「カフェには、資格や特技を生かして避難者の役に立ちたいという人もずいぶん来たけれど、自分が持っている何かをここでいかしたいということが目的の人は次第に来なくなった。」「カフェでは年配の避難者が来ると年齢が少し下の避難者が気を遣うというような関係がだんだん広まっていった。避難者同士で関係性をつくりあげている。避難者とかボランティアとかに関係なく、カフェに集まっている人がみんなで関係をつくり、支えあっている。」

交流会では、確かに情報交換やマッサージなどの提供があるが、それは交流会にとって必須の要素ではない。交流会にとって必須なのは、交流会の開催そのものであり、安全・安心が確保された交流会、参加者の誰もが居心地の良い交流会であることである。そこに集う避難者が率直に避難者としてふるまい、その場にいる他の参加者がその避難者を受け入れ、理解し、その思いと体験を共有した時、交流会は交流会本来の目的を実現したことになる。そこでは、避難者は「支援」を一方的に受ける受動的な存在ではなく、「支援者」も一方的に支援や交流の場を提供する「主催者」ではない。つまり、少なくともつながりカフェの交流会活動の場では、一方向的に支援を提供する/支援を受け入れるという関係性はない。

支援には相手に積極的に働きかけることのないものもある。岩崎晋也は『援助すること』の中で、「苦しみから逃げられない者と逃げられる者とがいて、逃げられない者が逃げずに逃げられない者のそばにいても援助となる。逃げないことを引き受ける。ただそこにおいて、問題を、苦しみを共有している。」ことも援助であると述べている<sup>6</sup>。同一の経験を経ていると、逃げないことを引き受ける、そこには非対等であることがそのままの形で対等の関係になる、いわば当事者性の共有という支援のかたちがある。交流会活動のなかに支援があるとすれば、それはこの類の支援である。

---

<sup>6</sup> 岩崎晋也(2002)参照。

### 3.2 交流会活動をつくりあげた女性たち——エンパワメント空間の創造と持続

交流会における参加者の関係は、片や自らの思いを語り、片やその思いを共有するという点で避難者と非避難者は非対称的な関係にあるが、それは互換的であり、長期にわたる時間と空間と思いの共有によって培われた信頼関係に裏打ちされた関係であって非対等な関係ではない。そしてそのような関係を交流会の中で作りあげてきたのは避難者と避難者を受け入れた女性の両者である。

つながりカフェは、広域避難者同士の出会いだけでなく、避難者と避難者を受け入れた避難先の女性たちとの出会い、避難者が直面したさまざまな問題を参加者全員が共有し、語りあい、学びあい、避難する側と避難を受け入れる側が協働でつくりあげている交流の場である。ここに、女性たちの、女性たちによる交流会活動の本質がある。

浅野は、参与活動的かかわりのなかで、「広域避難者を受け入れた地域」ももう一つの当事者の場とし、災害復興は、広域避難者の復興なしに、人間の復興はないと考える。そして、With You さいたまが、参加者全員が対等な立場でつながる協働の場、自分を取り戻せる場、女性が性役割から解放され、安全・安心して参加できる場をつくりあげた9年は重い。

とはいえ、サロン活動には、自ずと限界があり、活動のみによって広域避難に伴う葛藤状況が消え去るわけではなく、また年月が過ぎるなかで広域避難ゆえの数々の状況的变化がある。

例をあげるならば、二重生活・避難生活の経済的負担の増大、仕事・生活基盤、生活再建の見通しの困難(戻るか定住か)、避難先/避難元自治体とのかかわり(行政サービスの手続きの煩雑性)、避難先/避難元のコミュニティとのかかわり・孤立、避難者として可視化されることに伴う諸問題、避難生活の長期化に伴う事柄として、子どもの成長に伴う進学・就職、自身や家族の高齢化、心身の健康、そして避難の経緯の違い(強制的避難か自主避難か)、避難者間、夫婦・親族間の分断、孤立などである。

災害や原発事故を契機とする「避難」という非日常の状態が、年月を経て「非日常の日常化」へと変貌する。移動と越境のなかで、帰るべき場所、自分の居場所、生きていく場所、家族のいる場所・いた場所、生きる／生きてきた場所をめぐる、多層的で複雑なアイデンティティの葛藤がある。

それでもなお、本稿で紹介したつながりカフェの事例からは、移動した先で自分なりの生き方を見つけ、受け止める他者と出会い、支援する／されるという関係を超えて、支え合う場を見出すことができる。これを、越境と協働のアイデンティティの構築と呼ぼう。

そして、「参加者全員が担い手として」対等な立場で関係を支えあう場、上下関係や教える・教えられる固定的関係でなく、協働的でつながりあう場を、市民的エンパワメント空間と名付けよう。

もともと、女性を中心とする「協働の場づくり」や「復興の主体」構築がいつもスムーズにいくとは限らない。女性たちの聞き取りや参与観察を通して見出されることは、運営の鍵となる人物、物理的資源(空間の提供、資金確保など公的支援)の程度、支援する／されるという関係から協働の場へと転回する、女性学的実践知の共有(ジェンダーに敏感な知識、情報、相談・支援機能、組織運営)が大事な要素となる点である。

#### 4 広域避難者にとっての復興と交流会活動

避難生活が9年経過した今も、広域避難者は、さまざまな複合的で複雑な悩みを抱えている。長期化する広域避難と震災復興のゆがみが輻輳し、避難者の困難は避難者一人ひとりに固有の形で立ち現れている。また、避難者が表面上減少すればするほど避難者の困難は「復興」の陰に隠れ、見えにくくなっている。そのため避難者は一層孤立感を深め、一人で困難を抱え込むようになる。とりわけ、夫婦・家族・親族間の避難をめぐる思いの隔たりからくる悩みは、誰にも相談できず、問題を一人で困り込みがちである。こうした悩みを個人の問題へと閉じ込めるのではなく、同じ思いの人たちと出会い、語りあえる場はこれからも必要である。その意味では、避難者支援と交流会の必要性はなくなるどころか、一層必要性を増している。

広域避難者にとっての復興とは、とりもなおさず「人間の復興」である。「人間の復興」の提唱者、福田徳三は、関東大震災(1923年)からの復興に関して、「最新のインフラを整備すれば、おのずと人々の暮らしも再生する」という当時の復興院(総裁は岩手県出身の後藤新平)の主張「帝都復興論」に真っ向から反対して、「復興事業の第一は人間の復興でなければならぬ」と主張した<sup>7</sup>。

福田の論じる「人間の復興」とは、生存と生活の基盤である生存権の確保を意味する。阪神淡路大震災(1995年)後、関西学院大学災害復興制度研究所は、福田の「人間の復興」を継承し、「人間の復興」とはまずは「市民権の獲得」であり、人間の尊厳を取り戻す営み、さらに被災地の自治を基調としながら、被災者個人の「自律」を回復することととらえている<sup>8</sup>。広域避難者にとっての「人間の復興」とは、広域避難者自身が望む生き方が可能になることであろう。そのためには、避難者自身が望む生き方の選択肢が用意され、当事者が生き方を主体的に選択できる方策が模索されなければならない。そしてそのためには、被災者・避難者自身が復興の担い手となること、復興の意思決定の場に当事者自身が参画できる「市民権の獲得」の道が開かれなければならない。

自身の思いを発信するという力を獲得する場となっている交流会活動は、「人間の復興」にとって重要な場だと考える。とりわけ政治的な意思決定の場への参画力は「人間の復興」にとって重要である。東日本大震災・福島第一原発事故を契機に、被災地では地方政治への女性の参画が不十分ながら進んだ。例えば、福島県富岡町では2014年に36年ぶりに女性議員が誕生した。被災前は介護施設で介護福祉士として働いていた彼女は、福島第一原発事故の被災者・避難者に対する国・県・東電の対応への怒りがきっかけで、2014年の町議選で当選し議員となった。宮城県でも2015年山元町議選で60年ぶりに女性議員が誕生した。しかも13人中3人が女性議員となり、女性議員比率23%で、当時の全国平均を上回った。また、10年以上女性議員がいなかった気仙沼市でも2018年4月に女性議員が誕生した。

2018年5月、「政治分野における男女共同参画推進法」(候補者男女均等法)が成立したとはいえ、わが国の女性の政治参画は世界的に見ればまだまだ立ち遅れている。政治的な意思決定の場への女性の参画は、政治・経済・社会構造上の改革、女性や若者の被選挙権の行使を妨げる選挙制度の改革と同時に、女性たち自身が国や行政へ向けて意識的に追求しなければ進まな

<sup>7</sup> 福田徳三(1924)参照。

<sup>8</sup> 関西学院大学災害復興制度研究所(2010)参照。

い。この点での女性のエンパワメントはなお一層のステップアップが求められる。復興の担い手となる総体的な力を獲得するには交流会を超えた取り組みが必要である。

### 【付記】

本報告は、JSPS 科研費 JP16K02044（研究代表者・天童睦子）の助成による研究成果の一部である。アクションリサーチ（参与的調査）は主に浅野富美枝による。協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

### 【文献】

- 浅野富美枝, 2019, 「ジェンダー視点から見た広域避難者を対象とした交流会活動—さいたま・さいがい・つながりカフェのケース—」第5回震災問題研究交流会研究報告書, 15-21.
- 関西学院大学災害復興制度研究所, 2010, 『災害復興研究』2号.
- 田並尚恵, 2010, 「阪神淡路大震災の県外被災者の今—震災から15年—」, 関西学院大学災害復興制度研究所研究紀要, 『災害復興研究』第2号.
- , 2012, 「東日本大震災における県外避難者への支援—受け入れ自治体調査結果から—」, 関西学院大学災害復興制度研究所研究紀要, 『災害復興研究』第4号.
- 天童睦子・浅野富美枝, 2018, 「ジェンダー視点からみた広域避難と女性—東日本大震災における支援と女性たちの協働—」第4回震災問題研究交流会研究報告書, 81-86.
- 原田峻, 2012, 「首都圏への遠方集団避難とその後—さいたまスーパーアリーナにおける避難者/支援者—」山下祐介・開沼博, 『原発避難論』明石書店.
- 原田峻・西城戸誠, 2013, 「原発・県外避難者のネットワークの形成条件」『地域社会学会年報 第25集』.
- 西城戸誠・原田峻, 2019, 『避難と支援—埼玉県における広域避難者支援のローカルガバナンス』新泉社.
- 岩崎晋也, 2002, 『援助すること』有斐閣.
- 福田徳三, 1924, 「復興経済の原理及若干問題」福田徳三研究会編, 2016『福田徳三著作集』第17巻 信山社.

# なぜ災害研究は職業生活を論じないのか

## ——生活構造と職場集団における「仕事」の意味を考える——

吉田耕平<sup>1</sup>

キーワード：生活構造・職場集団・仕事

### 1 問題の所在

災害は、生活の様々な部分に襲い掛かる<sup>2</sup>。社会学者の辻清明は、これを人間生活の「4つの次元ないし局面」として区分した。その一つが「職業生活」だった。

人間の生活は、a：住生活、b：家族生活、c：職業生活、d：地域生活という4つの次元ないし局面から構成されている・・・これらの4局面のすべてが再生段階に到達することが必要・・・。(2001: 36、強調引用者)

これに従えば、他の生活次元においても職業生活においても、被害から再生への過程が重要である。

職業生活に固有の問題は何だろうか。「職業生活」の軸は「職業」である。「個人にとっての職業は社会的役割の実現や個性の発揮をとおしての自己確認や生き甲斐の源泉でもある」(辻 2001: 190)。災害の過程は、このような「自己確認や生き甲斐」を見失わせるだろう。一方、災害からの再生は、職業による「自己確認や生き甲斐」を可能にするはずだ。災害研究には、こうした過程の解明が求められる。

ところが、既往の文献はこのような研究課題に取り組んでこなかった。たとえば辻は、「職業被害の具体的な形態」を「殉職、勤務中の負傷、失業、廃業、一時休業、一時休職、配置転換、転職、転業、収入の大幅減」(2001: 190)と見た。他の研究者は、人手不足感や求人倍率、失業率や希望職種といった雇用指標や、地域商業や小規模事業者の課題を扱う。いずれも、職業生活の実態を十分に論じていない<sup>3</sup>。

なぜ災害研究は職業生活の内実を論じないのだろうか？これには様々な要因が考えられるが<sup>4</sup>、本稿では「仕事」の変容に対する認識の仕方を問題にしたい。

このために、以下では「生活」および「職場」の概念に焦点を当てる。

<sup>1</sup> 東京都立大学 客員研究員

<sup>2</sup> 災害は、人間社会の様々なシステムを襲う。それぞれのシステムが、災害の各フェイズに対応する。このような点から災害研究は整理されてきた (Drabek 1986: 3, 9-11)。

<sup>3</sup> 近年の共同研究や文献のアンソロジーを一瞥されたい(一例として、神戸大学震災研究会 1995; 神戸都市問題研究所 1996; 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト 2012; 関編 2012; 長谷川・山本編 2017)。

<sup>4</sup> ジャーナリズムの作品には、職業生活の記述が現れる(一例として、神戸新聞社会部編 1995; 中川尚之 1997)。学術研究には不要な研究調査法だ、とする説明は、受け入れがたい。

## 2 生活における仕事

### 2.1 生活の概念

ここでは「生活」の概念を取り上げて、上述の問題の要因を考えていこう。

「生活」とは、言葉の意味を狭くとれば、資産と収入の中で消費を行う営みである<sup>5</sup>。広義の「生活」には、稼得を得て、栄養と休息をとり、育児や介護を行うことも含まれるだろう。生活は家計・世帯（household）を支える営みの全体と考えられる。

一方、「生活構造」という概念がある。これは通常、自然環境や社会関係といった様々な要素を利用する営み、およびそれらをまとめあげる営み（の一定のパターン）である<sup>6</sup>。ここには、居住から余暇までの様々な営みが含まれると考えてよいだろう。

ところがこの場合も、「仕事」は、稼得を調達する営みだと見なされてしまう。会社に雇われたり、業務を請け負ったりして、給与や売上という稼得を得ること。仕事とは、暮らしの糧（livelihood）として経済的な資源を得ることだ、というわけだ。

そのため仕事は、生活を支える営みにすぎない。生活は、家計・世帯として理解される。このような発想のもとでは、職業生活の具体的な探究は促されないだろう。

### 2.2 生活構造における「仕事」

このことは、なぜ問題なのだろうか。それは、生活構造の中における仕事の意味づけが理解されないからである。

次の点を押さえておこう。生活構造は、様々な部分で職業生活と結びついている。居住から余暇までのありとあらゆる局面が、仕事の役割や意味に関わっている。また、人は仕事を通じて、居住の計画を立てたり、余暇の過ごし方を思い描いたりする。

災害は、このような生活と仕事の結びつきを壊してしまう。

生活のあり方は、災害発生とともに一変する。家や家族を失って、生きてゆけるのか。従来の暮らしは、取り戻せるのか。被災生活を送りながら、仕事に通えるのか。

仕事の状況も、全く変わってしまう。製造や販売が寸断されて、営業できるのか。長年の仕事を、続けられるのか。どんな仕事をすれば、生活を立て直せるのか。

このように、生活構造の変容は、仕事の意味を揺らがせる。直面する困難は膨大である。一つ一つを乗り越えていかなければならない。その道は長く、険しい。

これまでの研究は、このような問題群を捉え逃してきたと考えられる。

<sup>5</sup> Wisner らは、生活の糧（livelihood）として稼得を手に入れることを重視している（Wisner et. al. 2004=2010）。

<sup>6</sup> 「都市的生活構造」の理論は、資源処理を「社会財の整序化」とする（森岡 1984）。

## 2.3 生活構造の激変

このような指摘は、しばしば誤解を生む。ありうる批判に、答えておこう。

まず、生活全体と職業生活を重ね合わせて一緒くたにしている、これは間違いだ、という批判が考えられる。たしかに、生活のすべてが仕事であるわけではない（仕事だけが生活ではない）。また、仕事のあらゆる点が生活構造と関わっている、というのもおかしい（仕事は生活そのものではない）。しかし、仕事に問題があるのに、満足な生活を送ることはできない。両者の結びつきを否定する批判には、首肯できない。

これとは反対に、生活構造と仕事の揺らぎは日常生活の中でも生じることだ、たいしたことではない、という批判もあるだろう。たしかに、ライフサイクルの進行などによっても仕事の役割や意味は変わる。災害時の現象も、一見これと類似している。しかし、大災害は突然訪れるものだ。生活の基盤は、根こそぎ破壊される。再び仕事に向き合うことの困難を、日常生活の現象から類推するべきではない。

そこで私たちは、生活構造の激変の中で、仕事の揺らぎを見ていく必要がある。この課題意識の欠落こそが、職業生活の実態解明を阻んできた一つ目の要因と思われる<sup>7</sup>。

## 3 職場における仕事

### 3.1 職場の概念

もう一つの要因について考えるため、ここでは「職場」の概念を取り上げる。

職場 (workplace) は大抵、事業組織の一部と見なされる。従業者の目から見れば、勤務する場所である。そのため、職場は事業組織と従業員の接点となるのである。だが、これだけでは、それぞれの従業員がそれぞれ働く場というだけである。

一方、職場は複数の人たちが共に働く場所である。公式の組織であれ、非公式の組織の一部であれ、職場は従業者たちの集合体、「職場集団」(work group) となる。従業者たちは同じ職場の同僚となる。同僚の間には一定の関係が生じる<sup>8</sup>。

ところが、その場合も、一人一人の「仕事」は、与えられた「仕事」を行うことだと見なされるかもしれない。同僚との分業や、ペース配分、さらには信頼関係などを考慮すべきとしても、個々の仕事の内容は、自在に進められる、というわけだ。

このような限りで、仕事は、各自の業務と見なされる。職場は、それぞれが働く場にすぎない<sup>9</sup>。このような考えがあると、職業生活の探究は妨げられるだろう。

<sup>7</sup> 一言で「被災生活」と言っても、その様相は、多面的で、流動的である。複数の人々の経験の時系列的な調査が必要だ (吉田 2019 ; 吉田 2020 を参照)。

<sup>8</sup> 「職場集団」は、人間関係論に依拠して論じられてきた (Brown 1954=1955: 147-149 ; 佐藤 1977)。日本語の「社縁」には、職場の集団のつながりが含まれる (米山 1966: 69-71)。

### 3.2 職場集団における「仕事」

これにはどのような問題があるのか。それは、職場集団の中における「仕事」の理解が欠けてしまうことだ。

次のことに注意したい。職場集団は、様々な面で仕事に関わっている。人は職場の中でこそ、自分の役割を考える。同僚たちと関わりながら、働き方を見つける。また、悩みや逆境、手ごたえや達成感は、職場集団の中で現れる。

災害は、職場と仕事の結びつきを断ち切ってしまう。しばしばこれが繰り返される。

被災した職場は、全く別の職場となる。災害に対応した形態は、何か。従来の顔ぶれで、働けるのか。どうすれば職場を立て直せるか。どんな仕事求められるのか。

仕事の中身も、同じではいられない。災害下で、行える仕事は何か。自分は何をすればよいのか。どんな業績を出すべきか。どうすれば、働きやすい職場を作れるか。

このように、職場集団の変貌は仕事のあり方を一変させる。従来のルーティーンは使えない。状況や顔ぶれを見ながら、仕事を作る。これは決して平たんな道ではない。

以上のような過程があることを、これまでの研究は看過してきたのである。

### 3.3 職場集団の激変

以上のような内容についても、誤解が生まれることがある。

まず、この見方は、職場によって仕事を覆いつくすものだ、という批判があるかもしれない。たしかに、職場のすべてが個々人の仕事に関わるわけではない。仕事のすべてが職場によって左右されるわけでもない。その一方で、職場と全く切り離しては仕事ができない。職場との結びつきを無視するような見方は、受け入れられない。

これとは反対に、以上のことは平常生活の中でも生じることだ、ことさら注目することではない、という批判もあるだろう。たしかに、組織の改編や配属替えがあれば職場の形は変わる。勤務体系の変更や転職をすれば、勤め先の職場が変わる。だが、被災した従業員の経験は、これと同じではない。災害は、組織の環境から従業員の心理まで、あらゆる物事の安定を損ねてしまう。その混乱は、平常時の比ではない。

したがって私たちは、災害が生み出す職場集団の変容を捉える必要がある。それができなければ、仕事のあり方の変化を把握できないはずだ<sup>10</sup>。

---

<sup>9</sup> これに従えば、仕事の中身は、職場集団のあり方とは関係ない。どのような職場でも、仕事はできる。職場集団は、自由に変えられる。同僚も、入れ替え可能だ。たとえばAさんは、ある職場ではBさんと共に働く。しかし他の職場では、Cさんと共に働く、というわけだ。

<sup>10</sup> 「職場の被災」と言っても、その様相は会社によって、状況によって大きく異なるだろう。被災事業所のタイプごとに、実態把握を行うことが必要だ（吉田 2018 を参照）。

## 4 結果の考察

このように、日本の災害研究は、職業生活の実態を論じてこなかった。それらは、知らず知らずのうちに、仕事とは収入を得る営みであり、一人一人が担う業務である、という想定を持っていたと考えられる。

このような想定に立つ場合、生活は家計と見なされてしまう。職場は、従業員の働く場所にすぎなくなる。①生活構造の一過程としての仕事、ならびに②職場集団の一部としての仕事、という側面は軽視されてしまう。

このような状態が疑問視されなかったのは、なぜなのか。そこには、「人はどこでも、いかようにでも働ける」という暗黙の認識があるように思われる。すなわち、仕事とは職であり、職に就けば働ける。そして、職を変えても同じように働ける、と。

こうした認識に従えば、災害時に「職」を失うことが最大の職業被害であり、「職」を得ることが職業の回復だ、ということになる<sup>11</sup>。働き方の違いや働く意味の揺らぎは、問題視されない。生活構造や職場集団による意味づけなどは、軽視されるほかない。

しかし、このような認識の仕方は、現実合っているだろうか。職を失ったことは、他の職によって完全に補えるのか。生活も職場も混乱している状況で、働く意味は定められるのか。それができなければ、実際の被災労働者の態度を把握できないだろう。

それにもかかわらず、これまでの研究は、誤った暗黙の前提を持っていた。このことは生活構造や職場集団の重要性の理解を妨げずにいない。この場合、職業生活の実態把握の必要性などは、見過ごされてしまうだろう。

災害研究には、このような状態からの脱却が求められる。本稿の考察は、理論的な面から、災害研究の今後の探究課題を素描したものである。今後は、綿密な実態調査を通じて職業被害と職業再生の過程を解明していきたい。

### [文献]

Brown, James A. C., 1954, *The Social Psychology of Industry: Human Relations in Factory*, Penguin Books.

(=1955, 伊吹山太郎・野田一夫訳『産業の社会心理——工場における人間関係』ダイヤモンド社.)

Drabek, Thomas E., 1986, *Human System Responds to Disaster: An Inventory of Sociological Findings*, Springer-Verlag.

玄田有史, 2015, 『危機と雇用——災害の労働経済学』岩波書店.

<sup>11</sup> そのことの表れの一つとして、多くの災害調査が、職を持っているかどうか（有業率の調査）、職を望むかどうか（就業意思の調査）に注力していることを指摘できる（一例として、玄田 2015）。

- 長谷川公一・山本薫子編, 2017, 『原発震災と避難——原子力政策の転換は可能か』(被災地から未来を考える 1) 有斐閣.
- 神戸大学震災研究会, 1995, 『大震災 100 日の軌跡』(阪神大震災研究 1) 神戸新聞総合出版センター.
- 神戸新聞社会部, 1997, 『ザ・仕事』神戸新聞総合出版センター.
- 神戸都市問題研究所, 1996, 『震災復興の理論と実践』(都市政策論集 17) 神戸都市問題研究所.
- 三浦典子・森岡清志・佐々木衛編 1986, 『リーディングズ 日本の社会学 5 社会構造』東京大学出版会, 233-245.
- 森岡清志, 1984, 「都市的生活構造」『現代社会学』アカデミア出版会, 18: 78-102.
- 中川尚之, 1997, 『決断——阪神大震災・ある被災企業の七百二十日』ビジネス社.
- 佐藤守弘, 1977, 「職場集団」『テキストブック社会学(4) 職業』有斐閣, 46-60.
- 関満博編, 2012, 『震災復興と地域産業——東日本大震災の「現場」から立ち上がる』新評論.
- 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト, 2012, 『東日本大震災からの地域経済復興への提言——被災地の大学として何を学び、伝え、創るのか』河北新報出版センター.
- 辻清明, 2001, 『災害過程と再生過程——阪神・淡路大震災の小叙事誌』晃洋書房.
- Wisner, Benjamin, Piers Blaikie, Piers M. Blaikie, Terry Cannon, Ian Davis, 2004, *At Risk: Natural Hazards, People's Vulnerability, and Disasters*, Psychology Press. (=2020, 岡田憲夫監修, 渡辺正幸・石渡幹夫・諏訪義雄訳『防災学原論』築地書館.)
- 吉田耕平, 2018, 「災害下経営組織の事業環境と復職従業員の職業環境——原発避難における飲食・福祉事業所の再建事例から」『東日本大震災研究交流会 研究報告書』3: 8-12.
- , 2019, 「再建する事業所、復職する従業員——福島原発事故と福祉系V法人労働者の職業意識」『日本労働社会学会年報』30: 114-141.
- , 2020, 「なぜ被災労働者は復職するのか——原子力災害下の飲食事業者における職業意識の再編」『年報社会学論集』33: 204-214.

# 政府のいう「復興」とは何か

## ——原発事故後の政府文書の批判的分析から——

横山智樹<sup>12</sup>

キーワード：原発事故・復興政策・分断・排除・再編

### 1 研究目的

本稿の目的は、政府のいう原発事故後の「復興」とは何かを探ることで、復興の「主体」の再編にむけた分断や排除の作用が働いてきたことを示すことである。原発事故後9年間の政府文書（内閣府、復興庁、経産省、環境省の復興政策）の批判的分析から、数々の事業がいか「復興」として目指され正当化されてきたのか、そこではいかなる「主体」が念頭におかれてきたのかを考察する。原発事故後9年間にわたる復興政策は、①早期帰還の推進による避難者・被災地の〈分断〉、②被害収束化・矮小化による原発被害の〈排除〉、③新たな復興主体の〈再編〉、の3点に特徴づけられる。以下の節でそれぞれ詳しくみていきたい。

### 2 早期帰還の推進による避難者・被災地の〈分断〉<sup>3</sup>

#### 2.1 長期避難の「デメリット」と早期帰還の「合理性」

2012年7月「避難指示区域の見直しにおける基準（年間20mSv基準）について」では、長期避難の「デメリット」から早期帰還の「合理性」が語られるようになった<sup>4</sup>。廃炉までの見通しはたまたま実際は線量も場所によっては高いまま、インフラなど生活環境の復旧が十分でない状態、さらに被災までの人間関係が元通りにできない中で「今は帰れない」と避難先での暮らしを継続することは、将来が見通しづらい中で生命や生活を守るための合理的な選択なはずである。それだけでなく、実際はその選択が強いられたものでもあることは理解しておかねばならない。政府において避難の「デメリット」「合理性」として語ら

<sup>1</sup> 東京都立大学大学院・日本学術振興会特別研究員（DC1）、yokoyama-tomoki@ed.tmu.ac.jp

<sup>2</sup> 筆者は、福島県南相馬市（主に原町区）で兼業農家や商店など自営業家族の避難・通い・帰還に伴う生活構造の変化、若者（被災時中学2年生）の進路選択とその後の生活に被災経験が与えた影響などについて、2014年から継続的に調査研究を行ってきた（横山2020）。南相馬市（原町区）は特に、避難区域の線引きに伴う「分断」や、「イノベーション・コスト構想」など復興事業による「再編」がより強く働いてきた地域である。今回は復興事業や被災者・避難者を方向づけようとする「提言」「基本方針」などの政策文書を読み解くことで、現実に行進している復興プロセスと政治的に構想され目指されている「復興」とが、いかなる点で異なっているのか、互いにどのような関係性にあるのかを確認しておきたい。

<sup>3</sup> これまで原発事故後の社会的分断については、(1)主に原発20km圏内/外の「線引き」に伴う政策枠組みとしての分断、(2)リスク認知に伴う分断、(3)社会的属性による分断（賠償格差、世代差、家族分離など）、(4)暮らしの連続性の断絶や避難者の避難元に対する空間的断絶などが指摘されてきた（佐藤2013；山下ほか2012；藤川2012；除本2015）。

<sup>4</sup> 原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム（平成24年7月）「避難指示区域の見直しにおける基準（年間20mSv基準）について」（[https://www.reconstruction.go.jp/topics/11\\_6ki\\_jyun.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/11_6ki_jyun.pdf)）p4-7。

れたものや、そこで持ち出された ICRP や IAEA の放射線防護の「基準値」は、こうした長期避難当事者の「合理性」ではなく、政府にとっての「合理性」に基づいていただけのものである。さまざまな事情から早期帰還を選ばざるを得ず、あるいは積極的に帰った人びとすらも、そうした中では政府の「不理解」のもとで「復興」の推進に利用されてしまう。避難区域の区分けが行われたこと自体より問題なのは、政府に持ち出された「合理性」によって、異なる当事者同士が分断され、相互に排除し合う構図が生まれかねないことである。

## 2.2 前線拠点の「復興」と避難区域の「支援」

2012年9月の「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」では、早期避難解除区域を復興の「前線拠点」とし、長期避難区域は「支援」しながらのちの解除につなげていく方針が出された<sup>5</sup>。原発からの距離や線量の高低により区分けをし、事業を進めていく道筋を立てたこと自体ではなく、避難区域を「支援」の領域に押しやり、「前線拠点」を「復興（事業）」のために利用するという構図（選択と集中）がこの早い段階に生まれたことに問題がある。それは復興が「進んでいる／遅れている」という図式を作ってしまったこと、より正確に言えば「復興が進む」とはどういうことかを、あらかじめ政府が一面的に示したことによるといえる。

## 2.3 長期避難者の「仮想敵」化と避難指示解除による分断の先鋭化

2013年12月「福島復興の加速に向けて」や2014年2月「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」では、のちにも述べるリスクコミが「早期帰還」と結びつけられた<sup>6</sup>。長期避難者は「復興」ではなく「支援」の対象とされ、さらに「避難者数の減少」が政策の目標とされるようになったことで「復興」の「仮想敵」とすらいえる存在にされた。避難指示解除は本来、賠償の終期を決めるためのものではなかったはずであり、そうであってはならないはずだった。そして生活や社会を維持していくために本来は相互に不可分の存在であった人どうしが、避難指示解除を通じて「帰る人」と「帰らない人」というカテゴリーに分けられてしまった。

より問題なのは、この当事者たちの本意ではないカテゴリー化つまり分断が、政府によってもたらされ、相互の「不理解」を生みかねないだけでなく、「今は」帰れない人や帰れなくても「通う」人の存在が、将来の地域社会の再生・存続に深くかかわっているにもかかわらず、決して念頭にはおかれていないということである。

## 3 被害収束化・矮小化による原発被害の〈排除〉<sup>7</sup>

<sup>5</sup> 復興庁（平成24年9月）「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」（[https://www.reconstruction.go.jp/topics/20120904\\_gdhonbun.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/20120904_gdhonbun.pdf)）p8.

<sup>6</sup> 環境省（2013年12月）「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11243624/josen.env.go.jp/material/session/pdf/010/ref03.pdf>）p7など

<sup>7</sup> これまで原発被害の収束化・矮小化などの「排除」については、（1）早期帰還政策における長期避難者の排除、（2）「風評」被害のポリティクス、（3）科学・専門知と帰還政策の関係や「リスク」をめぐるポリティクス、（4）被害者・避難者による被害隠しや潜在化、（5）避難指示解除に合わされた「賠償切り」

### 3.1 放射能汚染・健康への「不安」とリスクコミュニケーション

初期の段階（2011年11月頃まで）では「風評」「不安」の問題や科学的知見にもとづく住民との「コミュニケーション」は別のもの<sup>8</sup>であり、健康調査や放射線モニタリングなどの必要な施策が実施予定のものとして列挙されていた<sup>9</sup>。しかしリスクコミが「啓発」と組み合わせることで、「風評」「不安」は専門知によって克服されるべき政策対象・課題とされるようになった<sup>10</sup>。

### 3.2 全体化・「専門知」化する「正しさ」と個別化・精神化する被害

2013年の「早期帰還・定住プラン」の前後においては、「風評・不安」は、原発被害の内実を示すものとしてすり替えられるようになった<sup>11</sup>。「風評」はローカルな生業というよりは「産業」全体の問題として、「不安」はさまざまな社会関係を含むものではなく個々人の「心の問題」として捉えられるようになり、科学・専門知が介入を行う必要のある「支援」対象とされ「復興」と結びつけられていった<sup>12</sup>。ここで科学・専門知は客観中立として双方向的な住民との対話・相互作用ではなく、「早期帰還」の政策目標に対して機能する役割（普及啓発）が期待されるようになったのである。

### 3.3 不安・風評の「払拭」とリスクコミュニケーション

避難指示解除に向けた取組が進められるようになると、長期避難者は不安から帰還できないのだからその不安を「払拭」するためにリスクコミが必要だということになり、また生業や産業への被害は「風評」の問題だから根本の原因を「払拭」するためするためにリスクコミが必要だということになる<sup>13</sup>。2017年の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」ではその歪な内容が端的に示されている<sup>14</sup>。2.1でも述べたように、長期避難者が帰

---

や除染政策による「被害収束」、などの文脈から語られてきた（山下 2017；船橋 2013；佐藤 2013；山下ほか 2016；三浦 2014；井口 2019；中村 2013；藤岡 2017；藤川 2012；除本 2020；磯野 2017）。

<sup>8</sup> 環境省（平成24年6月）「福島復興へ向けたリスク・コミュニケーションの現状と課題」  
(<https://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf-health/b01-mat02.pdf>)

<sup>9</sup> 環境省（平成23年5月）「東日本大震災からの復興に向けた環境省の基本的対応方針」  
(<http://www.env.go.jp/jishin/kihon-hoshin.pdf>)、復興庁（平成23年8月）「東日本大震災からの復興の基本方針」(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/110811kaitei.pdf>) p30.

<sup>10</sup> 環境省（平成23年11月）「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」  
([https://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/law\\_h23-110\\_basicpolicy.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/law_h23-110_basicpolicy.pdf)) p29.

<sup>11</sup> 原子力規制委員会（平成25年3月）「東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方について」(<https://www.nsr.go.jp/data/000069094.pdf>) p2-5、福島復興再生総括本部（平成25年3月）「早期帰還・定住プラン」

([http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130307\\_kikanteijuplan.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130307_kikanteijuplan.pdf)) p4.

<sup>12</sup> 復興庁（平成25年4月）「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージの概要」  
([https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130402\\_fuhyopkg.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130402_fuhyopkg.pdf)) p1.

<sup>13</sup> 原子力規制委員会（平成25年11月）「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」  
(<https://www.nsr.go.jp/data/000069185.pdf>) p5-9 など

<sup>14</sup> 復興庁（平成29年12月）「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」  
([http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/fuhyou/20171212\\_01\\_kyoukasenryaku.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/fuhyou/20171212_01_kyoukasenryaku.pdf)) p1-2.

れないのは個々の精神面にのみ結びつけられた問題ではない。不安や風評の「払拭」を進めれば、被害は回復するという問題でもない。

原発事故という歴史的事件の被害者・被災者である人びとが「不安」を抱かずに生きていくことなど不可能であり、被害は「根拠のない風評」ではない。事故収束の目途が立たないこと、廃炉に時間がかかること、汚染の問題が残されていること、再び事故が起きることのリスクが残されていること、そうしたことも含めて暮らしや人間関係が破壊されたことなどの被害を矮小化するものである。さらに問題なのは、汚染や生活環境の復旧が十分でない中「不安」をはじめとする様々な問題といかに折り合いをつけていこうかと模索する被災者・避難者に対して、この「不安」が排除されるべき「誤り」であり、科学の「正しさ」を信頼せよ、とばかりに再び権力・暴力をはたらいていることである。

## 4 新たな復興「主体」の〈再編〉<sup>15</sup>

### 4.1 「イノベ」理念の形成——復興＝帰還者・事業者＋イノベーション人材

初期に「創造的復興」や「技術革新」、「研究拠点構想」、再エネ事業などが復興の象徴とされていたものが<sup>16</sup>、2014年の「構想研究会報告書」ではそれらを寄せ集めて一つの経済的復興の構想にまとめられた。原発事故によって産業基盤を喪失し、被災者には働く場が無くなったため「経済的自立」が必要、そのため新技術と新産業を作る、新たな研究・産業拠点を作らなければならない、とされる<sup>17</sup>。また「イノベ」では「研究者」「関連産業従事者」「新住民」「帰還する住民」が求められている「主体」であり、これをいかに受け入れ、増やすことができるのかという点が「コミュニティ」には求められるという。

この段階では、「浜通り地方は原発事故によって産業基盤を失われた」ことから「新たな産業基盤を構築」する必要があり、そのためにも「雇用の創出」と事業者の自立（支援）、「帰還者や新たな住民による人口の増加」を目指すなければならない、というのが基本的な図式であった。このような「避難者は雇用を創出すれば帰還する」という前提は、被災者・避難者が純粋な意味での経済的主体でなければ成り立たないものである。

### 4.2 地方問題への転化にみる災害・公害の脱文脈化と「自立」の強制

<sup>15</sup> 被災者・避難者「ではない」主体が復興の担い手とされつつある実態や、「復興」が政治的に利用され被災地・被災者のものではなくするという危機的状況については、これまで(1)復興の経路依存性、(2)早期帰還者：「弱者」「棄民」、震災下で「モノ化」される人間、(3)「のるかそるか」を迫る政策と「のる」事業者のための「原地復興」、(4)被災者と無縁の「イノベ」「再エネ」などと指摘されてきた（小熊・赤坂 2015；山下ほか 2016；山下・金井 2015；古川 2020）。

<sup>16</sup> 東日本大震災復興構想会議（平成23年6月）「復興への提言～悲惨のなかの希望～」  
（[https://www.gender.go.jp/policy/saigai/pdf/saigai\\_19.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/saigai/pdf/saigai_19.pdf)）p23-31、復興庁・環境省（平成24年4月）「福島研究開発・産業創造拠点構想について」  
（[https://www.reconstruction.go.jp/topics/05\\_5-1kyoten.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/05_5-1kyoten.pdf)）p1-2、復興庁（平成26年4月）「「新しい東北」の創造に向けて」  
（[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20140425\\_01\\_teigen.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20140425_01_teigen.pdf)）p1-6

<sup>17</sup> 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会（平成26年6月）「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書」  
（[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9532289/www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/140623/report\\_01f.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9532289/www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/140623/report_01f.pdf)）p1、42.

そうした動きと並んで「早期帰還」「帰還する住民や新たな住民」を前提とした「産業集積・経済発展」「科学技術による技術革新」「地方問題（人口減少、少子・高齢化社会）の先進地」「（地域経済や被災者の）自立」といった言説が現れてきた<sup>18</sup>。避難や被害をもたらした事故（および被災者）に対する責任は、補償や賠償、生活環境の整備ではなく、経済的な「自立（支援）」に取って代わろうとしていたのである。

そして生活再建や復旧という問題が文脈から排除され、原発事故後の復興の枠組みは一般的な地方問題の克服へと転じるようになる。「自立」が謳われ始め、原発事故後の復興を果たすという社会的責任は被災地・被災者の「自己責任」にさせられようとしているといえる。これを端的に示しているのが、「イノベ」や「産業復興」の目標像として掲げられた「事業革新・高度化、競争力強化」「風評被害の克服」「企業の帰還、新たな産業の集積」という方向性である。さらにそのための補助金や税制措置などの対応を行うことが、政府や復興庁の役割として明記された。原発事故による避難や被害が地域社会に及ぼしている問題やその責任は、「人口減少・少子高齢化社会」という地方問題一般に置き換わり、「克服すべき対象」として各市町村に、さらには被災地・被災者に突きつけられている。

## 6 まとめ<sup>19</sup>

政府文書や関連資料の分析から見えてきたことは、原発事故後の復興政策が、長期避難者の「排除」と、これに伴い地域社会を「分断」させることで、復興の「主体」を「再編」しつつあることであった。分断には連帯：コミュニティを、排除には包摂：福祉政策を、というもひとつの解かもしれない。しかし問題は、「復興」とは名ばかりの地域再編であり、こうした非常事態をめぐる政治・統治の構造である<sup>20</sup>。復興は他の誰のためでもない、それぞれが代替不可能な存在としての被災者の復興でなくてはならない。歴史的な連続性を持つ固有の暮らしを取り戻そうとすることが、地域社会を再生・存続させる。そのために必要な政府の介入は、徹底した生活環境の「復旧」ではないだろうか。それが十分でない間の被災生活を保障する事こそ政府の社会的責任であり、それは単なる「支援」以上のものである。

<sup>18</sup> 福島復興再生総括本部（平成 25 年 3 月）「早期帰還・定住プラン」

（[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130307\\_kikanteijuplan.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130307_kikanteijuplan.pdf)）p7-8、復興庁（平成 28 年 3 月）「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」

（[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/sub-cat12-1/20160311\\_kihonhoushin.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/sub-cat12-1/20160311_kihonhoushin.pdf)）p2、経産省（平成 28 年 12 月）「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」

（[https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220_01.pdf)）p1-3。

<sup>19</sup> 今回の内容が県や各市町村で構想された「復興」といかに関連づくのか、また基礎的な自治単位である「地区」など中間集団との関係でどのように捉えられるのかについては現在検討中である。既存研究や理論的な位置づけ、他の災害や公害の事例への位置づけの考察については別稿で行う予定である。

<sup>20</sup> 公害対応の政策の失敗や制御能力の欠如（船橋 2013；長谷部 2016）、新たなリスクの発生における「無知の螺旋運動」（正村 2013）、分断と排除の「ゾーニング」を行う統治の問題（福永 2014）、中央—地方の統治構造の問題（山下・金井 2015）など、福島復興政策の批判的検証を中心に、原発事故という非常事態への対応から浮き彫りになった政治と社会の構造的な問題として捉える動きが進んでいる。これまで断片的に捉えられてきた「分断」「排除」「再編」の 3 つを統一的な視点で考察し、不十分なままである「復旧」の重要性を考えたかったのだが、今回はその全体の概要的な記述に限られたため、詳細な議論は今後の課題としたい。

## [文献]

- 井口暁, 2019, 『ポスト 3・11 のリスク社会学——原発事故と放射線リスクはどのように語られたのか』ナカニシヤ出版.
- 磯野弥生, 2017, 「原発事故被害収束政策と住民の権利」『現代法学』32, 29-62.
- 小熊英二・赤坂憲雄編著, 2015, 『ゴーストタウンから死者は出ない——東北復興の経路依存』人文書院.
- 金井利之・今井照編著, 2016, 『原発被災地の復興シナリオ・プランニング』公人の友社.
- 佐藤彰彦, 2013, 「原発避難者を取り巻く問題の構造——タウンミーティング事業の取り組み・支援活動からみえてきたこと」『社会学評論』64 (3), 439-59.
- 中村征樹編, 2013, 『ポスト 3・11 の科学と政治』ナカニシヤ出版.
- 長谷部俊治, 2016, 「政策の失敗はなぜ起きるのか——水俣病と原発事故への対応から」『社会志林』62 (4), 53-75.
- 日野行介・尾松亮, 2017, 『フクシマ 6 年後 消されゆく被害——歪められたチェルノブイリ・データ』人文書院.
- 福永真弓, 2014, 「生に『よりそう』——環境社会学の方法論とサステナビリティ」『環境社会学研究』(20), 77-99.
- 藤岡毅, 2017, 「放射能汚染地域への帰還政策はいかに決定されたか——低線量被曝健康影響の科学と政治をめぐる」『科学史研究』56 (283), 224-34.
- 藤川賢, 2012, 「福島原発事故における被害構造とその特徴」『環境社会学研究』, 45-59.
- 船橋晴俊, 2013, 「震災問題対処のために必要な政策議題設定と日本社会における制御能力の欠陥」『社会学評論』64 (3), 342-65.
- 古川美穂, 2020, 「復興予算 26 兆円の行方 (下) 国策プロジェクト「福島イノベ構想」」『世界』932, 190-201.
- 正村俊之, 2013, 「東日本大震災のリスク問題——知・無知・意思決定」『社会学評論』64 (3), 460-473.
- 三浦耕吉郎, 2014, 「風評被害のポリティクス——名づけの〈傲慢さ〉をめぐる」『環境社会学研究』(20), 54-76.
- 山下祐介, 2017, 『「復興」が奪う地域の未来——東日本大震災・原発事故の検証と提言』岩波書店.
- 山下祐介・金井利之, 2015, 『地方創生の正体——なぜ地域政策は失敗するのか』筑摩書房.
- 山下祐介・山本薫子・吉田耕平・松菌祐子・菅磨志保, 2012, 「原発避難をめぐる諸相と社会的分断——広域避難者調査に基づく分析」『人間と環境』38 (2), 10-21.
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦, 2016, 『人間なき復興——原発避難と国民の「不理解」をめぐる』筑摩書房.
- 山本薫子, 2017, 「『原発避難』をめぐる問題の諸相と課題」長谷川公一・山本薫子編『原発震災と避難』有斐閣, 60-92.
- 除本理史, 2015, 「原発賠償の問題点と分断の拡大——復興の不平等性をめぐる一考察」『サステナビリティ研究』5, 19-36.
- 除本理史, 2020, 「福島原発事故における『賠償政策』——政府の復興方針は賠償指針・基準にどう影響を与えてきたか」『経営研究』71 (1), 1-16.
- 横山智樹, 2020, 「原発被災地の復興過程における『通うこと』『帰ること』の意味」『社会学評論』70 (4), 379-396.

### 第3部 復興支援と被災地住民の生活選択

# 被災地の進路選択

## ——東日本大震災後の東北沿岸部の高等教育進学率の動向に焦点をあてて——

妹尾渉<sup>1</sup>・松田洋介<sup>2</sup>

キーワード：大学進学率・人的資本・教育投資・トラッキング・東北地方

### 1 はじめに

2011年3月11日に起きた東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。このような大震災による人的・物的な被害は、社会経済的な変動や家庭環境の変化を通じて、地域の高校生の進路選択、特に大学進学に大きなインパクトを与えた可能性は否定できない。本報告の目的は、震災以降に大学進学率の変動が実際にどの程度生じたのかを定量分析により明らかにし、その背後にあるメカニズムについて検証することにある。本報告では、第一に、震災後に被災地の高校生の進路選択がどのように変化したのか／しなかったのか、非被災地と比較しながら検討する。第二に、震災後に、被災地の高校生の進路選択にどのような分岐が見られたのかを、高校ランク別に検討する。

### 2 問題設定と先行研究

災害は短期的には地域の経済活動を停滞させることから、被災地域の世帯に対して大学進学行動へ負のインパクトを与えると一般的には考えられている。一方で、経済学分野の幾つかの先行研究は、災害が大学進学行動へ正の影響を与える可能性を示唆する。Skidmore and Toya (2002)は、国際比較可能なデータを用いた推計から、気象災害の頻度が高い国では、人的資本の蓄積率が高く、経済成長率が高いことを明らかにした。これは災害が物的資本の期待収益率を下げ、物的資本から人的資本への投資の代替が強まったことを示唆する。また、Leiter 他 (2009)は、欧州6か国の企業財務データから、洪水の被災企業は、資本ストックの蓄積と雇用の伸びが非被災企業よりも短期的には高まったことを明らかにし、無形資産（ノウハウ、特許、ソフトウェア、商標権等）の多い企業ほどこのプラス効果が顕著であること、洪水被害は生産性（雇用者1人当たり営業収入）を低下させるが、無形資産の多い企業ほどこのマイナス効果が小さかったこと、等を示した。

これらを踏まえると、災害は短期的には地域の経済活動を停滞させ、被災地域の世帯に対して大学進学行動へ負のインパクトを与える可能性を持つ一方で、災害が被災地域の物的資本の将来価値を低下させ、長期的には無形資産である人的資本への投資、つまり教育投資を促進する可能性も示唆する。したがって、自然災害が大学進学行動に与える影響は理論的には正負が一意には決まらず、その検証のためには、震災前後で、高校生の進路選択に何らかの変化が起きたのか否か、定量分析により把握することが不可欠となる。次節からは、特に内陸部と沿岸

<sup>1</sup> 国立教育政策研究所

<sup>2</sup> 大東文化大学

部での被害が大きく異なった岩手県を採り上げ、震災によって生じた変化を実際のデータを元に観ていくことにする。

## 2 震災後の大学等進学率の変容

### 2.1 使用したデータ

震災前後での高校生の進路選択に変容に着目する。分析に際して、量的データについては、文部科学省『学校基本調査』の「卒業後の状況調査票（高等学校・全日制）」の2003～2018年（16カ年分）、また、質的データについては、2016年9月に被災地で行ったヒアリング調査の結果を用いた。まず、文部科学省『学校基本調査』「卒業後の状況調査票（高等学校・全日制）」では学校票を特別集計し、岩手県内の被災地と非被災地における大学等進学率の動向を震災前後の期間を含めて確認する。岩手県内の「被災地域」は、玄田（2014）の定義に従い11市町村とし、それ以外の22市町村を「非被災地域」とした。

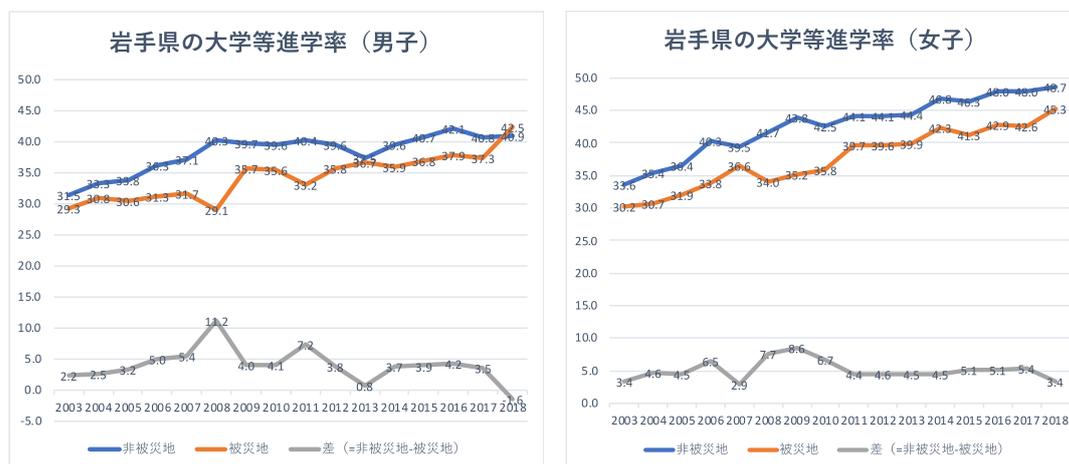


図1 岩手県の大学等進学率の推移

図1は、上記の作業により再集計した岩手県における男女別および被災地・非被災地別の大学等進学率の推移である。岩手県の大学等進学率は2003年から2018年にかけて、被災・非被災地域にかかわらず、男子で約10%程度、女子で約15%程度の伸びを示している。地域間の比較では、この間、非被災地域のほうが被災地域の進学率を常に上回っている。これまでの大学進学行動の研究では、家計の所得と大学進学の間には正の相関があることが知られており、それを踏まえると、被災地域はもともと大学進学のための予算制約が厳しい地域、または大学の立地等の関係で進学機会に乏しい地域であったことが伺える。また、男女とも経年で一方向への差の拡大・縮小傾向は見られないが、図からは震災前の時期に拡大した差が震災後にやや縮小しているようにもみえる。もっとも、震災から7年後となる2018年には、被災地域の男子の進学率が非被災地域のそれを1.6ポイント上回る逆転現象も起きている。

### 2.2 Difference-in-Difference 分析

次に同じ『学校基本調査』の学校票データを使って、震災前後の大学等進学率の差が統計的にどのような傾向にあったのかを確認する。日本政策投資銀行の報告では、岩手、宮城、福島、

茨城の4県の物的資本ストック被害額は16兆3,730億円で、当時の生活・社会インフラの設備、住宅、製造業に関連する工場建屋・設備などの物的な資本ストックの実に7.9%が失われたと推計されている。とりわけ、岩手県では、内陸地域における資本ストックの喪失が2.9%であるのに対して、沿岸地域でのそれは47.3%と、同じ岩手県内でも地域によって被害状況に大きな差が生じている。Difference-in-Difference（差の差、以下ではDIDと呼ぶ）推定では、このような同じ県内の地域間の被害状況の差を利用し、震災が岩手県の大学進学動向に与えた影響の有無について統計的に確認ができる。

表1 推定結果

推定期間	男子			女子		
	係数 $\gamma$	標準誤差	P値	係数 $\gamma$	標準誤差	P値
～2011年	-0.634	2.302	0.783	0.157	2.330	0.946
～2012年	-0.827	1.711	0.629	1.395	1.787	0.435
～2013年	1.265	1.448	0.382	2.400	1.530	0.117
～2014年	1.145	1.308	0.381	**3.003	1.392	0.031
～2015年	0.209	1.233	0.866	*2.328	1.300	0.073
～2016年	0.082	1.197	0.945	*2.167	1.272	0.089
～2017年	-0.305	1.158	0.793	1.683	1.236	0.173
～2018年	-0.305	1.122	0.786	1.567	1.189	0.187

※変量効果モデルにより推定 \*\*,\*は、それぞれ5%,10%有意水準を示す。

推定結果は表1の通りである。全期間（2003～2018年）データを用いると、男子の係数 $\gamma$ は-0.305と負の値を、また、女子の係数 $\gamma$ は1.567と正の値（進学率の上昇）を示しているが、いずれも統計的には有意ではなく、震災後の被災地域では大学等進学率の変化は観察されない。一方で、震災の影響は、短期的なものと同期的なものといったように、震災後の期間によって変化している可能性もある。そこで、震災前の2003～2010年のデータを基準として、震災後の2011年～2018年までのデータを各1年ずつ加えた分析を行い、短期的な影響と長期的な影響を併せて推定した。その結果、男子の係数 $\gamma$ は、震災直後の2011～2012年までのデータを用いた分析では負の値を、2013～2016年までは正の値を、2017～2018年は再び負の値に低下している。被災地域の男子の進学率は震災直後に低下し、その後上昇するものの、後に再び低下したことになる。ただし、ここでの係数 $\gamma$ は全ての推定期間において統計的には有意ではなかった。他方、女子の係数 $\gamma$ は、全ての期間について正の値をとる。震災からやや時間を経た2014～2016年では、統計的にも有意であり、被災地域の女子の進学率がこの期間に2.2～3.0%ポイントほど上昇した可能性を示している。以上から、被災地域の女子の大学等進学率は震災後に上昇傾向をみせたが、震災の影響は短期的に留まり、長期的には震災の影響が消えたことを示唆している。

### 3 震災後の高校トラッキングの変容

#### 3.1 震災と高校トラッキング

次に、震災後の進路動向を高校ランク別に検討し、トラッキング構造がいかに変容しているかを検討する。復興工事の隆盛によって短期的には若年労働市場は好転したが、復興工事が落ち着いた後、労働需要は収縮するという懸念もある。単純化すれば被災地の労働市場展望は短期的には明るい、長期的には不透明である。労働市場展望の短期的な見通しと長期的な見通

しのいずれを強調するかで高卒後の進路選択に異なる効果をもたらし、トラッキングがより強まる可能性が想定できる。本節では、その試行的検証のために岩手県沿岸部にある一地域の4タイプの高校（A校〔進学校〕・B校〔準進学校〕・C校〔非進学高〕・D校〔職業高校〕）について、震災前後の高卒後（2008～2018年）の進路の変化を検討する。用いるデータは、学校基本調査の個票である。

### 3.2 震災前後の高卒後進路先の変化

#### A高校：進学校の進路動向

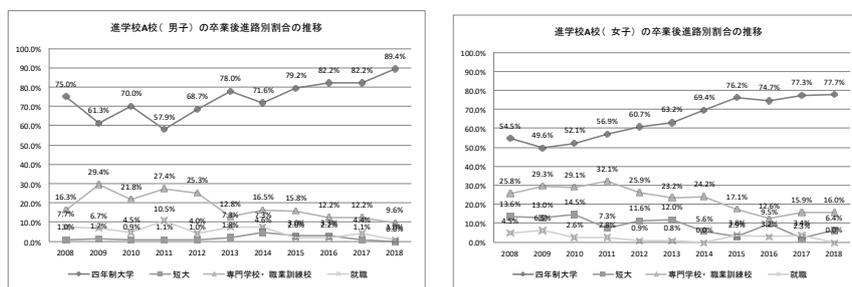


図2 進学校A校の卒業後進路別割合の推移

女子では、震災後四年制大学の進学率が一貫して上昇傾向にあるが、専門学校・職業訓練校や短大の進学率は低下傾向にある。男子でも、東日本大震災直後に四年制大学の進学率はいったん下落するが、その後一貫して上昇傾向にある。A高では、震災後に四年制大学進学率が上昇し、進学校としての性格を強めている。

#### B高校：準進学校の進路動向

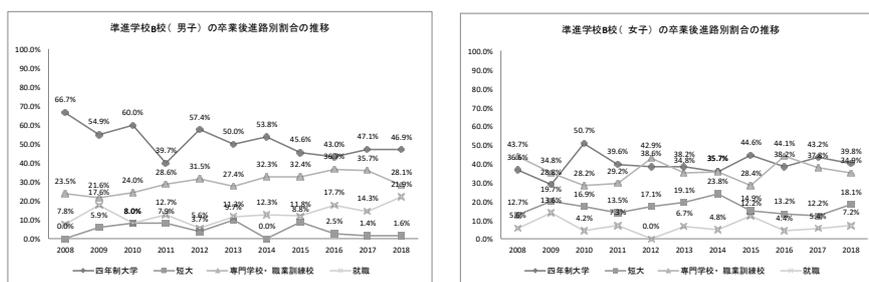


図3 準進学校B校の卒業後進路別割合の推移

女子は系統的な変化を読みとりにくいが、男子では、四年制大学進学率が震災後の2011年度において急減した後、その後回復するものの震災以前に記録していた60%台までは回復していない。進学校であるA高のように四年制大学進学率が上昇していない。

### C 高校：進路多様校の進路動向

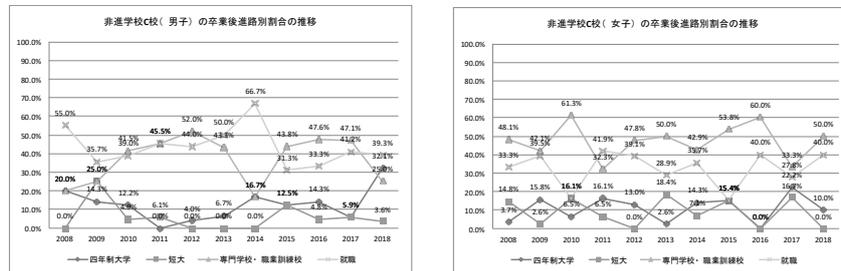


図4 非進学校C校の卒業後進路別割合の推移

進路多様校であるC校の一貫した傾向は読みとりにくいが、毎年男女ともにほぼ30%以上が就職しており、同じ普通科のA校・B校と一線を画していることは変わっていない。

### D 高校：職業高校の進路動向

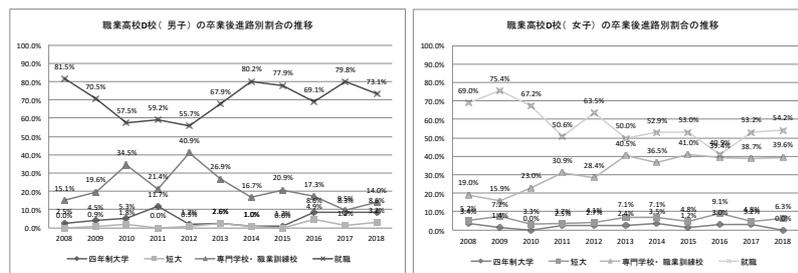


図5 職業高校D校の卒業後進路別割合の推移

就職率が普通科高校と比較して高い。女子では、60~70%で推移していた就職率が、震災後に就職率が50.6%まで急減し、専門学校・職業訓練校への進学率が上昇している。男子は、震災直後就職率が50%台に急減するが、その後70%~80%程度に回復している。

以上、男女ともに進学校では、四年制大学進学率が上昇している一方で、準進学校・非進学校ではその変化はみられない。進学校がより進学校化するという方向で、高校ランク別のトラッキング効果がより強まる傾向にある。一方、就職へと水路づける職業科のトラック効果が、震災後、男子ほどには女子では維持されなかったことが覗えた。

## 4 ディスカッション

### 4-1 なぜ震災後の大学進学率は増加したのか

2でみたように、女子のみ震災後に2.2~3.0%ポイントの大学等進学率の上昇がみられた。ただし、2014~2016年の間の短期的な効果に留まっている。

想定されるのは以下の三点である。第一に、自宅が被災した家庭に震災補償として現金給付がなされたが、住宅資金にとりては不十分であったため、その現金収入が大学等進学のための費用にまわった可能性である。第二に、被災者向けの奨学金の拡充、授業料免除等の就学支援などによって、被災地域の世帯の進学費用が震災前よりも低下した可能性がある。第三に、震

災を契機とした被災地への地域外部からの資源（NPO 等の支援団体の学習支援サポート等）や情報が流入し、大学進学へのインセンティブを高めた可能性がある。とはいえ、これらは震災直後の短期的な影響に過ぎない可能性が高い。

もともと、震災補償による現金給付がなされた震災直後の時期を過ぎても、大学進学率が低下しなかった事実にも着目する必要がある。震災経験によって投資先が物的資本から人的資本へ向かい大学等進学のための教育投資にまわるといふ被災者固有の投資行動が成立しているとまでは断定できないが、そうした指向性が胚胎している可能性がある。

#### 4-2 なぜ男女で影響が異なったのか？

女子については、福祉系大学への進学意向が高まっていたところに、震災後の進学条件の変化が重なった可能性がある。被災地では少子高齢化が進み、労働市場で介護職への需要が高まっていた。男子については、進路が労働市場に吸収された可能性が指摘できる。震災後は、被災地域では、復興のための土木建設業、警備員への求人が急増している。

#### 4-3 なぜ高校トラッキングが変容したのか

震災後に管内の新規高卒労働市場が潤沢になり、地元就職が可能になったが、職業高校の男子生徒にだけしか影響しなかった。復興事業による地元労働市場の潤沢化は短期的な労働市場を重視する層にしか訴求力がなく、長期的な労働市場展望を重視する層には、震災は、より高等教育進学をうながす事態をもたらしていたといえる。

### 5 今後の課題

本稿では、岩手県の高校生の大学進学行動が震災前後でどのような変化をみせたのか、定量分析により明らかにした。ただし、本分析ではこのような変容が生じた背景については仮説を示しただけで、そのメカニズムは解明できていない。性別によって震災の影響が異なる背景には、地域の労働市場の動向があるとの仮説を提示したが、県内福祉系大学の入学者数の推移、高卒就職先業種の変化や管内・管外就職の動向、進学先の地域選択などの地域間移動の変化等からの検証も今後は必要である。また、地域で繰り返される津波被害や復興需要（特に建設関連業務）の低下は今後どのような影響をもたらすものか、これらが短期的か長期的なものか、時系列データを拡張しての分析も求められるだろう。

#### [文献]

- 玄田有史, 2014, 「東日本大震災が仕事に与えた影響について」, 『日本労働研究雑誌』, 653: 100-120.
- Skidmore, M. and Toya, H., 2002, “Do Natural Disasters Promote Long-run Growth?,” *Economic inquiry*, 40(4): 664-87.
- Leiter, A. M., Oberhofer, H., and Raschky, P., 2009, “Creative Disasters? Flooding Effects on Capital, Labour and Productivity Within European Firms”, *Environmental and Resource Economics*, 43: 333-50.
- 妹尾渉, 2020, 「被災地の進路選択」清水睦美・妹尾渉・日下田岳史・堀健志・松田洋介・山本宏樹『震災と学校のエスノグラフィー——近代教育システムの慣性と摩擦』勁草書房, 284-99.

## 研究活動報告

## 現地調査と被災避難者へのインタビューから検証する

### ——福島第一原発事故被災地・福島県双葉郡の住民帰還を妨げるもの——

遠藤崇広<sup>1</sup>

キーワード：福島第一原発事故・原発避難者・住民帰還・放射線量

#### 1 自己紹介

東日本大震災以前は、プロ野球球団・現北海道日本ハムファイターズ球団での在職経歴があったことから、都内の大学でスポーツ文化・スポーツマネジメントの講師を務めていた。毎日新聞社東京社会部デスク・サンデー毎日編集長・ベースボールマガジン社取締役・日本ジャーナリスト専門学校校長などを歴任された恩師・鳥井守幸氏より、ジャーナリズムについてのご指導を大学在学時代からいただいていることもあり、同時にフリーライター・ジャーナリストとしての活動も行っていた。

東日本大震災発災により、福島県いわき市の自宅が半壊判定を受け、また福島第一原発の水素爆発事故により、降雨による低線量被ばくを経験した被災者でもある。

震災直後には、震災前から取り組んでいたカウンセラー資格者として認定され、震災の2カ月後には公的機関で、被災された方々の傾聴や相談に、1日10件程度対応した。

やがて被災・避難者支援のNPO法人の職員となり、支援者兼フリーライターとして被災地や被災・避難者と向き合う。その後、いわき明星大学震災アーカイブ室の研究員へ転身し、被災地視察・調査や被災・避難者へのインタビュー等による質的調査はじめ震災に関する資料の収集や記憶・教訓の継承活動、また防災士として震災をはじめとする様々な災害の防災教育活動にも取り組む。2020年3月には、震災の経験や教訓を将来へ伝え、防災・減災の教育活動を主な活動目的とする任意団体「ふくしま震災復興まちづくり研究所」を同志と共に設立し、現在代表を務めている。

#### 2 活動および報告について

福島原発避難者の避難元への帰還についての報道に触れると、「放射線に対する不安」が帰還を妨げているという表現が多い。しかしながら、被災地などで現地調査などをしていると、被災地へ帰還した住民や避難先で生活する住民との会話からは、帰還の判断について放射線量への不安という話は、あまり聞かれなくなっていく。復興庁・福島県・避難市町村が震災直後から2020年まで毎年実施している、原子力被災自治体における住民意向調査結果からも、放射線量への不安が帰還を妨げているという意見は、震災直後と比較すると毎年減少し、放射線への理解も進んでいると考える。そこで、この報道と住民の意見の隔たりについて調査することとした。

---

<sup>1</sup> 東日本国際大学いわき短期大学地域連携研究センター客員研究員、放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻修士課程、tattutie@yahoo.co.jp

2019年6月から10月までの5か月間、各町村の避難元に帰還した住民20名と避難先で生活する住民30名に、避難元で開催された住民交流イベントに参加していた住民にインタビューを実施した。インタビューを実施した住民交流イベント参加者の殆どは高齢者であり、年代としては50代以上が参加者の7割程度である。また避難元への帰還者は60代以上がコア層である。若者と定義する30代迄の参加は1割程度であった。原発避難者には、何処で生活してもよいという選択の自由があり、何が何でも避難元に帰還をしなければならないということはない。また遠路避難先から避難元の住民交流イベントへ参加する住民は、故里への想いを強く持ち、帰還について前向きであるのではないかと推測した。

インタビューでうかがうことができた住民の意見を集約してみると、避難元へ帰還した民では、「放射線量への不安よりも、避難先での窮屈な生活から、住み慣れた土地でストレスを感じることなく生活したい」、「生きがいを取り戻したい」、「仕事の都合上」、「東電からの補償が打ち切れ経済的な事情」という意見が主だった。一方、避難先で生活する住民からは、「長期避難により新たな生活基盤が避難先でできた」、「帰還しても生活インフラが整備されていない」、「避難元での介護や医療体制への不安」、「子世帯との世帯分離を望まない」等の意見が聞かれ、毎年復興庁が実施する原発避難者アンケート結果と同じような意見であると考えられた。

ではなぜ、住民が生活をするには放射線量が高いと考えていると、メディアが報道するのか考察してみると、まず報道する側の人材が震災直後から頻繁に入れ替わっており、被災地の光景と被災者の心情の変遷を把握しきれておらず、福島を表現する上で、“放射線量”を便利に使ってしまっているように感じられる。またメディア間でも、ナショナルメディアの本社やキー局と福島ローカルメディアの本社や支局では、放射線はじめ福島への取り上げ方にニュアンスの違いが見受けられる。これは「放射線」という言葉でネガティブな捉え方にするか、「復興」という言葉でポジティブに捉えようとするかの視点の違いであると思われる。これらの報道に避難者が触れることで、自分たちが弄ばれているという不快感を覚え、また「復興五輪」という名のもとに東京五輪が開催されることへの反発、国が進める避難元への帰還や福島イノベーションコースト構想などの国家プロジェクトに、住民側が素直に同意できていない側面があることも、インタビューから知ることができた。

## 書評セッション報告

## 書評セッション報告

### ——『震災と学校のエスノグラフィー：近代教育システムの慣性と摩擦』——

清水睦美・妹尾渉・日下田岳史・  
堀健志・松田洋介・山本宏樹

キーワード：震災・エスノグラフィー・近代教育システム・  
復興の複数性・陸前高田

#### 1 刊行書籍の概要

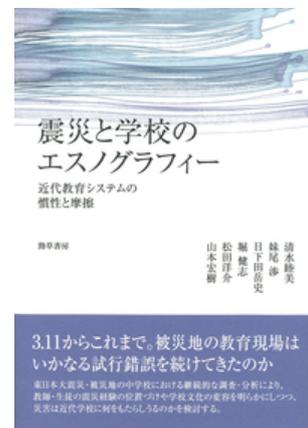
本書の問いは「東日本大震災後、学校は災害経験とどのように向きあってきているのか」である。東日本大震災から9年。世間的には遠い過去の様相を持ち始めた感のある東日本大震災であるが、他方で、豪雨や台風による被害、それに続く土砂崩れ・河川の氾濫などによる被害、また予期せず起こる地震や噴火の被害に毎年のように晒され、私たちの生活は災害と無関係に成り立ちえないということも感じる。

こうした状況下で、本書が問うのは、こうした災害からどのように身を守るのかというリスク回避の視点ではなく、残念なことではあるが災害に見舞われざるをえなかった後で、私たちは、その後をどのように生きていくことになるのかという点である。この問いに答えるべく、本書は次のような構成をとっている。

序章では、本書に通底する枠組みを提示している。被災後の被災学校のありようは、震災への向き合い方のみならず、近代教育システムとの向き合い方とも関係していることを提示すると同時に、本書のサブタイトル「近代教育システムの慣性と摩擦」に込められた意味を明らかにしている。

第1・2章では、本研究対象地である陸前高田市の状況をとらえている。入手できる統計データを用いて、人口変動、仕事、税の配分と収入、教育、学校統廃合をめぐる課題を概観した上で、さらに被害状況にスポットをあて、子どもに関わる被害、復興工事と市民の感情の関係が概観される。

第3・4・5・6章は、統合H中学校の学校エスノグラフィーである。3章では、2013年度からの2年間を主な対象とし、統合されて新たに創造されていくH中学校の学校文化を、統合前のそれぞれの学校文化のありようと震災経験の意味づけに照らしつつ明らかにしている。続く4章は、統合H中学校開校から2年にわたって行われた「震災作文」を主な対象とするもので、「作文」に記される子どもの震災経験と、フィールドワークで得られた子どもたちの様子を重ね合わせて検討している。5章は、2014年度入学生が卒業するまでの3年間、その学年担当として初めて陸前高田に赴任することになった2人の教師の経験に焦点をあて、被災経験をもつ子どもたちとの間の教師—生徒間関係の構築に伴う葛藤を描き出す。6章は、2015年度入



学生の3年間を対象とするもので、時間の経過、教師の異動といった変化の中で共有されていた震災経験が後景化する中で、統合H中学校の学校文化の変化を追っている。

第7・8章は、被災学校の勤務経験をもつ教師たちのインタビュー調査の分析である。7章では、被災経験をもつ3人の50代男性教員を対象として、それぞれの教師の教職という仕事における震災経験の意味付けが明らかにされる。続く8章は、被災学校から異動した教師たちのその後の経験の語りから、被災学校での経験が、赴任先の学校現場に何をもたらすことになるかを明らかにしていく。

第9章は、震災がこの地域の高校に通っていた生徒たちの進路選択に与えた影響を、2003-18年の学校基本調査の「卒業後の状況調査票」とインタビュー調査から検討している。

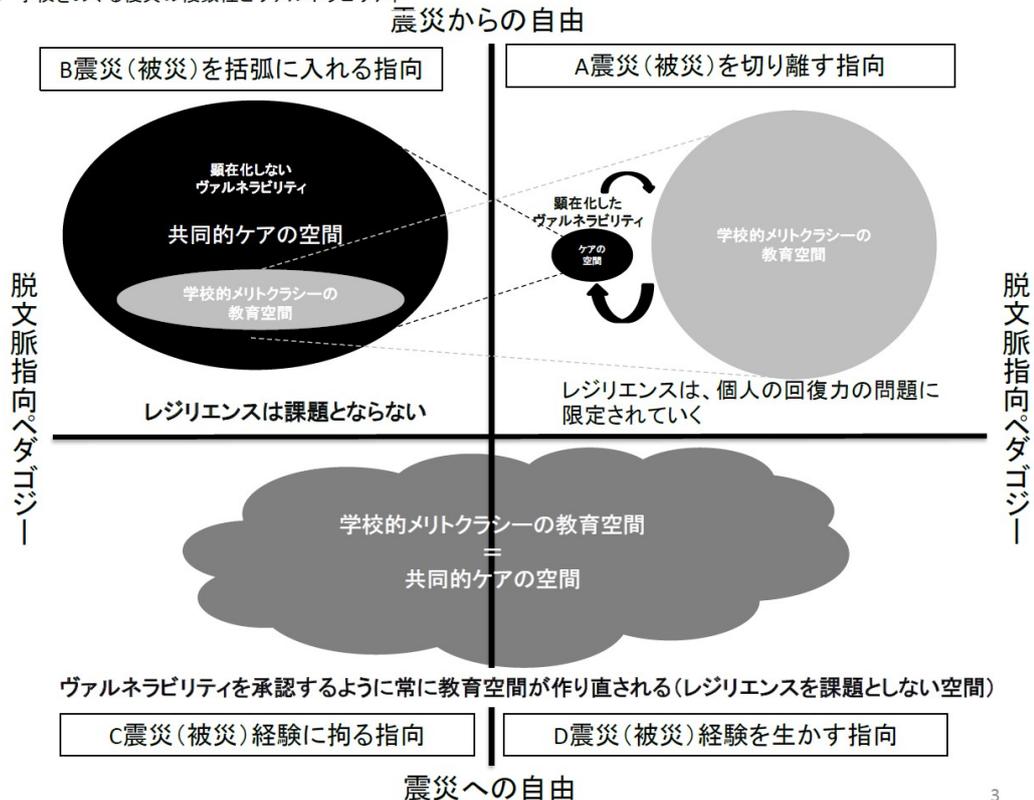
終章では、本書の検討内容を踏まえつつ、震災から8年という時間を振り返り、学校をめぐる復興の道筋としては複数の可能性があったこと、その後の時間の流れの中で、その可能性のうちの何が選択され、何が選択されなかったのか、あるいは、複数の可能性が学校現場にどのように共存しうるのかを明らかにしている。その上で、ヴァルネラビリティ概念を交わりとして、災害が近代学校に何をもたらしうるのかを検討している。

## 2 書評セッションの記録

### 2.1 コメンテーター：越智康詞氏（信州大学）による書評（当日の配布資料より抜粋）

本研究で得られた興味深い知見は、近代教育システム（メリトクラシーに満たされた空間）が成立する以前に、学校が独自のケア空間であった可能性の指摘である。

終図-3 学校をめぐる復興の複数性とヴァルネラビリティ



ここで思い起こされるのは、ギリシャの学校（語源）は、「閑暇」であり「必要性からの距離」であった事実である。現実の社会的・政治的現実から猶予された精神的・活動的な充実を目指した空間。また、ある程度、現実から距離を取ることが可能であるからこそ、複雑な現実、ある特殊な観点からではあるが、接近できるという逆説もある。機械的な近代教育システムを、カオスに（安全を保ちつつ）接することで、そこからエネルギーを取り入れ自らの活性化に生かす生命的なシステムに依拠するモデルも見えてきた。

本研究ではさらに、返す刀で、世間で広がるケア言説、心理主義的なケア空間の問題性をも浮き彫りにしている。終図-3（下図、学校をめぐる復興の複数性とヴァルネラビリティ、p. 312 参照）にも明らかだが、通常の近代教育システムの中で、ケア空間は、個人に問題を帰属するメリトクラシー的空間を温存するなど、あくまでもそれを補完し強化するものでしかない。さらに言えば、このケア言説（スクールカウンセラーの配置）では、震災からの自由だけが肥大化し、震災への自由は困難になる。「正しさ」「リスク回避」が肥大化することで、表層的な教育に終始し、踏み込んだ教育が不可能になるのだ。

また、本書では、震災への自由のような踏み込んだ教育を可能にする条件として、教育の制度的条件（異動の仕組みの意味）や、教師の専門性（自律性）の確保と不可欠性についても触れられている。ここでいう専門家とは、近年登場してきた「反省的实践家」という教師像に近いと思われる。さらに、「学校についてのストーリー」の重要性も示されている。どのような学校についてのストーリーを私たちが構成するかで、どのような「学校のストーリー」が可能になるかも変化する。文脈指向のペダゴジーを重視するからといって、「学校についてのストーリー」は不要といった、単純な話ではないのだ。また、学力向上政策、労働市場など社会の競争圧力（政策）の過度の強調は、学校の文脈指向実践を困難にするだろう。（新自由主義的な教育政策は、改革をこのような競争圧力のもとで、推進しようとするものであり、脱文脈化的傾向を強めるだろう。今日、日本ではアクティブ・ラーニングが推奨されて文脈重視に向かいつつあるかに見えるが、制度改革を推進するその形式は、逆方向を向いているのだ。「開かれた」教育課程や「学び方の改革」の重要性が強調されているものの、実際には、現在の日本の教育改革は、基本的に（終図-3 第4象限の）D的なものにとどまっているといえるのではないか。）

本研究は、震災後の学校（震災によって突如生じた「穴」、現実界の浸透）に対処しながら、新たな教育の可能性を引き出そうとする、まさに「震災への自由」を模索する試みである。

被災地の学校を研究対象とするこうした研究が、いかにリスクイかつ困難な営みであることは容易に想像できる。この研究自体が、被災者を傷つけてはならないといった「震災からの自由」への圧力にさらされながら、震災への自由を達成しようとするものだからだ。

また本研究は、教育学にありがちな、理想か現実かといった二項対立に陥らない、社会条件を考慮した研究だ。本書では、文脈指向の「学校（現場・教師）のストーリー」を外側から支える、「学校についてのストーリー」が必要であると主張しているが、本著作自体、現実に応答的な「学校・教育のストーリー」を維持するような「学校・教育についてのストーリー」を構築しようとする企てでもある。

## 2.2 コメンテーター：浦野正樹氏（早稲田大学）による書評

浦野氏より提出された本書へのコメントは、評価2点と議論3点であった。

評価としての1点目は、長期にわたる調査を進めてきたこと、それも、被災地の学校の日常にできる限り近寄って調査を進めてきたことの意義は大きい。教育分野には「復興教育」と呼

ばれる枠組みもあり、子どもたちが地域課題に取り組んだり、地域の将来を考えることに取り組んだりするものの報告もあるが、そのような外挿的な教育活動を取り上げて震災を語ることは全く異なる手法がとられている。

2点目は、近代教育のメリトクラシーの強靱さをうまく描き出すことに成功していると感じた。震災の影響を個人の中に見いだすということは、震災に関わる調査の中でも比較的多くみられるものであるが、震災の影響を社会システムに見いだすこと、さらに、それを長期的に積み重ねることを通して、逆に社会システムの浸透具合を明らかにしているところが興味深い。

議論として提出された課題は3点であった。第1に、本書を読みながら思い出したのは、1980年代に豪雪地帯で調査研究を行った時のことである。当該地域は、過疎化に加えて豪雪地帯ということもあり、地域社会を活性化するということが地域課題があった。そこで目にしたのは、社会の活動性を高めるという視点からの小中学校と高校の教育には大きな隔たりがあり、小中学校は地域課題に取り組む教育が行われていたのに対し、高校では学力をつけさせるという教育が行われていたということである。本書の対象としている事柄が、小中学校と高校で異なる教育が行われているということとどういう関係になっているかがわかれば一層興味深く感じる。

第2に、別に思い出したこととして岩手県の大槌町での取り組みがある。震災の記録として刊行された報告書には、同じ町に暮らす高校生が、大槌町で暮らすことを選ぶ大人にインタビューするという企画があり、そこで生きる生き方のモデルのようなものが高校生に提示されているように感じた。それと比較してみると、本書で描かれている教師も、生き方のモデルとなっているようにも感じられるところがあった。そうした可能性を、本書から読み取ることができるのかということを知りたいと感じる。

第3には、震災について個人と社会の関係をどのように考える必要があるのかという課題がある。特に、終図-3（前掲）に関わり、「震災への自由」の局面において、「震災経験を生かす指向」は、そこだけを強調すれば単なるプロパガンダにしかならないことを考えると、「震災経験にこだわる指向」との関係は必須であろうと考える。想像するに「震災経験にこだわる指向」は、ヴァルネラビリティを共有することが重要であると考えられる。ただし、そのヴァルネラビリティも一様ではなく、多様なヴァルネラビリティがあると考えられ、それらをつなげていくことが「震災経験を生かす指向」となれば、プロパガンダからは逃れられるのではないかと考える。「震災への自由」の局面における第3、4象限の関係が重要であると考えられる。

### 2.3 まとめ

前回の震災問題研究交流会で初めて報告させていただいたことをきっかけに、本書の構想が確定したことに加え、今回もまた書評セッションを設定いただけたことで、今後の考えるべき方向性を確認することができた。コロナ禍での研究交流会の設営にあらためて記して感謝したい。

## 第6回 震災問題研究交流会

主催：震災問題研究ネットワーク  
日本社会学会 震災問題情報連絡会

震災問題研究交流会を、今年度も下記のとおり開催いたします。この交流会は、日本社会学会の研究活動委員会を中心に設けられた震災問題情報連絡会から発展したものです。現在は、日本社会学会理事会に防災学術連携体担当を置いておりますので、そこと震災問題研究ネットワークとの連携というかたちで開催いたします。今年度も、幅広い分野からの参加を歓迎いたします。

東日本大震災に限らず、昨今の熊本地震や西日本集中豪雨災害、台風被害、北海道地震、北大阪地震等の甚大な災害の発生を念頭において、災害と社会との関わりや影響を含めて幅広い研究交流が出来ればという思いから、第4回（一昨年度）より「震災問題研究交流会」と名称を変えて開催しております。発表者だけでなく、参加して一緒に討論していただける方、社会学者と一緒に議論してみたい他分野の研究者、行政担当者、マスコミ関係者、災害研究に関心をお持ちの方にも参加していただきたいと思っています。

※昨年までの研究交流会プログラムなどの情報、及び昨年度までの交流会報告書については、次のリンク先からご覧いただけます。 <https://greatearthquakeresearchnet.jimdo.com/>

日本社会学会 防災学術連携体担当  
震災問題研究ネットワーク代表 浦野正樹（早稲田大学）

### 記

開催日時：2020年3月20日（金）～21日（土）

9：30～18：00

開催場所：早稲田大学戸山キャンパス（文学学術院キャンパス）

33号館3階第一会議室

受付：33号館3階 第一会議室前

[3月20日のプログラム]

9:10～ 受付開始

9:30～12:00 第1セッション【災害ボランティアと地域防災の担い手、及びその育成】

12:20～13:10 第2セッション（ランチョン・セッション）【新型コロナ・ウィルスの感染拡大に直面して】

\*ランチョン・セッションに参加される方は、昼食を近くのコンビニなどで調達の上、会場に参集してください。

13:30～16:00 第3セッション【原子力災害と避難生活／復興への課題をめぐって】

16:20～18:00 第4セッション【復興支援と被災地住民の生活選択】

18:30～20:30 懇親・懇談会（震災問題研究ネットワークの今後の研究に向けて）

## 第1日目（3月20日）

### 午前の部会 9:30～12:00

#### 第1セッション 【災害ボランティアと地域防災の担い手、及びその育成】

1-1 報告 ○宮本淳子（常葉大学短期大学部）・長谷川由美（近畿大学）

「災害時におけるコミュニティ放送局のソーシャルメディア使用——外国人に対する情報保障の視点から」

1-2 報告 ○菅磨志保（関西大学）・佐村河内力（茨木市社会福祉協議会）・坪井塑太郎（人と防災未来センター）・山上義之・山崎祐太・宮都成和・藤森海斗（関西大学）

「災害時における外部支援の受入れに資する対応体制の検討——大阪府北部地震における府域・市町村域・地域の事例から」

1-3 報告 津田壮章（京都大学人間・環境学研究科）

「自衛隊退職者団体の防災協力事業——隊友会による地域貢献の歴史社会学的分析」

1-4 報告 池田恵子（静岡大学）

『女性／ジェンダー／多様性の視点』をめぐる地域防災の担い手と住民の認識」

1-5 報告 三隅一人（九州大学大学院比較社会文化研究院）

『クロスロード』を活用した社会学教材の開発」

### ランチオン・セッション 12:20～13:10

#### 第2セッション 【新型コロナ・ウイルスの感染拡大に直面して】

コーディネート 浦野正樹（早稲田大学）

話題提供 浅野幸子（減災と男女共同参画研修推進センター/早稲田大学地域社会と危機管理研究所）

\*ランチオン・セッションに参加される方は、昼食を近くのコンビニなどで調達の上、会場に参集してください。食事をしながら、開始するセッションとなります。プログラムを変更し、新型コロナウイルス感染拡大の現状を鑑み、社会学サイドの災害研究としてどう考え、何を今後検討すべきかなど自由に意見交換ができればと思います。

\***研究交流会開催後の追記**：第2セッションで使用した報告資料は、下記のリンク先にて公開しています（2020年5月公開）。

<https://greatearthquakeresearchnet.iimdofree.com/%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87/>

午後の部会 13:30～16:00

**第3セッション 【原子力災害と避難生活／復興への課題をめぐって】**

3-1 報告 水田恵三（尚絅学院大学）

「復興政策が原発避難者に及ぼした影響」

3-2 報告 ○原口弥生（茨城大学）・武田直樹（筑波学院大学）

「原発避難の長期化・多様化と支援の変容——茨城と西日本の比較を通して」

3-3 報告 ○浅野富美枝（宮城学院女子大学生生活環境科学研究所）・天童睦子（宮城学院女子大学一般教育部）

「広域避難者を核としたサロン活動を作り上げた女性たち——9年間の変遷」

3-4 報告 遠藤崇広（放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻）

「福島第一原発事故被災地 福島県双葉郡の住民帰還を妨げるもの——現地調査と被災者インタビューからの検証」

3-5 報告 辻岳史（国立環境研究所福島支部）

「福島県飯舘村における木質バイオマス利活用事業の導入検討に係る政策過程」

夕方の部会 16:20～18:00

**第4セッション 【復興支援と被災地住民の生活選択】**

4-1 報告 土屋葉子（早稲田大学人間総合研究センター）

「東日本大震災～4年後の津波経験者の生存後悔(survivors' guilt)について——宮城・岩手調査」

4-2 報告 市川享子（東海大学健康学部健康マネジメント学科）

「岩手県大槌町におけるボランティアの関与とレジリエンスに関する研究」

4-3 報告 飯坂正弘（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部経営戦略本部）

「その後の仙台『深沼・荒浜』——都市農村交流活動の展開に向けて」

4-4 報告 ○妹尾渉（国立教育政策研究所）・松田洋介（大東文化大学）

「被災地の進路選択——東日本大震災後の東北沿岸部の高等教育進学率の動向に焦点をあてて」

18:30～

**【懇談会】 会場 第一会議室（33号館3階）**

第4セッション終了後、今後の震災研究に向けて自由な懇談の会を行い、自由な意見交換の機会にしたいと思います。参加いただける方は、第一会議室にお残りください。震災問題研究ネットワークの会議として短時間で行います。

## 第2日目（3月21日）

\*研究交流会の2日目は、2019年度から開始された科研Aプロジェクトに関する研究懇談会を兼ねており、主として科研プロジェクトの研究現況に関する報告が中心になります。なお、ランチョン・セッションとして行われる<書評セッション>は、震災と学校に関する研究グループの研究成果を踏まえたセッションになります。1日目に続き、多くの研究者の参加をお待ちしております。会場は1日目と同様、第一会議室です。

\*研究交流会開催後の追記：研究交流会での報告に基づく 2019年度の科研プロジェクト成果報告書は、下記のリンク先にて公開しています（2020年6月公開）。

<http://www.waseda.jp/prj-sustain/Kaken2019-23/Kaken2019-23title.html>

### 午前の部会 9:30~11:40

#### 科研調査セッション 1 [災害過程の各段階における達成指標／復興指標に関して] 指標Gの成果と討議

科研報告 浦野正樹(早稲田大学)

「東日本大震災10年の軌跡と地域的最適解の探究をめぐって」

科研報告 科研復興指標グループからの報告

(1) 川副早央里(東洋大学)

「統計データでみる災害過程と復興状況—いわき市の事例—」

(2) 松村治(早稲田大学地域社会と危機管理研究所)

「福島からの避難者の心の復興—避難者支援活動の中から見えてきたこと」

(3) 浅野幸子(減災と男女共同参画 研修推進センター/早稲田大学地域社会と危機管理研究所)・池田恵子(静岡大学)

「ジェンダー視点から見た災害過程の各段階における指標の検討」

5-1 報告 室井研二(名古屋大学)

「災害文化と避難—宮城県三陸漁村地区を中心に」

5-2 報告 ○吉野英岐(岩手県立大学)・内田龍史(関西大学)・西田奈保子(福島大学)・高木竜輔(尚絅学院大)

「災害(復興)公営住宅入居者の生活実態に関する調査の設計と実施状況」

### ランチョン・セッション 12:00~13:10

#### 書評セッション『震災と学校のエスノグラフィー』

清水睦美他『震災と学校のエスノグラフィー：近代教育の慣性と摩擦』（勁草書房、2月28日刊行）を対象にした書評セッションを開催いたします。

\*ランチョン・セッションに参加される方は、昼食を近くのコンビニなどで調達の上、会場に参集してください。食事をしながら、開始するセッションとなります。

### 午後の部会 13:20～15:20

#### 科研調査セッション2 [現地調査を踏まえた災害過程／復興過程に関して] 現地調査Gの成果と討議

科研報告 現地調査グループからの報告(報告者と調査対象地域は下記の通り)

- (1) 室井研二(名古屋大学) 宮城県岩沼市・亘理町・山元町
- (2) 内田龍史(関西大学) 宮城県名取市
- (3) 大矢根淳(専修大学)・宮定章(まちコミュニケーション) 宮城県石巻市
- (4) 辻岳史(国立環境研究所福島支部)・黒田由彦(相山女学園大学) 宮城県女川町
- (5) 田中重好(尚絅学院大学) 宮城県気仙沼市
- (6) 吉野英岐(岩手県立大学) 岩手県釜石市
- (7) 野坂真(早稲田大学)・浅川達人(明治学院大学) 岩手県大槌町
- (8) 高木竜輔(尚絅学院大学)・川副早中里(東洋大学)・松蘭祐子(淑徳大学)・辻岳史(国立環境研究所福島支部) 原発事故被災地域

### 夕方の部会 15:30～17:30

#### 科研調査セッション3 [復興政策及び科研調査全般に関して] 復興政策Gの問題提起及び全体討議

問題提起 田中重好(尚絅学院大学)

全体討議のコーディネーター 浦野正樹(早稲田大学)

## [報告者・参加者への注意事項]

新型コロナ・ウイルスの感染対策に関して、以下2点、皆様をお願い申し上げます。

### 1. 会場における感染症対策のお願い

誠に恐縮ですが、風邪のような症状がある方につきましては、当日の参加の自粛を、お願い申し上げます。また会場では、マスクの着用など、咳エチケットを励行していただければ幸いです。咳エチケットの詳細については、下記の厚生労働省のHPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

加えて、手洗いの徹底など、接触感染を防止するため、手指衛生に心がけていただきますようお願い申し上げます。会場には、アルコール消毒液を設置する予定ですので、ぜひご活用をお願いします。なお、会場は適宜換気のため、窓を開閉いたしますので、外気温にも適した服装にご留意ください。

### 2. Web会議ツール「Zoom」を活用したオンライン報告について

本研究交流会は、現地での参加・報告を前提としておりますが、昨今の報道の通り、ご勤務先の方針やご家庭の事情から、外出・出張が困難な方がおられるのではないかと拝察いたします。そこで報告者の皆様には、Web会議ツール「Zoom」を活用して、オンライン報告（ご勤務先・ご自宅等、会場ではない場所から報告をしていただくこと）も可能といたします。報告をオンラインで行うことを希望される方は、「Zoom」の使用方法について、事務局よりご案内申し上げますので、ご連絡いただければ幸いです。

（[震災問題研究会事務局：office150315dcworkshop@gmail.com](mailto:office150315dcworkshop@gmail.com)）。

なお、オンライン報告を希望される方におかれましては、各自で通信環境を確保していただくこと、マシントラブルの可能性を考慮し、前日まで（3/19）に事務局に報告資料を提出していただくことをご了承いただければと思います。その他、オンライン参加を希望する場合も、適宜受け付けますので、事前に事務局宛にご連絡ください。

【昼食】キャンパス内には、この時期、昼食のできる施設はありません。キャンパス近くには飲食店が多数あり、またコンビニエンスストアなども近くにあります。会場内で食事をしていただいても構いませんので、各自ご用意ください。

### 【報告者への連絡事項】

\*会場にはコピー設備がありません。配布資料などは各自が50部コピーのうえ持参してください。

\*報告時間は原則として1報告上限15分とします。質疑応答については、司会者の判断で適宜設ける予定です。

\*会場には、プロジェクタとパソコン接続用ケーブル（Mini D-Sub15ピン）、及び備え付けのコンピュータが備わっております。なお、Apple社製パソコンを使用する場合には、専用の変換アダプタも各自でお持ちください。パソコン等を使用する場合には、開始15分前に会場にお越しいただき、各報告・セッション参加者と協力・相談のうえ、接続および動作確認をお願いいたします。

### 【抜刷交換コーナーについて】

第一会議室（33号館3階）の後方周辺に抜刷交換コーナーを用意いたします。ご利用ください。

### 【問い合わせ先】

本研究交流会についての問い合わせは、「震災問題研究交流会事務局」までメールでお願いいたします。（office150315dcworkshop@gmail.com）

### 【会場案内】

早稲田大学戸山キャンパス 33号館

<https://www.waseda.jp/top/access/toyama-campus>

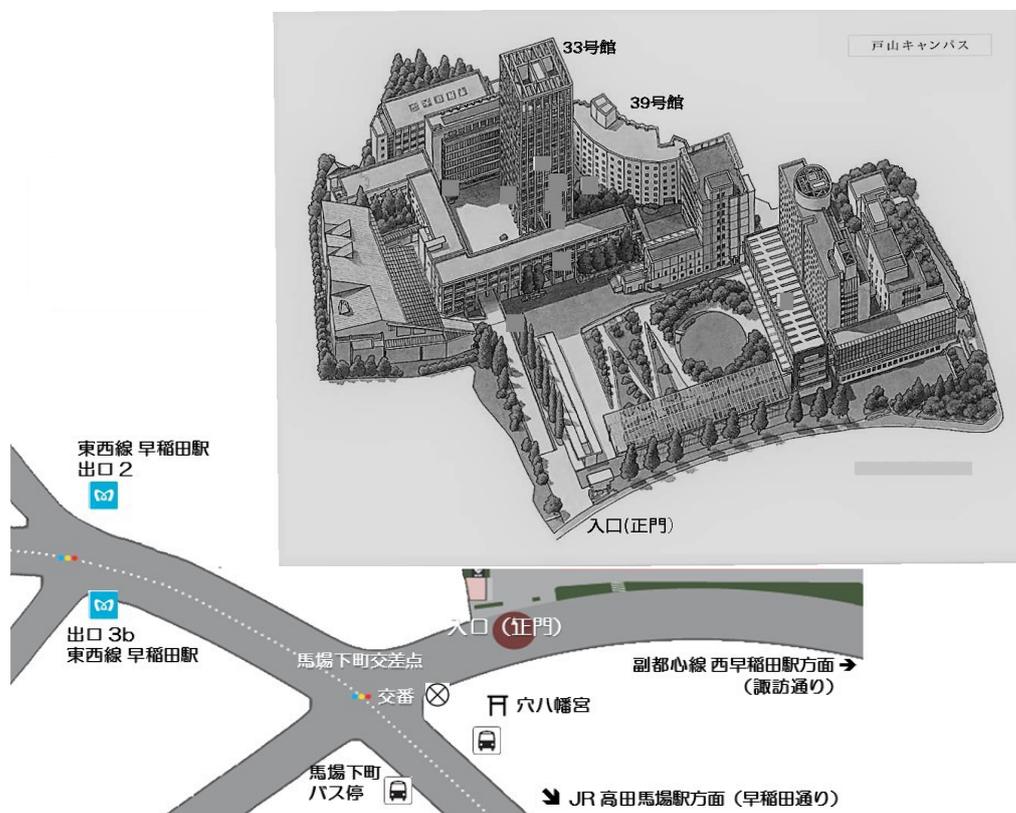
（備考）

\*戸山キャンパスは、地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩5分

（地下鉄早稲田駅からの経路、及び構内地図は、上記URLを参照してください。早稲田駅から戸山キャンパスへの経路は、穴八幡の神社と交番が角にある十字路が目安になります。）

\*研究会の会場は、戸山キャンパス（文学学術院）で最も高い**33号館の建物の3階（第一会議室）**です。今回は、この会場をメイン会場にし、予備会場として、同館3階の33-332教室を、また同館3階奥にある第二会議室を大会本部として、使用します。

### 早稲田大学戸山キャンパス 構内図



## 第6回震災問題研究交流会研究報告書

発行日 2021年1月7日

編集 震災問題研究ネットワーク・日本社会学会震災問題情報連絡会

連絡先 震災問題研究ネットワーク・日本社会学会震災問題情報連絡会事務局  
〒162-8644 東京都新宿区戸山 1-24-1 (早稲田大学・浦野正樹研究室内)  
office150315dcworkshop@gmail.com